

令和元年

三重県議会定例会会議録

(6 月 6 日)
(第 4 号)

令和元年

三重県議会定例会会議録

第 4 号

○令和元年6月6日（木曜日）

議事日程（第4号）

令和元年6月6日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔代表質問〕
- 第2 議案第3号から議案第20号まで
〔質疑、委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第3号から議案第20号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博

9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	木 津	直 樹
16	番	田 中	祐 治
17	番	野 口	正
18	番	倉 本	崇 弘
19	番	野 村	保 夫
20	番	山 内	道 明
21	番	山 本	里 香
22	番	稲 森	稔 尚
23	番	濱 井	初 男
24	番	森 野	真 治
25	番	津 村	衛
26	番	杉 本	熊 野
27	番	藤 田	宜 三
28	番	稲 垣	昭 義
29	番	石 田	成 生
30	番	小 林	正 人
31	番	服 部	富 男
32	番	谷 川	孝 栄
33	番	東	豊
34	番	長 田	隆 尚
35	番	奥 野	英 介
36	番	村 林	聡

37	番	今 井	智 広
38	番	北 川	裕 之
39	番	日 沖	正 信
40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	舘	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅	真 子
書 記（事務局次長）	畑 中	一 宝
書 記（議事課長）	西 塔	裕 行
書 記（企画法務課長）	枡 屋	武
書 記（議事課課長補佐兼班長）	平 井	靖 士
書 記（議事課班長）	中 西	健 司
書 記（議事課主任）	中 西	孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
-----	---------

副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員長	岡 本 直 之
警 察 本 部 長	難 波 健 太
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹

人事委員会委員
人事委員会事務局長

降 旗 道 男
山 口 武 美

選挙管理委員会委員長

高 木 久 代

労働委員会事務局長

山 岡 哲 也

午前10時0分開議

開 議

○議長（中嶋年規） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中嶋年規） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第6号、議案第8号及び議案第9号について、
地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お
手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんお願いします。

次に、6月3日を提出期限といたしました請願はございませんでした。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。
以上で報告を終わります。

人 委 第 29 号

令和元年6月4日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

令和元年6月3日付け三議第37号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第6号 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案

議案第8号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案

議案第9号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例案

別 紙 1

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案
及び公立学校職員の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末
手当に関する条例案に対する人事委員会の意見

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案及び公立学校職員の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案は、

地方自治法第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものであり、適当と認めます。

別 紙 2

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する
条例案に対する人事委員会の意見

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に鑑み、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の規定を整備するものであり、適当と認めます。

代 表 質 問

○議長（中嶋年規） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。28番 稲垣昭義議員。

〔28番 稲垣昭義議員登壇・拍手〕

○28番（稲垣昭義） 皆さん、おはようございます。新政みえ、四日市市選出の稲垣昭義です。このたび、三谷代表の後を受け、会派の皆様方から御推挙をいただき、新政みえ代表を務めることになりました。2年半のブランクがあり、若輩者でございますけれども、県政発展のために努力して参ります。知事はじめ執行部の皆様、改めてよろしくお願い申し上げます。

これまで何度も一般質問には立たせていただきましたが、会派を代表しての質問は初めての経験です。改選後初めての議会で、最初に知事と令和新時代の三重県の未来を議論できることは大変光栄なことであります。知事が選挙期間中、県民に対してお約束された、（冊子を示す）この未来展望みえの会の政策集2019を私も読ませていただきました。なかなか読み応えのある充

実した政策集でありました。今日は、この政策集の中身に関して幾つか議論させていただきたいというふうに思っています。

まず、政策集の議論の前に、先日、川崎市多摩区でスクールバスを待っていた児童ら約20人が殺傷された、本当に憤りを感じる痛ましい事件が起こりました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、心と体に深い傷を負った皆様にお見舞い申し上げるとともに、一日も早い御回復をお祈り申し上げます。この事件を受けて知事は、全容が解明される状況を見ながら、対策を検討する、子どもたちの命を守りきらないといけない、やれることは何なのか情報収集をすると記者会見で語っておられました。政府は、児童の安全対策を早急に検討するとのことですが、通学時に起きた事件ということもあり、県として子どもたちの通学時の安全対策をいま一度調査する必要があると考えます。公立学校のみならず、特に今回の事件のように私立の学校に通う児童・生徒の安全対策も重要であると考えます。令和元年度三重県経営方針（案）に、この殺傷事件を受けて、改めて市町や警察、関係団体、地域の皆さんと連携し、子どもの命を守る取組を進めるとの決意が追加されました。

今回の事件を受けて、知事として何を思い、何をやらなければいけないと考えているのか御所見をお聞かせください。子を持つ親の一人として、子どもが巻き込まれる事件や事故が起こると身につまされる思いであります。今回の事件を受け、警察本部長にもその思い、子どもたちの安全を守る決意をお聞かせいただきたいと思います。御答弁、お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 川崎市多摩区での事件を受けて、私が何を感じ、今後、子どもたちを守るためにどのような取組をしていくのかということについて答弁させていただきます。

今回の川崎市で発生した大変痛ましい事件について、まずもって、亡くなられた児童や保護者、その御遺族の皆様にご心からお悔やみ申し上げます。また、負傷された方々の一日も早い御回復を心からお祈り申し上げます。

どうしてあんなことが起こったのか、強い憤りを禁じえません。また、同

じ通学をしている小学生の子を持つ親としても、これからの未来に対する夢や希望を突然絶たれてしまった児童の無念や悔しさ、夢がかなったときの喜びを感じることができなかったこと、また大切な我が子が突然いなくなった、信じられない喪失感を感じておられる御遺族の気持ちを思うとき、胸が張り裂けそうな気持ちです。だからこそ、子どもたちの命を守りきるんだと、そのために県でもでき得るあらゆる対策を講じなければならないと思いを強くしています。

今回の事件は、スクールバスの乗降場所という、これまで危険箇所として捉えていなかった、子どもたちが集まる場所、大人のいる場所で発生したことも踏まえ、学校が警察に集団登校の集合場所やスクールバスの停留所等、子どもが集まる場所を情報提供するなど、学校と警察の連携による見守りを強化しているところです。

また、県警察における取組については、後に本部長から答弁があると思います。

また、これまで進めてきた市町教育委員会、学校、自治会、保護者、ボランティア、警察等、多様な主体による見守り活動を一層充実させていくことも重要です。県内各地では、自分たちの地域は自分たちで守るという思いを持った防犯ボランティアの方々により、地域の実情に応じた活動が展開されています。危険な犯罪者と直接対峙するなど、警察にしか担えない役割もありますが、防犯ボランティアの方々のお力もお借りしながら、官民挙げて、地域ぐるみで取り組んでいくことが、犯罪の抑止につながると考えています。

県では、事件直後に、防犯ボランティアのリーダーとして活動されている方々等に対し、学校等との連携による見守り活動の強化をお願いするとともに、各種活動時の御自身の安全確保についても注意を喚起したところです。

その方々を対象に、今回の事件も踏まえて、万が一のときの対処方法や日ごろの備えにかかる内容を含むフォローアップ研修を実施する予定です。

あわせて、国の事業の活用も念頭に起きながら、いわゆるスクールガードと言われる方々に対する指導等を行う警察官OBや防犯の専門家等のスクー

ルガードリーダーの委嘱を行う取組なども検討しています。

一方、何が起こるかわからない状況として、子どもたち自身が身を守る意識を持つことも大切です。今回の事件を受けて、子どもたちに行う防犯教室の内容を見直し、例えば、危険箇所の写真を子どもたちに見せて、子どもたち自身に危険を予想させたり、その危険からどのようにして身を守ればよいのかを考えさせるなど、より実践的な内容となるよう、全ての小・中学校の教員を対象とした研修を実施します。

今後、これらの取組が短期に終わることなく持続的なものとなるよう、関係機関がしっかりと連携、協力し、子どもたちの通学の安全が確保されるように取り組んでいきます。

そのような観点からも今年度策定する次期、安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラムの策定に向けた議論では、重点テーマの一つに子どもを犯罪から守る、を位置づけ、取組の促進をするための方策について検討を進め、安全で安心な三重を目指してまいります。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） 登下校時の子どもの防犯対策について答弁を申し上げます。

新潟県で下校中の女子児童が殺害された事件などを契機に昨年の6月に、政府において登下校防犯プランが策定をされました。

警察では、これを踏まえまして関係機関、団体、地域住民と連携し、通学路等における子どもの安全確保のための対策に取り組んできたところであります。

具体的には、子どもの一人区間など通学路の危険箇所に対する制服警察官による警戒、パトロール活動の実施、学校と連携し、子どもに犯罪被害を回避する能力を身につけさせるための防犯教室の実施、不審者情報を認知した場合の地域住民へのタイムリーな情報提供と、早期に行為者を特定しての検挙や指導、警告など、総合的な防犯対策を推進しているところでございます。

今回の川崎市における事件を受けての対応であります、この事件では、

スクールバスを待つ児童らが被害に遭っている状況から、各警察署に対しては、これまでの対策に加えまして、集団登校の集合場所など、登下校中の子どもが集まる可能性のある場所における警戒やパトロールなどを強化するように指示したところであります。

各警察署では、既に事件発生以降、学校、防犯ボランティア団体と連携をし、通学路やスクールバス停留所における警戒などに取り組んでおります。

子どもが被害者となる犯罪は、一たび発生しますと、子どもの心身に深い傷を残すとともに、県民に著しい不安感を生じさせるものであることから、地域社会全体で子どもの安全を確保する対策を講じることが重要と考えております。

県警察といたしましても、今後も、関係機関、団体、地域住民等と一層の連携を図りながら、通学路等における子どもの安全確保のための対策を推進する決意でございます。

以上でございます。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 知事と警察本部長のほうから子どもの安全を守るという決意、そしてまた、具体的に今対応していただいていることをお話をいただきました。

そして、もう1点なんですけど、この絶対許すことのできない加害者でありますけれども、このような加害者がなぜ生まれたのか、このような犯罪者を生まないために私たちには一体何ができるのかといった視点も非常に重要であるというふうに考えます。

知事は政策集の中で、ひきこもりへの支援について、本人や家族への途切れない支援体制のあり方について述べられています。また、若年層の自殺防止対策も挙げられております。

内閣府が本年3月29日に公表した調査によりますと、40歳から64歳のひきこもり中高年者の数が、推計で約61万3000人に上ったとの調査結果が出ています。昨日の県の発表によると、県内のひきこもり当事者数は、推計で1万

6000人、そのうち40歳から64歳、いわゆるひきこもり中高年者の数は8570名との発表もございました。80代の親とひきこもり傾向にある50代の子どもという8050問題という言葉も言われる社会となりました。介護や金銭的な問題などで追い込まれていくといった問題を抱えた人たちに対して、どう支援をしていくのかといった問題に関しても、私たちは真剣に向き合わなければいけないと感じています。

もちろん、ひきこもりの方が犯罪者になるということではありません。今回の事件の後、44歳の引きこもりがちな息子を父親が周りに危害を加える可能性があるとの理由で殺した事件も起こりました。私は、この8050問題に腰を据えて取り組む必要があると感じていますが、知事の考えをお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） ひきこもり対策などについて少し考えを述べたいと思います。今、稲垣議員からもありましたとおり、ひきこもりイコール危険とか、ひきこもりイコール殺人というような偏見や誤解というのは厳に慎まなければならないということでもありますけど、その大前提としてひきこもり対策について御質問がありましたので、答弁したいと思います。

本県では、平成25年に、こころの健康センター内に、ひきこもり地域支援センターを設置して、ひきこもりの問題を抱える方々を対象に、電話や面談による相談対応のほか、家族のつどいを開催するなどの取組を行っています。後に述べます昨年度三重県が行った実態調査においても、親からの相談が大半という状況でありますので、そういう家族のつどいなどを開催するということは一定、意義があると思って開催をやっています。

あわせて、支援者スキルアップ研修などの人材育成や講演会による啓発、それから社会福祉協議会や地域若者サポートステーションなどのひきこもり当事者を支援する団体等で構成する、三重県ひきこもり支援ネットワーク会議を設置し、支援機関同士の連携強化に取り組んでいます。

先ほど稲垣議員から数字の御紹介がありました。私のほうからは昨日記者会見で、15歳から39歳までの対象を推計すると8570人で、これ人口割で戻し

てきているんですね。平成30年度の40歳から64歳で、ごめんなさい。さっきのが7570人で、こっちが8570人で、これも人口から引き戻してきているので、単純に足すというのは、これ、年度が違いますし、いずれも人口割からの推計ですので、少しちょっと、合計で1万6000人というのは、そういう数字を使うのはいかがなものかと私は思っています。それは会見でも述べました。それはちょっと置いときまして、推計上はそういうことがあります。

さらに、40歳から64歳を対象とした調査では、ひきこもりの約76%が男性。三重県の実態調査においても、おおむね男性が7割という傾向が出ています。

それから内閣府の調査では、40歳から44歳と60歳から64歳の割合が、ともに25.5%と高くなっているという、この年齢の傾向も県の実態調査でも似たような状況です。あわせて、ひきこもりの期間について、7年以上と回答した人が約半数に上っているというような状況があります。

そこで昨年度、先ほど申し上げましたような実態調査、160の支援機関があるんですけども、そこを対象に調査を行いましたところ、多くの機関で相談対応を行っているとか、相談を受けた機関が必要に応じて他の機関と連携を図りながら支援を行っている状況が明らかになりました。

一方、当事者や家族にとっては相談窓口がわかりにくい、あるいは多くの支援機関で、その相談を受けたときに何らかの介入をする必要があると思っても、じゃ、具体的にどういうふうに介入していったらいいのかとか、あるいは精神疾患を疑う方に受診支援をしていく、この受診したほうがいいですよと言っても実際に受診に結びついていないというような実態とかもありました。

こういうようなことで課題もいろいろ抱えているということが明らかになりましたので、いずれにいたしましても、ひきこもり対策、その当事者や家族の方が身近な地域で支援を受けられることが大切です。

一つは相談窓口に関する啓発、もう一つは市町や地域の支援機関の取組を積極的に支援し、居場所づくりやアウトリーチの拡充など支援態勢の充実、それから人材育成等、そして関係機関のネットワークの充実、こういうよう

なことに取り組んでいく必要があるというふうに考えておりますけれども、改めて現在の状況、昨年の実情調査なんかを踏まえながら、先ほど議員から腰を据えてという話ありましたけれども、しっかり深い議論を関係機関とともにやっていきたいと思います。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 知事のほうから腰を据えてというお話もいただきました。今回、事件の対応はもちろんなんですけれども、改めて、この8050問題というの、ちょうど昨年、内閣府が実態調査をやって、ある程度、40歳から64歳の中老年者のひきこもりの数、それがまた県内でもということで数字も出てきている現状もございますので、知事には腰を据えた取組をぜひ期待したいというふうに思っております。

それでは、知事の政策集の内容に関する具体的な議論に入らせていただきます。

まずは、防災・減災対策についてです。東日本大震災や紀伊半島大水害を経験し、南海トラフ地震や風水害など常に大きな災害に見舞われる危険性が高い本県において、この政策集でも知事の強い決意と思いが書かれております。

令和元年度三重県経営方針（案）でも注力する取組の一番に挙げられ、防災・減災対策を新たなステージにということで45本の政策取組が掲げられ、集中的に取り組むため、防災・減災の政策パッケージを創設し、その規模は3年間で総額約1000億円規模とし、ソフト、ハード両面での対策を加速しますと言われております。パッケージ化して具体的に3年間で1000億円投入するとの知事の思いは理解し、期待したいところでありますが、6月補正を含めた令和元年度の予算を見てみると、知事の思いとは少し乖離があるのではないかなと感じます。

この防災・減災対策パッケージについて、6月補正では161億円が増額され、当初予算とあわせて約755億円となっています。3年間で総額1000億円規模の予算を投入して防災・減災対策に取り組むと訴えられ、1年目の予算

で755億円計上されている状況は、数字だけを見ればしっかり取り組んでいるなど見てとれます。

しかし、少し中身を見てみると、ソフト対策に関しては、30本の施策に合計23億円、これは理解できます。

一方、ハード対策は、同じく30本の施策に対して合計732億円の予算が計上されています。

特に農林水産部や県土整備部の公共事業は、広い意味では全て防災・減災対策につながるのかもしれませんが。

しかし、例えば、農林水産部の治山事業17億円、県単治山事業17億円、県土整備部の河川事業99億円、海岸事業35億円、道路改良事業101億円、道路維持修繕事業107億円などは、これまでの事業全てをこの防災・減災対策パッケージに入れたもので、本当に知事が強い思いで3年間かけて取り組むといった思いと合致しているのかと感じさせられます。

私は、もし仮に今年度の予算編成の考え方で、この防災・減災対策パッケージを創設し取り組むのであれば、特にハード面は今までの公共事業の取りまとめが多く含まれており、逆に3年間で1000億円との目標はかなり低い目標となるのではないかと感じてしまいます。ハード面に関して、広い意味ではなく、真に防災・減災対策に資するものを取り出してパッケージに入れるといった形の防災・減災対策パッケージの考え方に改める必要があるのではないかと感じますが、知事の考えをお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 防災に対する今回のパッケージが私の思いを十分に反映しているのかなどについて答弁させていただきたいと思います。

「観往知来」防災・減災対策パッケージは、東日本大震災や紀伊半島大水害といった大規模災害における教訓を踏まえ、災害の時代と言われた平成から令和へ移るこの機を捉え、三重県の防災・減災対策を新たなステージへ進め、さらなる深化を目指し、政策パッケージとして創設したものです。

このパッケージは、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

をはじめとした制度や財源を最大限に活用しながら、ソフト、ハードの両面で取組を進めていくものです。

この緊急対策は、地方からの声が国を動かし、対策に反映されたものであり、私も本県だけでなく、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長として、全国の被災地も直接訪問し、現場の声を伺い、対策を検討してきました。昨年も、平成30年7月豪雨や大阪府北部を震源とする地震では、被災地の思いを受けとめて要望を取りまとめ、被災府県とともに国に対し緊急に提言を行いました。これらの取組が7兆円規模の緊急対策につながったものと考えています。

また、このパッケージは、風水害や地震、津波などの災害に的確に対応するとともに、災害時の体制強化や次世代への継承を図るため、様々な主体と連携し、ソフト、ハードの両面から総合的かつ効果的に進められるよう取り組んでいくものです。

例えば、風水害対策としては、頻発する風水害から住民の生命を守るため、適切な避難行動につなげる市町取組への総合的、一体的な支援や、河川堤防の整備等のハード整備に、また、地震、津波対策としては、三重県広域受援計画の市町展開から農業用ため池の耐震対策など、多岐にわたる取組を実施します。

さらに、災害時の体制強化や災害への備えとしては、病院、中小企業、小規模企業へのBCP策定支援や、市町が行う避難所の停電対策等の支援などに取り組みます。

次世代への継承や防災意識の醸成としては、伊勢湾台風60周年に合わせた事業などを実施して災害への備えの大切さなどを伝えることとし、国の緊急対策を活用しながら、積極的に予算を確保していきます。

このパッケージは、過去の災害の教訓や課題を生かし、来る災害に備えるため、災害後、次に予想される災害との間、いわゆる災間を生きる我々が、まさに今、取り組むべき対策を取りまとめたものです。

防災・減災対策に、これで万全というゴールはありません。今後も引き続

き、国と地方が両輪となって防災・減災対策を推進し、県民の皆さんの安全・安心を高めていきたいと考えています。

今、広義に防災に入る可能性はあるけれども、突き詰めていけば少し通常のものも含まれているのではないかという議員の御指摘だと思うんですが、そういう御指摘も理解できる一方で、例えば昨年の7月豪雨では、防災重点ため池に指定されていない広島県のため池が決壊し人の命が奪われています。また、7月豪雨のときには私、岐阜県の古田知事から聞いたんですけれども、ふだんよりも河床掘削を、河川の堆積土砂を5センチメートル多くやっていたので、岐阜市内が浸水しないで済んだというお話がありました。

また、一昨年だったと思いますけれども、度会町で道路が冠水したところで人が亡くなったケースがありました。あそこは今まで注意喚起をするソフト対策だけやっていましたけれども、そこにハード対策を加えていくことで防災・減災対策につながっていく。

ですので、通常の対策であったとしても、それが命を救う防災、減災につながるということは大いにあり得ると思いますので、そういう意味では私の思いを反映してくれていると。私、防災の委員長もそうですし、知事をやらせていただいて、やっぱりリスクというのは、防災・減災対策というのは空振りを恐れず、リスクの範囲を広くとることでその備えができるんだというふうに思っていますので、そういう意味では思いを反映しています。

しかしながら、そういう御指摘もありますから、説明においてはしっかりと留意しながら、こういうふうに関防、減災につながっていくんだといううな効果、狙いなども丁寧に説明するように心がけたいと思います。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 知事のほうからお答えいただいて、いろんな意味で、広い意味でと言ったけれども、それぞれ防災、減災にはどれも効果あるんだという、やってかなきゃいけないというのは非常によく理解もできるところで、それであるならば、例えば今回、知事は3年間で1000億円というのを、数字だけではないんですけれども、掲げられて、例えば1年間で今年度予算で

755億円やりました。だから、例えば残り200億円ぐらいでいいんですみたいな話になってもらっても困るなということも一方で思うものですから、やはりそのあたりが知事の目指し掲げられたときの1000億円のイメージと、今回の当初予算と補正予算を含めて出てきた755億円というイメージが重なっているのかなというのは実は疑問があるんですね。そのあたりを今、知事ももう一度、丁寧な説明と中身の精査ということも言っていただきましたので、来年度以降の取組の中でしっかりチェックもいただいて、パッケージ化して幅広くやっていくというのは、非常に私も賛成するところですので、ぜひ期待もしていきたいなと思ってます。

それでは、次にこの知事の政策集を読んでまして、財政のところでおもしろいものを発見をいたしまして、それについて少し議論したいんですが、フランス、パリ市などで行われている参加型予算の導入について検討します、事業の見直しに当たって、県庁の中の発想だけではなく、より多様な発想を予算に反映させ、情報公開のみにとどまらず、予算編成プロセスへの県民の参加の仕組みの構築について検討しますと書かれております。

調べてみますと日本では広い意味で参加型予算の実例は、鳥取県や京丹後市が取り組んでいる予算編成過程の公開といったもの、あるいは志木市が2005年度と2006年度に実施をした公募の市民代表によって予算を作成するもの、または市川市や一宮市が取り組んできた、市税の1%を地域活動団体の支援として市民が決めるといったものがあります。

これらの取組は、かつて野呂県政時代に、本県においてもパーセント条例のようなものを導入できないかというふうに考え、県議会にNPO等ソーシャルビジネス支援調査特別委員会を設置をし、中嶋議長も非常に懐かしい顔をされておりますけれども、そのような検討をしたことがありました。しかし、実現には至りませんでした。

一方、鈴木県政になって予算編成過程のインターネット公開など広い意味での参加型予算の取組は行われております。

しかし、恐らく知事がこの政策集で言われるところのフランス、パリ市な

どで行われているものは、市民参加予算と言われるもので、日本ではまだ実例がございません。

この市民参加予算というものは、1989年にブラジルのポルトアレグレ市で始まり、2000年に入り急速に広がり、現在世界では2000以上の自治体に取り組んでいます。南米やヨーロッパを中心に広がりを見せていますが、アジアでは韓国が2012年から大統領令で地方自治体に市民参加予算を義務付けています。ちなみに韓国では、行政が議会に予算案を提出するときに、住民の意見書をあわせて添付することが義務づけられております。

市民参加予算は、討議デモクラシーの実践として世界中で急速に広まっていますが、代表制民主主義の中に、市民参加予算の仕組みを導入すれば、議決権を持つ議会との兼ね合いや、予算編成権を手放したくない行政とのかわりといった点で様々な問題が起こると思われます。

しかし、私は税の配分に県民が直接かかわれる仕組みは非常に重要であると考えます。

私はこの2年間、議員という立場を離れて、行政や議会を見る機会をいただきました。議会は県民とかけ離れているところでやっているのではないかと、前例踏襲の行政は県民から見てあまりおもしろいものではなく、行政や政治に関心がなくなっているのではないかと、政治離れが進み、選挙の投票率が選挙のたびに下がる中、ポピュリズムという今だけを求めた風潮が広がり始めているように感じています。私の中では、この民主主義の危機的な状況にあって、新しい未来に向かって進むキーワードは、参加型と当事者意識だと考えるようになりました。

そこで、この市民参加予算というのは、まさに市民が参加型で、当事者意識を持って自らのまちの予算をつくるといった日本の民主主義の新しい形になるのではないかと期待をしております。知事の政策集にあるように、ぜひこの市民参加予算の制度設計を御検討いただき、全国で初めて市民参加予算を三重県でやろうではありませんか。知事の決意をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 参加型予算についての思いについて答弁させていただきます。

参加型予算につきましては、県民の皆さんとの協創により予算をつくり上げるという観点から、県が実施する事業の構築に県民の皆さんの新たな発想や身近な問題意識を取り入れ、事業の質の向上や限られた資源の有効活用を図るとともに、県民の皆さんが県予算に興味を持っていただいたり、まさに協創で公共に参加していただく機会を増やしたりすることを目指すものであり、現在、令和2年度の当初予算編成からの導入に向けて検討を行っています。

県民参加の仕組みの検討に当たっては、市民が提案し、壁面緑化や自転車専用道路の整備など、市民生活に密接にかかわる事業が実現したパリ市の事例等を参考としつつ、県民とのコミュニケーションを重視した三重県らしい県民参加の仕組みとなるよう取り組みます。

具体的には、これまでの行政の発想にとらわれない新たな視点を幅広く事業に取り入れるため、県がテーマを設け、課題をクリアにして募集を行うなど応募しやすい工夫を行います。

また、より多くの県民の皆さんに参画していただくために、事業選定に投票制度を設ける予定です。つまり、自分で提案するところまではいかなないけれども、この提案だったら実現したらいいよねと思うような投票制度を設ける予定です。

県民参加型予算は、県民の皆さんからのアイデアを募集することにより、予算案の質を高めるための工夫であり、事業選定後は、当然にして予算案として県議会に提出し、しっかり通常の予算同様、御審議いただきたいと考えておりますし、その際には、県民の皆さんの思いや意見というのがわかるような、先ほど資料の添付の話もありましたけれども、そういう工夫なども検討していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、私も今回、3選させていただきましたけれども、投票率については伸びないような状況でありました。やっぱり政治や行政に多

くの人たちに関心を持ってほしい。そして、参加してほしい。そして、一緒に前に進んでほしい、そう思うからこそ、様々な工夫を、いろんな課題があるから何もやらないのではなくて、いろいろ課題があるならそれをクリアする努力をした上で何かして前へ進んでいこうと、そういう思いでこの参加型予算、しっかり検討していきたいと思います。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 知事のほうから、具体的に令和2年度の予算編成には、この参加型予算ということで、公募された、応募しやすい状況をつくって、そして事業の投票制度などを設けた、そういう予算編成のあり方も検討していきたいという今お答えでした。当然、この参加型予算と今、あえて知事が言われているのは、もしかすると市民参加予算と今世間で言われているものとは違うものなのかもわかりませんし、そのあたりについての知事の認識をもう一度確認をさせてもらっていいですか。

○知事（鈴木英敬） 今、稲垣議員から御紹介いただいたような、今ある一定配分を配分するようなこととか、そういうようなものとはちょっと違う、予算編成過程において参加をしてもらって、最後はもちろん議会で御承認いただくということなんですけども、我々執行部の予算編成の中に、プロセスに県民の皆さんに参加をしてもらう、そういう観点です。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） そういう観点ですと、いわゆる市民参加予算の観点と同じなのかなと。予算編成過程に市民がかかわってくるということは、画期的なことだと思ってまして、ぜひそれを進めていただきたいなと思っておりまし、私も実は勉強中で、これまた知事も読んでいただくと、読んでいただいかわかりませんが、（冊子を示す）この『市民参加の新展開』というのにかなりいろんな事例が載ってまして、これ世界の事例なんで、日本には実は余り事例がないんですね。世界のいろんな都市の事例が載っているやつを、ちょうど私も研究させていただいてるところで、ぜひこの令和2年度から参加型の予算ということで、市民が予算編成過程にかかわってくる制度を

県としてやるんだという知事の決意ですので、ぜひ全国のモデルになるような形をつくっていただきたいなと思ってますし、ぜひ私もそれをもう少し勉強もして、提案もさせていただきたいなと思ってますので、いずれにしても私はこれからのキーワードは参加型と当事者意識ということだと思ってまして、ぜひそのことでまた一緒に取り組ませていただけたらありがたいなと思ってます。

それでは次に、今年度は県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した戦略計画であります、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の最終年度を迎え、今後4年間を見据えた第三次行動計画の策定に入ります。この策定に当たり知事の基本的な考え方をお聞きかせをいただきたいと思います。

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会と続く新たな社会像として、Society 5.0ということが言われておりますが、AIやIoT、ロボットなどの進化に伴い、急速に世の中は変わります。第四次産業革命といわれる時代にあって、行政がそのスピードに取り残されることがないようにしなければいけません。

一方、世の中が多様化し、格差がますます広がる中、誰一人取り残さない、持続可能な社会を目指して2015年に国連で採択されたSDGsの取組が始まりました。開発目標として、17のゴールとその下に169のターゲットから構成されていますが、私はこのSDGsの大きな特徴の一つは、都市の問題が取り上げられたことと、そのアクターとして地方自治体が注目されている点だと考えています。

次期行動計画を策定するに当たり、これまでどうしても行政の弊害と言われてきた政策一つ一つが縦割りになることに対して、SDGsという視点を入れることで、横串が刺せるのではないかと期待しております。

次期行動計画を策定するに当たり、知事からは、Society 5.0やSDGsは県政運営の方向性と共通項が多く、親和性があると述べていただいています、具体的にどのように次期行動計画に生かしていこうと考えているのか知事の御所見をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 次期行動計画の策定におけるSociety 5.0、SDGsの考え方をどう生かしていくのかということについて答弁いたします。

第5期科学技術基本計画において提唱されましたSociety 5.0は、必要なもの、サービスを、必要な人に、必要なときに、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会を超スマート社会と捉え、仮想空間と現実空間を高度に融合し、経済社会と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会の実現を目指すものとされています。

このようなSociety 5.0の考え方は、人口減少、少子・超高齢化が並行して進展する中、複雑に絡み合う地域の課題解決や、強靱で多様な産業構造の構築に向けて、非常に重要な概念であり、県政においても、1次産業の生産性向上と担い手の確保、高齢者等の円滑な移動手段の確保、ビッグデータ、ICTの利活用など、既に着手しているところです。

一方、国際社会全体の開発目標であるSDGsは、誰一人取り残さないことを理念に掲げ、経済、社会、環境面の統合的な取組を通じ、持続可能な世界を実現することを目指すものです。

SDGsの目標、ゴールは、これら三つの側面を一体不可分なものと捉え、相互のつながりを深く理解し、ひもとくことで、自治体に取り組むべき複数の課題の同時解決を目指すことができるものと考えられています。

また、SDGsでは、様々なパートナーシップの経験などに基づく、政府、民間セクター、市民社会の多様な主体の参画が奨励されており、みえ県民力ビジョンが掲げる、自立し、行動する県民、アクティブ・シチズンが、公を担う主体として、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していく、協創の考え方と通じるものと考えられます。

今、人口増を前提とした右肩上がりの成長が見込めなくなり、従来の社会モデルが通用しない時代が到来しています。

こうした中、S o c i e t y 5.0やSDG sの目指す未来の社会像は、様々なつながりが増え、多様な知識や情報が共有され、新たな価値を生み出すことで、少子・超高齢化や過疎化、貧富の格差などの様々な社会的課題が克服され、一人ひとりが快適で活力に満ちた、質の高い生活を送ることができる新しい社会の姿です。

直面する課題に対し、新しいアプローチからの解決を図ろうとするS o c i e t y 5.0やSDG sの考え方は、新しい時代に目指す三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現という県政運営の方向性と親和性があり、今後の施策立案のよりどころの一つとなるものと考えられます。

こうしたことを踏まえ、次期行動計画の策定に当たっては、この二つの考え方を、施策を展開する視点として捉えることとしました。今後、さらに議論を深め、S o c i e t y 5.0やSDG sが実現する未来の三重県の姿を思い描き、各分野の施策とのかかわりなどについて検討しながら、次期行動計画の中で整理していきたいと考えています。

具体的には、これから経営戦略会議とか様々なところの有識者の方々などの御意見もお伺いしたいと思っておりますが、まさに稲垣議員や、あとほかの議員からも昨年度来、御指摘いただいておりますけれども、SDG sやS o c i e t y 5.0のための事業を何か立てるというよりは、横断的にいろんな施策をこういう視点から見ていくということになりますので、行動計画の各施策を説明していく際に、どういう関連があるのかということを説明していくというようなことは、少し考えられるのかなというふうに思っていますが、その資料の中に盛り込んだりするとか、そういうようなことが考えられるのかなと思いますが、具体的にはこれからよりよき方向をしっかりと検討していきたいと思えます。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 次期行動計画を、これから策定ですので、その策定するに当たって知事のほうからS o c i e t y 5.0や、SDG sといったものを

うまく、考え方に親和性があるということで、本当に多様化した時代の中で、社会課題も本当に複雑な中で、新しいアプローチが要するという発想で取り組むというお話でしたので、ぜひまたそういう視点でこれから策定に当たって、常任委員会でもいろんな議論を県議会としてもさせていただくことになると思うんですけども、ぜひそういった議論ができると、前例踏襲とは言いませぬけれども、今までの施策のつくり方とは違うつくり方をするんだぐらいの気持ちで、ぜひこの次期行動計画というのをつくっていただきたいなと思っています。

その中で、もう1点だけちょっと知事に確認をさせていただきたいところがあるんですが、先ほどからこういった変化の激しい時代、新しい時代という話もありますけれども、知事は今後の世界経済やイノベーションを支えるエンジンとなるデータというものに注目をして、そのデータを活用した新たな産業創出や地域課題解決に向けて、データ・サイエンス・バレー構想（仮称）を展開するということを言われています。私は非常に興味を持っておりまして、このバレー構想というふうに聞くと、これまで本県ではクリスタルバレー構想とかメディカルバレー構想とか、県政の柱になるような、産業政策の、そういったことが、そういう柱にして進められてきておったんですけども、ここで新たに知事のほうからは、データ・サイエンス・バレー構想というようなビジョンが示されておりますけれども、具体的にこのデータ・サイエンス・バレー構想というので、どういうものをビジョンとして描いているのか、そのことについても知事の考えを改めてお伺いしておきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今、世界の産業の主戦場が、ビッグデータを活用して、それをIoTとかAIと組み合わせると市場を獲得していくと、そういう領域にシフトしてますので、このイノベーションのエンジンがデータであるということは、論をまたないことだというふうに思ってます。

あわせて、ここで言うデータ・サイエンスというのは、データの分析と加工を駆使して、単体のデータだけでは見えなかったデータを統合することで

見えてくる新しい課題とか解決方法、こういうのを組み合わせて考えていくことをデータ・サイエンスと言っているんですが、今回はまず構想を、今年度ぐらいかけて有識者会議を設置して構想を練っていきたいと思っています。

そこでポイントは、一つは、そういうデータ・サイエンスをやっていくような、あるいはデータを活用していくような、産学官連携のプラットフォームをしっかりとつくるといこと、それからもう一つは具体的なプロジェクトを展開していくといこと、もう一つはそれをやれる人材をしっかりと育成するといこと、この三つが大きな柱になってくるとは思いますが、これまでのバレー構想のような物理的集積を図る側面はこれからどうするか検討しますが、一方で例えばフードイノベーションプロジェクトのように、バーチャルにネットワークでバレーという形にしていく方法もあると思いますし、それはこれからいろんな構想を聞きながらやっていきたいというふうに思っておりますけど、今申し上げたようなプラットフォームとプロジェクトと人材、これが大きな柱で構想をつくっていききたいというふうに思っています。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） そうしますと、私もちょっと気になっておった点が、例えばクリスタルバレー構想や、あるいはメディカルバレー構想を進めていく中で、どちらかというと、企業集積のイメージがあって、そういうのに力を入れていく、そういうのが構想の中で結構大きな柱としてあったのかなというふうに思ってます、今、知事のお言葉の中では、企業集積を図るかどうかこれから検討するものの、余りそれを主に考えていることではなくて、そのデータ・サイエンスにかかわる企業を集めていくということではなく、プラットフォームをつくってプロジェクトを具体的に回していく、そしてまた人材を育成ということですので、そのあたりの、特に産学官の連携でという取組だというふうにお伺いをしました。ぜひこの構想について、これについてはたしか今年度取りまとめで来年度から実施だったのかなと思ってますが、ちょっとそのあたりだけ。今年度、取りまとめでよかったんですけど。

○知事（鈴木英敬） この構想は、常任委員会とかにもお示ししたいと思って

ますけども、年内に最終、有識者会議の取りまとめをしたいと思っておりますので、それで決定、施行は年明けからか、議会に見えていただいて、その前にも見ていただきますけども、それで決定とするか、そこは最後調整の余地があると思いますが、有識者会議の最終取りまとめは年内に行いたいと思っております。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 先ほどの次期行動計画もそうですが、やっぱり時代の変化が早い中ですので、その取りまとめもしっかりスピード感を持ってやっていただいて、そしてまた議会ともしっかり議論していただいて、具体的にその構想がスタートするように期待をしたいところでございます。

それでは、次にスマート自治体の取組についてお尋ねをします。

行政、政治課題をテクノロジーを使って解決していこうという考え方を、小泉進次郎さんはポリティクス、政治をテクノロジーで解決していくという造語でポリテックという言葉を使って語っておられます。また、鎌倉市では、公共、パブリックと技術、テクノロジーを掛け合わせた造語で、パブリテックという言葉で市政において取組を始めております。AIあるいはディープラーニング、ブロックチェーンなどの先端技術を用いて、社会課題を解決するという意味では、小泉進次郎さんたちが目指すポリテックも鎌倉市の松尾市長たちが目指すパブリテックも同じ取組であると言えますが、私は個人的には、政治というよりは公共の課題をテクノロジーで解決するというパブリテックの造語のほうが何かしっくりくるのかなという印象は受けております。

いずれにしても今後の行政運営において、行政改革や働き方改革といった視点からスマート自治体の取組が進められている中で、このパブリテックといった考え方というのは非常に重要であると考えています。

6月補正予算では、スマート自治体への挑戦ということで、スマート自治体関連の新規取組に5347億円が計上されています。先日はスマート自治体の先進的な取組を進めるつくば市の副市長を講師に招かれて職員の勉強会をやられたというふうにお聞きをしました。その際、知事はRPA、ロボティッ

ク・プロセス・オートメーションを適用できる業務を総務部内で抽出した上で、試行的に導入する方針を示されたというふうにお聞きをしております。

そこでお尋ねをいたします。まずは知事の目指すスマート自治体についての考えをお聞かせください。また、つくば市の取組だけではなく、先ほど御紹介しました鎌倉市のパブリテックや、ほかの自治体においても様々な新しい取組が始まっており、ぜひ知事がリーダーシップを発揮していただいて、このスマート自治体のネットワークをつくっていただきたいと思います。が、知事の考えをお聞かせください。

また、このスマート自治体の取組は県内の市町も一緒に進めることがより大きな効果を生むことにつながると考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） スマート自治体についての思いと、ほかの自治体との連携あるいは県内市町との連携について答弁させていただきます。

私は三重県庁を、挑戦をたたえ、挑戦して失敗してもそこから学習して次の成功を生み出す組織、不祥事や事務処理ミスなどの失敗があっても、そこから学んで再発防止する組織という、二つの意味での学習する組織にしたいと考えています。

このため、ICT、とりわけAI、人工知能やRPA、ロボティック・プロセス・オートメーション等の新たな技術を活用することで、県庁の生産性を向上させるとともに、事務処理ミスなどをなくし、正確性も確保させたスマート自治体を目指します。

職員は企画立案業務や県民への直接的なサービスの提供など、職員でなければならない業務に注力することで、人材育成に資する取組とし、また長時間労働を是正するというだけの働き方改革ではなくて、本当の意味での働き方改革に挑戦し、結果として県民サービスの向上につなげていく、そういうことを目指していきたいと考えています。

こうした取組をスピード感をもって進めるため、まずは6月補正予算にお

いて、観光局における外国人旅行者や県税事務所における外国人住民への対応など、4業務について先行してA Iの活用に取り組みます。

また、R P Aの活用についても、他の都道府県での導入や実証実験が進んでいる業務を参考に、適用可能性の高い業務を複数選定し実証実験を実施します。

あわせて、モバイルワークなど多様な働き方を実現できるよう、次期県情報ネットワークの設計構築を行います。

今後は、6月補正予算に計上した事業を通じて得られた成果や明らかとなった課題、他の自治体からの情報等を踏まえ、導入効果が期待される分野や導入が必要な分野からA IやR P Aなどの新たな技術を導入するため、次年度の当初予算を見据えて、取組を進めてまいります。

また、スマート自治体を目指した取組を始めるに当たって、先般、R P Aの先進自治体であるつくば市の副市長をお招きし、行財政改革推進本部本部員会議において、非常に参考となる御講演をいただいたところです。

こうした取組を効率的、効果的に進めていくため、先進自治体への視察を行い、関係づくりを図るなど、経験やよりよい方法を共有するなどスマート自治体の取組を行う他の自治体との連携についても極めて重要であることから積極的に行っていきます。

さらに、県内の市町との連携も極めて重要であることから、県と市町がスマート化について合同で研究する検討会議を設けるとともに、市町のR P A導入において積極的な自治体をモデルとして支援し、市町のR P A導入につながるようなマニュアルを作成するなど、市町のスマート化に向けた支援を行うこととしています。

県庁のスマート自治体については、やはり昨年度、大変頻発しまして県民の皆さんの信頼を損ねるに至った不祥事や事務ミス、こういうものをいかにして直せるのか、それを職員の意識と行動、組織の仕組み、こういうことを直していくのは当然でありますけれども、あわせて職員の定数なども限られてきている中で、一方で課題が複雑、山積している中で、そういう意味でテ

クノロジーを活用して職員の負担も減らしながら、正確性の確保をしていく、そういうような県民の皆さんへの信頼回復という観点からも、非常に強い思いからこのスマート自治体というのをしっかりやりました。これは今回の選挙において、私も回らせていただく中で、県民の皆さんからの大変事務処理ミスや不祥事に対する目が厳しく、本当に県民の皆さんに申しわけなかったと、そういう思いからこういうスマート自治体をしっかりやらなければならないと改めて思っており取り組んでいます。

そして、ネットワークであります。実は三重県はまだそんな進んだ自治体と言えないので、まずは仲間をつくって勉強させていただくということで、私がリードしてネットワークというところまではちょっとまだ行かないので、しっかり勉強させていただきたいというふうに思います。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 知事のほうからいろいろ取組で、市町との連携については、具体的にそういう場をつくって、特にRPAについての導入を支援していくということで、その先進的な取組については恐らく財政的にもいろんな面でも支援していくということなんだろうと思いますので、ぜひそういうのを深めながら、効果ができるだけ県内全体で大きく出るような形でやっていただきたいなど。

どうしても県は自分のところをやるのに精いっぱいかわかりませんが、やっぱり市町でも同様の課題はあるというふうに捉えてまして、そのあたりを県と一緒にやることでの効果は非常に大きいのかなと思ってますので、ぜひ期待したいなと思ってます。

もう1点、知事にちょっとお伺いしたいなと思うのが、先ほども定員が限られている中で職員がいろいろミスもあったり、いろんなことで問題もあったと、それに対する県民の視線は非常に厳しいというものもあるということでもあります。

ただ、その中でこれから行政改革という視点で、このスマート自治体をどう捉えているのかというようなことも少しお聞きをしたいなと思うんですが、

5月22日に財務省が発表されてましたけれども、警察官や教員を除いた地方自治体の一般職員を今後の人口減のペースに合わせると、2018年をベースにして2025年は3万人減らせられると、地方自治体の職員はまだまだ減らしてもいけるんだというような数字を財務省は発表しました。

このように総務省がスマート自治体ということを推進してやっていくと、それに合わせて財務省は、いや、実は自治体の職員減らせられるんだよというようなことをぼーんと発表してきて、総務省と財務省のさや当てみたいなのが始まっているのかなという認識を思っておるんですが、知事はこの三重県においてそのスマート自治体というのをこれから進めていこうという中で、この財務省の発表について、人を削減していくということについての考え方というのは、どのような捉え方をされているのかというのを、ちょっとお伺いさせていただきます。

○知事（鈴木英敬） この行財政改革ということにおいては、県庁で厳しい財政状況ですし、財政の厳しい構造的要因が経常的収支にあるということから、総人件費の抑制というのは、あらゆる手段を講じて取り組んでいかないといけないというふうに考えておりますけれども、一方で職員の数ということについては、例えば児童相談所のこと一つとってもそうです。あるいは、感染症対策のこと一つとってもそうです。あるいは、災害が発生すると、うちも東日本と今回、西日本豪雨で7名の職員を派遣しています。そういうようなことを考えれば、職員の数を削減するためにこういうことをやるということはあってはならないというふうに思ってます、むしろ職員はしっかり確保しながら、でも、職員の人たちに定型業務とか、例えばテクノロジーを使えばもっと企画立案業務とか県民の皆さんのためにできることがあるはずなので、そっちにシフトして行ってほしいと、そういう思いでこういうスマート自治体を入れていくということだと思います。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 知事のお考えよく理解できます。県民へのそういった企画立案もそうですし、直接県民と接するところ、どうしてもどれだけAIや

らいろんなスマート自治体が進んでも、やっぱり人でないとできない部分、人と人とが対面して行わなければいけない部分というのは当然あるわけですし、そのあたりをさらに強化をしていく、そちらのほうの役割を担っていたくという部分で、そちらへ人員を回していきたいというので理解をさせていただきました。

あともう1点、最後ですけど、知事、先ほどネットワークをつくっていくのに関しては、三重県はそんなに進んでいるわけではないということで、リーダーをとるのはという、ちょっと何か遠慮したような言い方されてましたけど、市レベルでは先ほど言いました鎌倉市なんかの、私、パブリテックなんかも結構おもしろいなというふうに注目しているんですけど、都道府県レベルでいうと、そうそう進んでいるところがあるというふうには思っていない、三重県なんかは、むしろ知事が先頭に立ってやっていただいているほうなのかなというふうに思ってますが、個人的には例えばパブリテックとか、やっぱり新しい造語ですけども、その言葉を一つのネットワークの核にしてやっていくなんていうのはおもしろいかなというふうに思ってます、その言葉がパブリテックがいいのか、小泉さんが言っているポリテックがいいのかちょっとわかりませんが、何かそういうネットワーク形成はぜひやっていただきたいなというふうに思ってますし、ぜひその中でもリーダーシップも発揮いただきたいと思いますので、ちょっと知事の決意ももう一回確認してもらっていいですか。ちょっと遠慮されましたんで。

○知事（鈴木英敬） 都道府県でも知事がリーダーシップをとっているかどうかは別として、隣の和歌山県とかも統計業務やられたりとか結構事務的に進んでいるところもありますので、首長がそういうことが重要だというふうに認識をしながら、連携を深めていくということについては、いろんな仲間を誘っていく役割はできればやっていきたいなとは思いますが、しっかり自分のところで成果を出していくということに、まずは注力をしたいというふうに思います。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 当然、中のことをしっかりやっていただくというのは大事ですので、それをやっていただいた上で、恐らくネットワーク形成についても知事が頑張ってもらいたいという期待もしたいなと思いますので、これからの取組、期待したいところでございます。

それでは、最後に三重とこわか国体・三重とこわか大会後のスポーツ振興についてお尋ねをいたします。

私たちの任期であるこの4年間というのを考えますと、多くの重要課題はありますけれども、そんな中でも、この2021年に本県にとって2回目の開催となる三重とこわか国体・三重とこわか大会を開催することは非常に重要なことであると考えます。再来年の開催に向けて選手の育成や施設の整備、開催市町との緊密な連携や、開会式、閉会式の企画、開催機運の醸成など今後しっかり議論していきたいことはたくさんありますが、今日はあえて国体後の取組について議論させていただきたいと思います。

今年はラグビーワールドカップの日本開催、来年は東京でのオリンピック・パラリンピックの開催、そして再来年は三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催と、県民にとってもスポーツを通じての様々な魅力が実感できる3年間を迎えます。スポーツを通じたまちづくりや一体感、一流に触れることからの学びなど、この3年間は非常に貴重な期間になると思います。

一方で、この期間に国体後のビジョンを示して取組をスタートすることは極めて重要であると考えます。国体後も継続して三重県の競技スポーツを担う人材育成につなげるため、チームみえ・コーチアカデミーセンターの充実を図るというふうに述べられておりますが、具体的にどのように取り組む予定であるのかお聞かせをください。

そしてまた、本県には、サッカー女子なでしこリーグに所属する伊賀FCくの一、バレーボールVリーグに参戦しているヴィアティン三重、女子ラグビー、パールズや女子ハンドボールの三重バイオレットアイリスなどそれぞれの競技でトップレベルで活躍する選手やチームがあります。知事は政策集にて、これらのチームに対する支援など競技スポーツの活性化に取り組むと

書かれております。本県にはこれらトップレベルで活躍するチームや選手がいることをもっと多くの県民に知ってもらう機会が必要なのではないかと感じております。これらの支援についての知事の考えもあわせてお聞かせをください。

そしてまた、知事は政策集の中で、オール三重で応援できる県内初のＪリーグチーム誕生を目指し、Ｊクラブ誕生とスタジアム建設を推進する県民会議に参画し、クラブの強化、スタジアムの整備、県民の機運醸成などに官民一体となって取り組みますと書かれております。私は、国体後のビジョンの一つとして、Ｊリーグ基準を満たしたスタジアム建設づくりは取り組むべき重要課題だと考えます。特に県内の２チームがＪリーグ入りを目指し、ＪＦＬで戦っていることを考えるとスピード感も必要であると考えますが、知事の考えをお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ３点、コーチアカデミーセンター、クラブチームの支援、そしてＪリーグ、三つ答弁させていただきます。

まずコーチアカデミーセンターですが、少年種別の競技力向上のためには、優れた指導者の存在が不可欠です。このため、指導者の養成、確保に向けて、昨年度から全国で初めて、チームみえ・コーチアカデミーセンター事業に取り組んでいるところです。現在、１期生と２期生を合わせて４１名の指導者が受講しており、受講者は、国内トップクラスの講師による指導と、それぞれの課題に即した多面的な支援を受けることができます。

これらの取組により、昨年度はハンドボール少年女子が初優勝するなど、幾つかの成果も見え始めてきました。

この事業によって培った経験やノウハウは受講者の資質を着実に高め、引き続き、自己研さんを重ねることで、将来の選手育成のかなめとして、十分な役割を発揮してもらうことが期待できます。

国体後も継続して一定の競技力を維持する上で、こうした取組は大変重要だと受けとめており、引き続き、指導者の資質向上に努めていきたいと考え

ています。

一方、ここからクラブチームの関係ですが、成年種別につきましては、県内には毎年の国体でも活躍いただいている企業チームやクラブチームがあります。

これらのチームには、企業としての地域貢献活動やクラブチームの運営のために、日ごろから県民への周知やPR活動に熱心に取り組んでいただいているところです。

しかしながら、必ずしも県民の皆さんに、あまねく知れ渡り、幅広く支援を受けているといったところまでには至っていません。

このため、県としまでも、例えば、本年4月の県民の日記念事業で、複数の企業、クラブチームによる、スポーツ教室、体験会を開催するなどして県民への周知やPRの機会を提供しているところです。

また、私自身もサッカーの伊賀FCくノ一、ラグビーフットボールのパールズ、ハンドボールの三重バイオレットアイリスなどのイベントには、機会の許す限り参加し、激励することを通じてPRのお手伝いをさせていただいております。あわせて、国体で御活躍いただいているチームには、強化指定をさせていただいているところであります。

今後も国体での一層の活躍を期待するとともに、国体後も県民一体となって企業、クラブチームを盛り上げていけるよう、県民への周知などできる限りの支援に努めてまいりたいと思います。

続きまして、Jリーグ関係です。

近年、サッカーにおける本県の躍進ぶりは非常に目覚ましいものがあり、男子2チームがアマチュア最高峰の舞台であるJFLでしのぎを削り、またFC伊勢志摩においては、小倉さんが監督、理事長を務めるなど大変盛り上がっております。あわせて、女子は昨年の福井国体優勝の伊賀FCくノ一が1部リーグに復帰するなど、県民の皆さんの機運を盛り上げる絶好の機会となっております。

また昨年の国体では、サッカーが三重県として初めて総合優勝を果たすと

いうことになりました。

先月5日には、ヴィアティン三重と鈴鹿アンリミテッドF Cによる直接対決、三重ダービーがJ F L史上初めて実現しました。最後まで白熱した試合が展開されたことは記憶に新しく、本県初のJリーグチーム誕生がようやく手の届くところまで来ているものと、私としても感慨深い気持ちを強くしています。

そのような中、昨年11月、県内初のJリーグチーム誕生に向けて、三重県サッカー協会が中心となって、Jクラブ誕生とスタジアム建設を推進する県民会議が発足され、三つの部会を設置して議論が進められています。

県民会議においては、クラブ設立やスタジアム建設に向けて、チームの本化をどのように進めていくか、スタジアムの立地条件や整備、運営をどうしていくか、また県民の皆さんが一体となって応援できる環境づくりなど、多くの課題が提示されています。

これらの課題解決に向けては、県としても県民会議に引き続き積極的に参画し、前向きに議論していきたいと考えています。

また、私自身も特別顧問として、しっかりと意見を申し上げていきたいと考えています。

そして、県民の皆さんが一体感をもって応援できるJリーグチームの誕生と、スタジアムを中心とした活気あるまちづくりの実現のための機運醸成と環境整備に向け、関係の皆さんと連携し、官民一体、オール三重で取り組んでまいりたいと思います。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） もう時間もなくなってきましたが、知事のほうから国体後の選手の育成のために、コーチアカデミーを、国体に向けての育成だけじゃなくて、その後もしっかりとやっていくんだというお話もいただきました。私も国体が終わったら、もうそれで終わりということじゃなくて、やはりそういう少年スポーツの育成のために、その指導者をしっかりとこれからも育てていくんだということが、この息の長い取組が必要だというふうに思っ

ますので、ぜひ期待したいと思ってますし、それ以外のクラブチームに関しても三重県、本当にいろんなトップレベルで活躍する選手、チームが出てきますので、ぜひそのことをもっと県民の人に知っていただきたいなということを感じるところもありまして、県もそういう役割をしていただきたいと思ってますし、これから、クラブチームが活躍することが本県スポーツの全体のレベルアップにつながるのかなと思ってます。

最後に、Ｊリーグは熱い思いを私も持ってますので、何としてでもスタジアム建設を知事と一緒にやらせていただけたらありがたいなと思ってますので、ぜひ三重県にＪ１のチームが誕生するまで、しっかりまた取組をお力添えいただけたらありがたいなというふうに思ってます。

時間が来ましたが、約３年ぶりにこの本会議場で知事と、この議論をさせていただいて、そういうことができることに感謝をしたいなと思ってますし、この知事の政策集については、（冊子を示す）恐らく選挙のときに多くの県民の方がこれをしっかり読まれたと思いますが、私も今回、質問するに当たって、最も熟読させていただきましたので、最も内容をよく理解している一人だと思ってますので、これからこの政策集がどのように県政の中で実現されていくのか、私もこの政策集をしっかり読ませていただいた者の一人として、これから見守り、また私もいろんな議論をさせていただきたいというふうに思ってますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 47番 中森博文議員。

〔47番 中森博文議員登壇・拍手〕

○47番（中森博文） おはようございます。日本の明日を切り開く自由民主党県議団会派団長に就任しました、名張市選出の中森博文でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

団長というのは実は初めてでございます、ところが代表質問は２回目ということですが、実は６年前に自民みらいという会派がございまして、そのとき団長から命令を受けて代表質問をさせていただいて以来、６年ぶり。

代表質問が。

今年是一般質問で2月22日と、ニンニンニンの忍者の日という話をしたときの、今日は6月6日と、これまた偶然とはいえ重なっているめでたい日かなというふうに私は思っているんですけども。

そういうことで、自民みらいのときをちょっと見てみたんです、代表質問の内容を。そのときも実は一句詠んであったんですわ。そこばかり気になって、多分誰も覚えてへんやろうと。私も忘れてました。忘れたのはやっぱりよくないということで、6年前に戻るのが大事なということで、実は一句、「スマートフォン 妻と同じで操れず」、こういうのを一句したんですね。なぜこれをしたかという、当時の某県議会議員の御結婚をお祝いしたメッセージから選んだというのを思い出しまして、あれから6年たったのかなというふうに思ったんです。

スマートフォンといっても、実はもう操れるようになったんですね。これが先ほどの稲垣議員の質問と同じように、コンピューターでも6年たてば変わってきた。スマートフォンでさえ、我々でも使えるようになってきたんですね。

そうなってくると流れというのは、たまたま6年ですけども、これから質問する新しいAIであったりいろんな新しい感覚も、6年あれば大体なれてくるというのができるというふうに思うんです。

コンピューターが導入されてからでも庁内が大きく変わって、6年たったら当たり前。パソコンも6年たったら当たり前。ただ、それをコントロールすることができるかどうかというのは、専門家に頼んでしまうと、またその責任の所在がわかってしまいますので、やっぱり職員それぞれ皆さんが責任を持って操れることが大事ではないかなというのが、今の稲垣議員の質問を聞いて思ったんです。知事一人、御答弁されてたもんでお気の毒やなというふうに、部局長がずっと聞きっぱなしということで、これまたどうかと私は感じておりまして、よろしく願い申し上げたいと思います。

今年は、2月も言いましたけど、御代替わりの年でございまして、第126

代天皇陛下が御即位されまして心からお祝いを申し上げたいと思います。この令和の英訳なんですけど、一般的な話ですと、オーダーの令とかピースの和ではなくて、ビューティフルハーモニーと、こういうように公表されたんです。おお、という感じですね。人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められているということを聞いて、ああすごいな、令和の中にここまで意味が含まれているのかなというふうに思ったんですけども、まさに万葉集からの引用でございますし、日本の古典に由来する元号というのは意義深いものがあるというふうに思うところでございます。伝統を重んじつつ、新しいことにもチャレンジしていく、新時代の幕あけにふさわしい元号かなというふうに思うんですけども、新しい次なるビジョンもこういう感覚でつくっていただけたらありがたいなと、こんなふうに思います。

それでは、通告に従いまして、まずは自由民主党の2019政策集から、知事の政策集じゃなしにこちらのほうの政策集から少し説明をさせていただきますけれども、政権奪還以来と書いてあるんですよ。6年と。また6年が出てきましたけども、日本の経済は10%以上成長し、税収も28兆円増加したと。経済の好循環を実現させるためにアベノミクスをさらに進化させていくと、このような前置きをしながら、ところが、深刻化する人手不足、対応する特定の14分野にわたって特定の専門性、そういうところの即戦力となる外国人の労働者を受け入れるように拡大する。そして、若者が未来を託すことができるような農林水産新時代、観光立国、中小企業、小規模事業者の生産性革命の実現。さらには、少子高齢化という壁に立ち向かい、10月からは3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼児教育を無償化するなど、人生100年時代にあって、現役世代や高齢者が安心して暮らせる全世代型社会保障への転換をなし遂げると、このようなことでございます。さらに、児童のしつけに対する体罰を禁止するなど、児童虐待の根絶を図るとされてございます。そして、地震や豪雨などの自然災害が相次ぐ中、命を守る防災、減災、国土強靱化に取り組み、災害に強い国をつくるなどと、政策集には記されてございます。

そこで、今回の令和元年新たな時代を切り拓く！という観点から質問させていただきたいと思います。

三重県におきましては、第3期目とされます鈴木英敬知事が誕生し、3期目の新時代の三重のスタートと挑戦が始まっていると表明されております。令和元年度は、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の最終年度でございます。幸福実感日本一の三重の実現に向けて、着実に取り組まれると思います。

知事は令和元年度の三重県経営方針に当たっては、未来への希望を支える安全・安心の観点から、県民の皆さんの命と暮らしを守る取組を、これまで以上にしっかりと進めるとともに、未来を切り開くための取組にも果敢に挑戦していくとされております。そこで、新しい時代を切り開く令和元年度から4年間、三重県政にどのように取り組まれるのか、鈴木県政3期目に向けた知事の思いをお伺いいたします。

また、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の次期計画の策定に当たって、基本的な考え方や取りまとめ方向について、当局の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 3期目の思いということでございます。そしてもう1点、行動計画の策定の考え方を御質問いただきましたが、それは後に戦略企画部長から答弁させます。

私は、平成23年4月の就任以来、時代の転換期に、県民力でめざす、幸福実感日本一の三重の実現に向けて、県民の皆さんとの協創の取組を全力で進めてまいりました。

成功裏に閉幕した伊勢志摩サミットやお伊勢さん菓子博2017、インターハイなど、オール三重で取り組んだ数々の三重県の歴史に残る取組など、県民の皆さんからのお力添えで、三重県の発展につながる成果も数多く生まれ、少しばかり貢献させていただけたのではないかと感じています。

今年1月に実施した第8回みえ県民意識調査の結果と平成24年の第1回調査結果を比較すると、必要な医療サービスの提供、13.7ポイント増、三重の魅力発信・交流の促進、12.6ポイント増、産業活動の活発化、9.3ポイント

増、災害の危機への備え、9.0ポイント増、などの項目において、県民の皆さんの実感が高まっており、一定の成果が出ているとも言えます。

一方、人口減少、特に若者の転出超過、少子化対策、学力向上など、まだまだ道半ばで、県民の皆さんに成果が届いていると言えない課題もあります。

このため、これまでの経験や得られた成果を今後の取組に生かすとともに、県民の皆さんからの要望に十分応えていない取組や、残された課題にも的確に対応していきたいと考えています。

これからの4年間は、三つの観点から取り組みます。

一つ目は、初心でありました防災知事、営業知事として、県民の皆さんの命や暮らしを守るとともに、様々なチャンスを生かし、さらに三重県を元気にすることです。

防災・減災対策について、国の緊急対策も活用し、ソフト、ハード両面での取組を強化するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会などのチャンスを逃さず、本県の知名度向上と経済のよい流れを持続させていきます。

二つ目は、人口減少、超高齢化の進展に伴うこれまでの時代になかった経済社会の変化が訪れることを見据え、SDGsやSociety 5.0といった新しい概念を捉えつつ、昭和や平成の成功体験だけに頼るのではなく、あらゆる分野で課題解決に向けて挑戦していくことです。

三つ目は、これからの時代もますます重要になる包容力、多様性を大切にす政策をさらに深化させ、三重県が新しい時代の先駆けになることです。

こうした私の思いは、政策集の内容にも留意しつつ、今後策定する4年間の県政運営の指針となる、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）に盛り込んでいきたいと考えています。

また、どんな政策を実現していくにしても、県組織の基盤が重要です。特に県民の皆様からの信頼なくしては、何事もなし遂げられません。職員の相次ぐ不祥事や不適正事務を受け、県民の皆さんからの信頼回復に向けて、コンプライアンスの取組、組織風土の変革など強い決意で取り組みます。

また、基盤である財政についても、引き続き厳しい財政状況を踏まえ、これまでの健全化の道筋を確実にしつつ、社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、次期行財政改革取組を策定します。

さらに先を見通すと、2025年には大阪・関西万博の開催、2027年にはリニア中央新幹線の東京―名古屋間開業等が予定されており、新名神高速道路の県内区間全線開通など、整備の進んだ高速交通ネットワークを生かし、人や物の交流が拡大し、本県の産業、経済、観光振興にとって大きなチャンスを迎えます。

令和という新しい時代の節目に知事をやらせていただくことも、大変、身の引き締まる思いです。その新しい時代が未来志向で、県民の皆さんとともにつくっていく、協創・新時代となり、誰もが大切にされる三重をつくるため、県民の皆さんの力をお借りしながら、スタートダッシュを切っていきたいと考えています。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、私のほうからは、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の次期計画について、どのような方針で策定するかについて御答弁申し上げます。

みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の次期計画を策定するに当たり、みえ県民力ビジョン策定当時の時代潮流と現状認識を振り返りますと、人口減少と少子・超高齢社会の進展など、大きな視点で見て、現時点においても通じるものと考えております。

また、時代潮流として捉えておくべき新しい概念でありますSociety5.0やSDGsの考え方は、令和の時代にめざす、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現という県政運営の方向性と共通項が多く、親和性があるものと考えています。

こうした考え方も踏まえますと、みえ県民力ビジョンに掲げる基本理念、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」や、その根幹であります新しい豊かさ、協創、アクティブ・シチズンの意義は、今後も変わらないという

ことで、ビジョンは改定せず、その基本理念を継承することにしまして、令和2年度から令和5年度までの4年間の中期の戦略計画、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）を策定いたします。

次期行動計画の主な特徴は、二つあると考えています。

一つは、ビジョンの基本理念を実現するため、県の施策を展開する視点として、Society 5.0やSDGsの考え方を据えて検討するということです。

二つ目は、人口減少にかかる課題解決に向けて、多岐にわたる分野の取組を有機的かつ効果的に結びつけ、オール三重でより一層相乗効果を図れるよう、次期行動計画を三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の次期総合戦略としても位置づけて、一体的に取り組んでいくということです。

政策体系につきましては、現行動計画と同様に、15の政策のもとに施策と基本事業を体系化しまして、施策とその取組方向を明らかにしてまいります。

社会経済情勢等の変化などを踏まえて、新たな課題に対応するために必要な施策の新設、改変を行うとともに、効率的かつ効果的な取組の成果が得られますよう、必要に応じて施策の再構築を行っていきます。

また、数値目標につきましては、施策をより適切に評価し、かつ、わかりやすさを重視するため、現行動計画の県民指標、県の活動指標にかえまして、これまでの県民指標に相当する主指標（仮称）と、施策を適切に評価する際に主指標（仮称）を補足するのにふさわしい、県の取組の効果がわかる指標として副指標（仮称）を、各施策に設定することとしています。

重点取組につきましては、現行動計画と同様に、4年間の具体的な取組内容は特定せず、毎年度の経営方針において定めることとしまして、様々な状況の変化に柔軟に対応し、行政改革資源配分の選択と集中を図ってまいります。

今後、様々な手段、機会を活用しまして、県議会をはじめ、多くの県民の皆さんから御意見をいただきながら、具体的な内容を検討していきたいと考えています。

以上でございます。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。

知事におかれましては思いをいただきました。しっかりと県民が期待をしておりますし、議会もしっかりと意見を協調し合いながら、議会としっかりと両輪のごとく、県民のために進めてまいりたいと、このように感じたところでございます。

またビジョンの新しい進め方につきましては、これからかなというところもございますし、私どもも新しい潮流については、まだまだ理解不足のところが否めない。これは議会のほうでも新たな勉強会を設置していただけることも聞いておりますので、我が会派もしっかりと共有し合いながら進めていただければなというふうに思うんです。これからそういう流れがありますので。

私の感想は、いろいろ新しいA Iとか、そういうのもわからないことはないんですけども、昔で言う温故知新とか、それから松尾芭蕉が言う不易流行とか、そういう観点がやはりそこに含まれていくと、新しい潮流に少し勢いが出るんじゃないか。新しいのだけを入れると、どうも固まる人が多い。我々も含めてね。年齢層がたくさんありますので。いろいろと、それが、また6年後には吸収していると思いますけれども、これからまだまだ肩が凝ってますので、次の6年間には、ああ、そうだったのかなと思えるような、今の段階で若干の年齢のある我々にもわかるように進めていかないと、我々自身がやはり学んでいかないといけないかなと思いますので、そういう観点で、S o c i e t y 5.0、S D G sの取り組み方をもう少し教えていただけますか。私の思いとよく似てるのか、そうでないのか。

○戦略企画部長（福永和伸） 先ほども申し上げましたように、今の時代潮流は第三の分水嶺という中では続いているものと考えておりまして、その中でS D G s、それからS o c i e t y 5.0に関しては新しい時代潮流と考えております。

先ほどの知事の答弁にありましたけれども、これらの新しいものは今複雑に絡み合っております地域課題を同時に解決する可能性のあるものですので、これからの地域課題を解決するときに、施策を立案するよりどころとなる可能性がありますので、県政の視点に据えまして今後の作成に生かしていきたいと、このように考えております。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） しっかりこれから意見交流をしながら、私どもの会派もしっかり勉強させていただきますので、次期なる質問のときにはもう少し具体的な質問となって、次期計画に反映できるような、こちらも提案をさせていただきたいと予告させていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、南海トラフ地震臨時情報！について質問させていただきたいと思います。

前回の一般質問でも少し触れたんですけども、なかなか質問するほうと答弁する人と若干ずれがあったのかなと心配したんですけども、改めて機会をいただきましてありがとうございます。

従来では考えられないレベルと場所で発生している近年の自然災害、全部の自然災害から、国民の生命と暮らしを守るための国民運動として、国土強靱化が進められてございます。

そこで、国においては国民の生命と財産を守るために2020年度までに、7兆円規模の国土強靱化緊急対策が集中的に実行されると。三重県における防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の取組についてはこの後の草莽会派に委ねますのでよろしくお願いいたしますと思います。

昨年6月、また6が出ましたけど、大阪北部地震を機に、改めて警戒意識が高まる南海トラフ巨大地震については、今後30年以内の発生確率は、70%から80%と上がり、地震発生の切迫性が懸念されています。

前回の一般質問で、臨時情報、スロースリップに関する情報紹介など、また宇宙航空研究開発機構、JAXAとの協定について質問させていただきま

した。時あたかも、今年の3月に内閣府は、南海トラフ地震に関し臨時情報が出された場合の対応に関するガイドラインを策定し公表されました。南海トラフ地震に関する情報としては、これまでの東海地震に関する情報が確率の高い予測ができないということから、平成29年11月から、南海トラフ地震に関連する情報と変わり、現在に至っております。

このたび、3月29日のガイドラインの公表に伴い、南海トラフ地震臨時情報と変更されました。

また、政府の中央防災会議は5月31日、先日です、1週間前、南海トラフ巨大地震の可能性が高まった場合の防災対応をまとめた基本計画を修正しました。南海トラフ想定震源域内の東西のどちらかでマグニチュード8、9の大地震が起きる半割れというのですが、（パネルを示す）これが発表された地図でございまして、図面の下の部分ですね。南海トラフの位置がございまして、赤いところと青いところ、赤いところが先か青いところが先かは別として、半割れが起きるのを想定した対応となつてございます。黄色とか、日本の地図になっているのは心配される震度の予想、地震のことが書かれておりまして、三重県も心配される位置にあるのは間違いないわけでございます。

ここで、その半割れがあったとき、被害のない地域でも避難をすると、事前避難を必要とすることが、避難措置をされたということで、これまた非常に難しい問題かなというふうに心配されるところですけれども、三重県におきまして、南海トラフ地震臨時情報に関する防災対策について、知事の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 南海トラフ地震臨時情報に関しての所見ということであります。この南海トラフ地震臨時情報について、まだまだ浸透していませんので、こういう段階で御質問いただいたということは大変ありがたく思います。

本年5月31日、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長として出席しました中央防災会議の場で、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更が

なされたところです。その中で新たに南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の災害応急対策に係る措置に関する事項が明記されました。

同会議会長の安倍総理からは、南海トラフ地震への対応を含め、さらなる防災・減災対策の充実、強化を着実に推進してほしいと防災対応を各省庁に求めたところであり、国民を災害から守るための強い決意を感じました。

このうち、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震警戒が発表された場合、後発地震に伴い発生する津波からの避難が間に合わないと考えられる地域では、1週間の事前避難が必要とされました。

県内では、全市町が南海トラフ地震の防災対応を推進する必要がある地域に指定されており、そのうち、事前避難が必要となる地域は、伊勢湾岸沿いの全ての市町に存在することになると考えられます。

このため、本県では、南海トラフ地震臨時情報が出された場合の対応について、4月に県内9カ所で全市町を対象に説明会を実施したところです。

また、1週間の事前避難が必要な地域は、それぞれの地域特性に応じた対応が必要とされていることから、県内全市町を対象とした研究会を5月に開催し、事前避難対象地域の設定、避難対象人数の把握、避難所の選定、避難方法などの検討を行いました。出席者からは、市町域を越えた避難場所の確保の調整や、具体的な作業手順の提示等を求められたところです。

今後も年度内に、研究会を定期的に行い、市町における課題の可視化やニーズの共有化を進めて、市町とともに県民にとって必要となる対策に取り組んでまいります。

さらに、事前避難対象地域以外でも、大規模地震の発生に備えて、土砂災害に備えた自主避難、関係機関との連携などが必要となるため、検討を行ってまいります。

南海トラフ地震の発生確率は30年以内に70%から80%であることから、本県としましても、南海トラフ地震臨時情報が出された際に速やかに対応できるよう、本県の地域防災計画の修正、それを踏まえた訓練の実施等の防災対応に取り組むこととしています。

また、県、市町、関係機関が一体となって防災対応の強化を図るほか、県民の皆様に対しては、日ごろからの地震等への備えの重要性について普及啓発を行い、県全体での防災の日常化の定着を図り、地震をはじめとする自然災害に強い三重づくりを進めてまいります。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。

そうすると、国が出す臨時情報に対しまして非常に地震の危険が高まったということが、そういう経験がないので実感がないというのが正しい私の感想ですけども、心配なんです。

ただ自然災害、台風なんかのときの避難勧告にしろ避難指示にしろ、たくさん出てるんですけども、なかなか県民の皆様方の行動は緩慢というか、失礼な言い方、なかなか対応していただけない現実が報道されてました。自分は大丈夫、家族も大丈夫かなと。家は大丈夫かな、近所は大丈夫ということだけで、見方が、自分から中心のことを考えて避難行動をするんですね。裏山があればそれは心配ですけども、私の家の周りを見ながら判断をしようという、これはよくある自然災害に対する避難行動かなというふうに思うんです。

でも、地震の場合はそうでないと思うんです。やはりこれは、そういうような危機感をしっかりと県民やそれぞれが、まず自分が助かるためにも家族を助ける、家族を助けるの見て地域を助けなくてはいけないと、こういう意識を持たないと、避難をしながらもお隣や近所や地域が大丈夫かなと、こういうような関心を持たないと対策ができないんじゃないかなと、このように思うんです。

そこで、南海トラフ地震臨時情報における避難行動について、今後県民にどう浸透させていくのか、そのためには丁寧な周知が必要だと思うんですけども、御当局の御所見をお伺いします。

○防災対策部長（日沖正人） 南海トラフ地震臨時情報についての県民の皆様への周知の取組について答弁をさせていただきます。

この3月に国から出されました新たな指針、ガイドラインにつきましては、マスコミによる報道等がありますものの、県民の皆さんにはまだまだ浸透をしていないという認識をしております。

こうしたことを踏まえまして、5月の市町との研究会の中では、南海トラフ地震臨時情報への新たな対応を大きな柱として、住民の皆さんへの周知啓発ということも挙げたところでございます。

具体的には、市町の広報紙等での周知啓発をはじめとしまして、早期に避難等の防災対応に対する方針を決定した上で、住民参画のワークショップの開催や訓練等を通じて備蓄の実施や避難の重要性についての周知をするということも市町をお願いをしたところでございます。

また国に対しまして、新たな指針、方針が示されるに当たり、関係機関や国民が混乱しないように、国が中心となって普及啓発に努めるよう、5月に提言を行ったところでございます。

県といたしましても、県民の皆さんへの周知に当たりましては、南海トラフ地震臨時情報に関する概要について、まずは広報みえの7月号に、南海トラフ地震に関する重要なお知らせとして掲載をするほか、ホームページ等での情報提供に努めてまいります。

次に、市町との今後の対応について検討を進めていく中で、避難対象地域や避難所等が定まった段階で、県広報紙やホームページ等でさらに詳細な情報提供を進めてまいりたいと考えています。

また、今年開催の伊勢湾台風60周年や昭和東南海地震75周年の県民向け関連イベントなど、機会も捉えまして関係機関と連携して普及啓発に努めてまいります。

このほか、地震への備えに関しましては、企業や医療、福祉施設、学校などへの周知も重要であると考えておりますことから、今後、関係団体等の協力も得まして、各主体が防災対応を高めていただけるよう、普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） はい、ありがとうございます。

お聞きするとしっかりと対応していただける、スタンバイをしていただけるというふうに伺いましたので、しっかりと対応していただければと思います。県民の皆様方もしっかりとそれを熟知していただきまして、自分の行動を自ら決めていただくように御理解をいただければと思います。

次に、「子どもを虐待から守る条例」の改正！について質問させていただきます。

今から16年前、私ども5期生が1期生のときに、議員となって初めて勉強し、全国で初めて議員提出条例として出したのを、昨日のように覚えているわけでございます。そのときの条例の印象というか、苦労話が実はあるんですね。これは条例に書かれてませんので、苦労したとか。一つだけ紹介しますと、第12条に早期発見、早期対応での通告があつてからの対応、直ちにと書いてあるんです。これは実はいろいろとあつたのは、速やかにでもないんです。速やかというのは、できるだけ早くということで。遅滞なく、でもないんです。遅滞なくというのは理由があつたら遅滞してもいいんだそうです。直ちにとというのは、どんな理由なしに24時間直ちに、直ちということで、直ちになるとございまして、このとき、この条例をつくるときの苦労話がここにもあるということを御紹介させていただきながら、今後、この条例がどのように改正されるのかなという期待というのは失礼な言い方やけども、改正に関心を持っているところでございます。

国におきましては、本当に子どもの命が失われる痛ましい事件を繰り返さないように、先日いろんな虐待報道がされております。本当に児童虐待の根絶に向けて、児童福祉司を2000人程度増員するなど、児童相談所の体制を抜本的に拡充するだとか、保護機能の強化や児童のしつけに対する体罰を禁止するための関係法律も整備されているわけでありまして。

三重県においても、相談件数が6年連続で1000件を超え、昨年度は2074件となっております。この4月には鈴鹿・亀山地域を担当する児童相談所が新設されました。

そこで今年度、子どもを虐待から守る条例の改正を予定されております。改正に当たっての知事の思いと見直しの考え方について御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 子どもを虐待から守る条例の改正についての答弁をさせていただきますと思います。

本県では、平成24年に2件の虐待死亡事件が発生しました。これは私が知事になって1年少しのときでありましたので、このような痛ましい事件を二度と起こしてはならないと、そういう強い決意を持って、これまでも児童虐待対応に当たってきました。児童相談所職員を増員し、全国に先駆けて弁護士や現職警察官を配置するなど、児童相談体制の強化に取り組んできました。

また、全国に先駆けて行った県独自のアセスメントツールの開発、導入にいち早く取り組み、一時保護等の的確な実施、再発率の低減などの成果を挙げてきました。

しかしながら、児童虐待の現状として、児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、本県でも平成30年度は過去最多の2074件となりました。社会全体の関心の高まりや、関係機関の連携強化により、積極的な通告がなされた結果と捉えてもいますが、一方で、初めて2000件を超えたという事実を重く受けとめています。

こうした現状を受け、本年度は、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、39年ぶりの新設となる鈴鹿児童相談所を設置するとともに、これまで蓄積した約6000件の事例データを生かして、全国初となる児童相談対応へのAI技術導入の実証実験に取り組むこととしています。

一方、国では、平成28年の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体として位置づけられ、児童福祉における国、県、市町の役割と責務が明確化されました。さらに、今国会には体罰の禁止などの法定化を目指して、児童福祉法等の一部改正案が提出されています。

このように児童虐待を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県の子ども

を虐待から守る条例についても、改正が必要になっていると考えております。

条例の見直しに当たっては、目的や構成などの基本的な部分は維持しながら、本県におけるこれまでの取組の進展や成果をしっかりと検証して必要な事項を書き込むとともに、子どもや虐待に関する法改正への対応を確実に行うこととします。

また、その際には、児童相談所の現状を踏まえたテクノロジーの活用や多様な主体との連携などの視点も取り入れてまいります。

その上で、検討に当たっては、幅広く多様な意見をいただくため、社会福祉審議会での審議やパブリックコメントの実施、市町等関係者との意見交換などを踏まえて進めることとしています。

今回の改正は、児童虐待防止に向け、三重県議会が強い思いを込めて制定された議員提出条例の改正であることをしっかりと踏まえ、思いを引き継ぎつつ、単なる時点修正にとどまることなく、子どもを社会全体で見守る、虐待は絶対に許さない、という強いメッセージを三重県全体として発信していけるような、そういう取組にしていきたいと思います。

また、今年度は、子どもや子育てなどの社会的課題に関連する多くの計画の策定、改定に取り組むこととしており、これらの検討過程における課題や視点を共有し、整合を図りながら検討を進めます。

とにもかくにも全ての子どもの尊い命を守るために、その対策の一層の充実に向けて、礎となる子どもを虐待から守る条例の改正にしっかりと取り組んでまいります。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。よくわかりました。しっかりとよろしくお願い申し上げたいと思います。

現条例の第21条に、子どもを虐待から守る家というのがございまして、その家の方にお聞きしたら、地域では通常、こんにちは赤ちゃん事業というんですけど、正しくは乳児家庭全戸訪問事業、それから養育支援訪問事業とか、そういう地域の活動、赤ちゃんを見せてと言って見せてくれない御家庭があ

るんだそうですね。赤ちゃん、見せてくれない。

そうすると、家にも入れないということが現実にはあるので、そういうところをしっかりと未然に防止できる、このことが非常に大事ななという話を聞いてますので参考にしていただいて、県としての何か、これに関する地域での活動の御所見をいただければありがたいんですけども。

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 虐待の未然防止の対策についての所見を答弁させていただきます。

乳幼児への虐待の背景の一つとして、子育てに対する強い不安や孤立感等が指摘されており、出産後、早期に家庭を訪問し、子育ての悩みの相談に応じ、必要な支援につなげる、通称こんにち赤ちゃん事業の乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問は、児童虐待の未然防止の観点から大変重要な取組であると認識しております。

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、必要に応じて適切なサービスの提供につなげるものです。県内では、全市町で保健師を中心に民生委員、児童委員、母子保健、推進員等の協力を得て実施しております。

なお、出産後の急な転居や訪問拒否などで訪問できない場合は、転居先の市町との情報共有や電話等により状況確認を行っております。

養育支援訪問事業は、子育てに対して不安や孤立感等を抱え、特に支援を必要とする家庭に対して、ヘルパー等による育児、家庭援助、保健師、助産師等による専門相談支援、分娩にかかわった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援を実施しております。

県内では、28市町で実施されており、平成30年度は、約1100の家庭において、約3600件の利用がありました。

県では、市町が乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問を円滑に行えるよう、母子保健活動の中心となる保健師の人材育成や、保健所単位での意見交換会の実施、母子保健アドバイザーの派遣等を行うなどの支援をしてまいります。

今後とも、子育てに対する不安や孤立など育児負担による児童虐待を防止

するため、市町と連携し、この二つの事業のより効果的な実施を検討するとともに、産後ケア事業や産婦健診の推進など切れ目ない妊産婦の支援の充実に努めていきます。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） よろしくお願いいたしたいと思います。

次に、幼児教育、保育無償化について質問をさせていただきたいと思います。

経済的な理由で出産、子育てが左右される、子どもが将来進みたい道を経済的理由で諦めなければならない、これは大きな問題であります。人づくり革命を着実に推進するため、本年10月からの消費税率引き上げの増収分を活用し、3歳から5歳までの全ての子どもと、所得の低い世帯のゼロ歳から2歳の子どもの対象に、幼稚園、保育所、認定こども園などが無償化されます。

ここだけの話なんですけど、これを反対する野党がおられるのでびっくりしましたね。聞いたら、本当に。

これは待機児童ゼロを先走れとか、こういう話なんですけども、都市部はそうなんですけど、地方はそうじゃないと。まず、こういう重要なところをしっかりとやっていただくということだと思います。

ここで問題は、三重県におきます本年10月から実施されるこの無償化、保育ニーズの増加等の影響が見込まれまして、円滑な実施に向けまして、市町や利用者にどのように対応していくのか、御所見をお伺いしたいと思います。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 幼児教育・保育無償化への対応について御答弁させていただきます。

幼児教育・保育の無償化については、去る5月10日、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、5月31日付で関係各政省令の改正が通知されたところです。

今後は各市町において、保育所等の施設や住民向けに制度の周知を行うと

ともに、無償化の対象となる施設であることの確認、新たに教育・保育の認定が必要な家庭からの申請受付など、必要となる手続が始まることとなります。

県では、本年4月に市町担当者を集めて、現状と課題について情報交換を行う場を設けるなど、各市町での準備が円滑に進むよう取り組んできましたが、改正法の成立を受け、改めて6月18日に内閣府から職員を招き、市町担当者への制度説明会を行う予定です。

また、認可外保育施設については、県に届出が必要な対象範囲が広がることから、各市町の広報紙や三重県病院協会、三重県経営者協会などに対して、企業や団体などへの周知を依頼しているところです。

引き続き、市町と連携しながら、制度の円滑な導入に向けて準備を進めてまいります。

また、無償化により潜在的な保育ニーズが顕在化することが想定され、待機児童の増加につながるものが懸念されています。

保育の受け皿については、それぞれの市町において、子ども・子育て支援事業計画を、また、それを受けて県では、三重県子ども・子育て支援事業支援計画を策定し、計画的な施設整備を支援することで、供給量の確保に努めてまいります。

本年度は、来年度から開始となる第二期計画を策定する年度であることから、市町においては無償化によるニーズ増加を考慮して、計画策定を進めるところです。

なお、県内における待機児童については、その多くを保育士の配置基準が高い、ゼロ歳から2歳までの低年齢児が占めており、保育士の確保が喫緊の課題となっております。

県においても、第二期計画の策定を進めるとともに、引き続き施設整備などハード面への支援だけでなく、保育士等の働きやすい職場づくりにつながる取組を実施することで、保育士等の離職防止を図り、人材の確保に努めていきます。

同時に、保育士等の資質向上を図るため、キャリアアップ研修や人権保育専門講座などの取組を推進し、量と質の両面から幼児教育・保育の充実を図っていきます。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。

いよいよ10月からですので、準備をしていただきながら、しっかりと対応していただければと思うところでございます。

次に、外国人労働者受け入れ拡大！について質問させていただきたいと思っています。

今まで自由民主党の政策で、外国人に対する受け入れ、移民問題とか、いろんな課題がなかなか議論が分かれておりました。今回、外国の方にお手伝いをしていただく限定的なところを、少し門戸を広げてきたのかなと思うんですけれども、理由をしっかりと説明すればわかっていたいただけるのかなというふうに思っているところでございます。

国においては、深刻化する全国の人手不足に対応するためと、特定の産業14分野、特定の専門性、技能を有し即戦力となる外国人を受け入れると、こういう新しい制度であります。

（パネルを示す）外国人の方の割合のグラフをつくってきました。

これが三重県内の外国人、住民の割合で、三重県は2.77%、5万612人ということでございまして、全国よりかは少し高いのかなと。特に見ていただいたらわかるように伊賀市は特別高いと。名張市はそう高くないんですけども、伊賀市が高いという、こういう状況の中で、問題はうまく地域と仲よく、そしてスムーズなこの流れをつくらないといけないのかなと。分け隔たりをつくったり、差を感じたり、そういう目で見たりというようなことはできないように、共生社会が求められるというふうに思うんです。

外国人と日本人が安心して共生できるようにするため、三重県多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮称）の設置など、このようなきめ細かな政策が求められているということだと思います。三重県議会においても、特

別委員会を設置してしっかりと調査研究を進めてまいりたいと思います。

そこで、今般の入管法改正に伴い、ますます増加、多国籍化が予想される外国人労働者が、安心して働き、生活できる環境づくりに対しまして、県としてどのように取り組まれるのか、知事の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今般の入管法改正に伴う、外国人労働者の皆さんが地域で安心して生活できる環境づくりに県としてどう取り組むのかということについて答弁させていただきます。

県では、これまでも、外国人住民が地域社会において安心して暮らせるよう、三重県多文化共生社会づくり指針に基づき、多言語での行政・生活情報の提供や労働相談対応、外国人向け職業訓練の実施、医療通訳や災害時に外国人住民を支援する人材の育成、外国人児童・生徒への日本語指導支援など、様々な取組を進めてきたところです。

また、外国人住民が多く在住する県内市町においては、日本語教室の開設や生活オリエンテーションの実施、市役所等窓口への通訳者の配置など、多文化共生施策が進められています。

国においては、特定技能制度を創設するとともに、昨年末に外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を策定し、外国人との共生社会の実現に必要な施策をスピード感を持って進めていくとされました。

こうした中、新たな在留資格の創設によって、本県においても、様々な言語や文化を持つ外国人が一層増加することが見込まれており、文化的背景の異なる人々の多様な視点や新しい発想は、地域社会の活性化をもたらし、ひいては、地域経済・産業の振興につながるものと考えます。

もとより、国籍や文化的背景にかかわらず、誰もが能力を発揮し、参画、活躍できるダイバーシティ社会の実現を目指している本県にとって、外国人の受け入れ拡大は、多文化共生のための取組を一層推進するチャンスであるとも考えています。

現在、外国人住民からの様々な相談を一元的に受け付ける三重県多文化共

生総合相談ワンストップセンター（仮称）の設置に向け、準備を進めているところであり、センターでは専門相談員を配置し、多言語翻訳アプリによる11言語で、相談者に寄り添った、よりきめ細かな対応に努めてまいります。

このほかに、行政・生活情報の多言語化、通訳者の派遣による児童相談体制の整備など、関係部局が連携し、生活や就労、教育支援など、外国人住民が安心して暮らせる環境の整備に取り組みます。また、新たに受入調整担当が配置された名古屋出入国在留管理局等関係する国の機関や、市町、外国人支援団体とより緊密な連携をとりながら、受入企業等に対し外国人の生活支援に係る協力を求めるなど、幅広い分野での連携の拡充、強化を図っていきます。

外国人との共生をめぐる状況は、今後も絶えず変化し続け、新たな課題の発生も懸念されることから、今年度はヒアリング調査により外国人住民を取り巻く課題を的確に把握した上で、三重県多文化共生社会づくり指針を改定します。

こうした取組を着実に実施することで、外国人も日本人もその多様性を認め合い、誰もが能力や個性を発揮できる共生社会の実現を目指してまいります。

また、今後の取組としましては、労働、働くということで広がっていきますので、事業者の意識や受入体制の整備というのは大変重要でありますし、法令遵守をしながら安心して外国人の方が労働してもらえる環境をつくる必要がありますので、そういう事業者に向けたアプローチ、あるいはセミナーなどを通じての普及啓発も図っていきたいと思っておりますし、また何かあった場合の労働相談の多言語化、こういうことなどについても取り組んでいきたいというふうに思っています。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。

多文化共生、かねてよりずっとこういうことが続けられております。四日市市や伊賀市などの高いところは一定慣れてます。いろんな地域で支え合う、

また仲よく暮らすことが求められているのではないかなと、このように思っているところがございますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

最後に6番目の質問に入ります。地方創生！でございます。

地方創生は広過ぎて、ちょっと2点に絞ってございますが、一つが中山間地域振興には林業の活性化が不可欠でございまして、森林経営管理法の施行や森林環境譲与税が導入されるなど、三重県における転換期を迎えているのかなと。昨年度には、三重の森林づくり基本計画が改定されました。中身はたくさんありますので、私も所管はその委員会ですので詳しくはここでは議論はしませんけれども、県産材利用促進についてのみですね、これは林活議連の会長から御指導をいただいておりますので、質問させていただきたいと思います。

特に建築基準法の改正や森林環境譲与税の導入背景として、大規模木造建築物というのができるという、内装にも使うという、積極的な木材利用が提案できる建築士の育成などが、その計画に盛り込まれております。

大規模というのはどのようなことかという、これは建築基準法で決まっております、13メートルを超えとか、階数が3階以上とか、500平方メートル以上とか何とかそういうのは決まってるんです。

木は燃えるとか鉄は燃えないというのは大きな間違いでございまして、防火構造ができるんです。表面が炭化された大断面の木材は、燃え続けるまで、一定の構造強度が保たれてるんです。逆に、高温になった鉄はくじけ曲がって、構造強度が極端にかくんと落ちると。危険なんですね。そうすると、鉄骨より木造のほうがはるかに安定した構造体が残っていると。避難ができる、消火活動の時間にも対応できるということが、木造の防火・耐火構造ができるということがあるんです。そのこと、なかなか、一般的には木が燃えるということになってございますが、そうではないということをもた委員会の方で議論させていただきますけれども、質問は、三重県における県産材利用促進ですね。御当局の御所見をお伺いします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 本県の三重の森林づくり基本計画のもとで、県産材の利用促進にどのように取り組んでいくのかということについてお答えさせていただきます。

本年３月に改定いたしました、三重の森林づくり基本計画におきまして、引き続き、県産材の利用の促進を基本施策に位置づけているところでございます。

さらに、計画期間の前半に重点的に実施する施策である重点プロジェクトとして、Ａ材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクトを位置づけ、住宅向けの需要に加え、中大規模の非住宅向けなど、県産材の新たな需要の獲得に取り組むこととしておるところでございます。

公共建築物や商業施設など、これまで余り木材が利用されてこなかった中大規模の建築物については、耐震性や耐火性に優れ、中高層建築等へも活用が可能なＣＬＴなどの新たな技術の普及や、建築基準法の改正により、耐火構造としなくてよい木造建築物の範囲の拡大や、耐火構造を要する規模での木造建築物においても、木材をそのまま見せる、いわゆるあらわしで利用することが可能となるなど、木材利用の可能性が拡大しております。

また、森林環境譲与税の導入により、都市部での公共建築物等において木材の利用が進むことが期待されており、これらの機会を確実に捉え、公共建築物や商業施設等における木造、木質化を促進していくことが重要と考えています。

このような中大規模の木造建築物等の新たな需要を獲得するため、需要側が求める定時、定量、定質での木材供給が可能な体制の構築や、中大規模の木造建築物の設計管理の技術やノウハウを習得し、木造、木質化を積極的に提案できる建築士の育成、また民間事業者や県及び市町の職員等を対象としました、木造建築等に係る新たな技術や制度等に関する研修会等の開催、さらに首都圏等の公共団体や建築関係事業者への県産材の利用促進に向けたＰＲ活動などに取り組んでいくこととしております。

こうした取組を着実に進め、森林資源の持続的な活用につながる県産材の

利用拡大に努めてまいります。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

CLTは、本当に構造用合板のあれですけど、枠で構造計算がしやすいんですね。逆に無垢の木というのは構造計算がしにくいんです。質とか密度とか、木の断面だけではなかなか構造計算がしにくいということで、壁で計算するのが計算がしやすいということで、この構造用合板、CLTが期待されているところでございます。

時間も押してきましたので、次に、この委員会でまた議論するんですけども、これ、せっかくつくってきたので。

（パネルを示す）これは御存じかどうかは別として、かるたなんですね。三重の木かるた。これは一般社団法人三重県森林協会が販売元で、著作権が三重県教育委員会にあると。ありがとうございます。

なぜかといいますと、（パネルを示す）これはチラシの裏ですけども、こういうかるたや木箱は全て三重県産総ヒノキ。三重県の29市町の自然、文化財、史跡、人物、祭り、全てがこの44句に描かれているということでございます。

例えば、なにぬねのの、の。のどかな自然 たきの音 赤目四十八滝と なってございます。

（現物を示す）現物を持ってきました。こういうのがあるんですね。

こういうのを使って小学校で勉強すると、これで三重県の様子が勉強できる。これはヒノキかと。こんな木はええ木やなということで、人気が上がるんではないかなというふうに思うんですけども、教育長、いかがでしょう。

○教育長（廣田恵子） ふるさと三重かるたは、地域のよさや豊かな自然、文化などを知り、愛情や誇りをもって語ることができるように作成をしたものです。そのかるたが三重の木を利用してつくられたものであれば、子どもたちのふるさと三重に対する思いもさらに後押ししてくれるものというふうに

考えます。

このため、県教育委員会としまして、各市町教育委員会や小・中学校等に対し、この木でつくったふるさと三重かるたについて、いろんな機会を捉えて紹介をしていきたいというふうに考えております。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。

こういうかるたを使って三重を学ぶ、そしてこの三重のヒノキのよさをわかると。そうすると木を使う。どんどん木材が振興するのではないかなと、このように思うんです。よろしく。かるた、結構、2万5000円、ちょっと高いんでね。

でも、これいいですよ。プレミアがついたら世界のお客様が買うんですよ、こういうのを。日本の人にまず買ってもらわないと、三重県で買ってもらいながら、頑張っていただきたいと思います。

あつ、教育長にお礼を言わないとあかんのやけども、伊賀白鳳高校建築デザイン科、無事にスタートしまして、若者がスタートをして、これから卒業した子が地域で学ぶかどうかというのはこれからです。また、御指導いただきますよう、よろしくお願いします。

最後に、幹線道路の整備促進、地方創生と言いながらも、いろいろとやはりインフラ整備が地方創生に重要であるということは言うまでもございません。それでも、それぞれ三重県内の高規格道路やらずんずん進んでますけれども、非常にこれは進めていただいております。新名神高速道路ができてから、非常に、これ、大きく地方創生にプラスになるのではないかなと思ってございます。これからも進めていただきたいと思うんです。

私もずっと、たびたびというのか何回も、国道368号の4車線化を質問してございますし、これはやはり、今回も代表質問とはいえ、地域にかかわる大きな課題でございますので、進捗をお聞きしたいんですけども、知事も現場確認をしていただいたので、御理解いただいているところでございますが、大内拡幅工区、伊賀名張拡幅工区について進捗をお尋ねいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） それでは、国道368号4車線化の進捗状況についてお答えをいたします。

国道368号の4車線化につきましては、伊賀市内の名阪国道上野インターチェンジから名張市内の国道165号までの約14.2キロメートルの区間の整備に取り組んでおり、早期の事業効果の発現を目指して主要な交差点で区間を区切り、整備を進めております。

名張市内では、特に渋滞の著しい桔梗が丘駅口交差点から里交差点までの約640メートル区間の整備を進めており、昨年度、近鉄大阪線にかかる桔梗が丘跨線橋の工事が完成いたしました。

引き続き、跨線橋前後の道路工事と舗装工事を順次車線を切りかえながら進め、今年秋ごろには、桔梗が丘駅口交差点から里交差点までの4車線化整備が完成供用する見込みでございます。それに続きまして、北側への工事に着手をしていきたいというふうに考えてございます。

また、伊賀市内では、これまでに菖蒲池2交差点から山出交差点までの約1.6キロメートルの区間の4車線化を完了しております。

引き続き、山出交差点からセンターランド交差点までの約1.1キロメートルの区間の整備を進めておりまして、来年度に一部区間の4車線化の完成を目指しております。

また、名阪国道上野インターチェンジの南側の木津川にかかります大内橋の改良につきましては、平成28年度から下部工工事に着手しており、下部工6基のうち、これまで4基を完成させ、引き続き、5基目の工事を進めていきたいと考えてございます。

〔47番 中森博文議員登壇〕

○47番（中森博文） ありがとうございます。

これは本当にたびたび質問させていただいて恐縮なんですけれども、本当に、これ、ようやくこの秋に供用開始されるということで、伊賀管内では供用開始は一部してるんですけれども、名張市においては初めてなんです、

供用開始が。

これがやはり、名張市であろうと伊賀市であろうと、名阪国道とのかかわりが非常に大きいので、最近、名張市の人口や伊賀市の人口の比較をするときに、いろんな方がコメントするんです。近鉄を使って大阪へ通ってと、ベッドタウン名張、人口が増えたと。伊賀市は名阪国道沿いに工場がたくさん来ていろんな産業活動が活発になったということですね。今、名張市から伊賀市のほうに仕事でお勤めされている方が多い。伊賀市からは逆に、名張市に住んで伊賀市へ通うと、そういうような伊賀管内の管内移動がちょっとあるかなというふうに伺ってございます。そんな地域でございます。

さらなるいろんな進捗をよろしくお願い申し上げたいと思いますし、管内にはいろんな県道路線もたくさんありますので、いろんな整備、これからよろしくお願い申し上げたいと思うんですけども。

これ以上質問は、時間的にもありませんので、今までこの伊賀地域、三重県の第二名阪国道構想だとか、いろんな夢のある提案もさせていただきました。やはり中和幹線から来て、名阪に行くのか奈良県に行くのか、大阪に行くのかと。電車を使わずに車で行く場合は、やはり名阪国道と並行してますので、国道165号のところが非常に気になるというか、非常に人気が高いというか、多いです。名阪国道に行くのは戻るみたいな感じがするんですね、地図を見ると。そういうことでやはり、これからは奈良県とのかかわりが非常に重要である。国道165号の整備も必要ではないかなと、このように思います。

今日は地方創生に対する最後、まとめさせていただきながら、6年前の記事が載っておりました。気仙沼のある方なんですけどね。マグロ漁船のオーナーの言葉ですけども、学校給食で地元で揚がった魚が使われてなかったんだそうです。6年前です。それで苦労されて、それを何とか学校給食に使ってもらおうということで、ようやくそれができた、人気が上がったと。地元の木を使う、地元の魚を食べるというのは非常に重要ではないかなと思うんです。

令和の時代、新しい時代になっております。どんどんこれから新しい三重県づくりに皆様方、力を合わせて議会も頑張っていきたいなと思うんです。

締めは、締めておかないといけませんので、「令和にて三重のあすを切り開く。令和にて三重のあしたを切り開く」ということで、閉じさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（中嶋年規） 暫時休憩いたします。

午後0時21分休憩

午後1時30分開議

開

議

○副議長（北川裕之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代

表

質

問

○副議長（北川裕之） 代表質問を継続いたします。34番 長田隆尚議員。

〔34番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○34番（長田隆尚） 草莽、亀山市選出、長田でございます。この5月に、新しい会派として発足させていただきました。草莽という言葉は、吉田松陰さんのほうから引用させていただきましたが、詳しい内容については、また皆さんでお調べいただければなというふうに思っております。

さて、午前中、代表質問の中で知事の政策集がたくさん出てまいりました。実は我々県議会議員も今回、法定ビラというのが使えるようになりました。

（現物を示す）これはちょうど知事の法定ビラです。

我々法定ビラをつくるに当たっては、やはり自分の思いのあることをそこに載せるということの中で法定ビラをつくらせていただいておりますので、今回は政策集ではありませんけれども、この法定ビラの中に掲げていただい

います知事のことを中心にまずは質問していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

すごいやんか、三重。（現物を示す）これです。このフレーズは、本年の知事選挙のとき、鈴木知事が発行した法定ビラの最初に記載されているフレーズです。そして、三重県に世界の首脳が集まった。これは、とにかくすごいやんかと続き、しかし、なんと言っても一番のサミット効果は、全世界にメディアを通じて発信されたことで、三重県に住む私たちが、三重県のよさを再認識できたことでしょう、と記されております。やはり、知事の2期目の中では、そのことが一番印象深かったのではないかなと思っております。

続いて、防災、教育、福祉、環境、産業観光、交通・インフラの六つの大きな項目が掲げられ、「命はひとつ。万全の備えを」、「寄り添い、つながる」、「その立場になり、考えること」、「いちばん困っていた人に笑顔を」というキャッチフレーズといいますか、スローガンといいますか、というようなものが続きます。新しい時代を私たちの手で。ゆったりとした気持ちと、自然な笑顔で、全ての人を大切にしながら。みんなが、知恵を出し、力を発揮し、汗をかきながら、一緒に三重を創っていこう。さあ、明日に向け「協創・新時代」がスタートですというフレーズで締めくくられております。

そして、この裏側ですけれども、そこにはNEXT STEPとしまして、みんなが大事にされる三重、みんなで創る「新時代の三重」というフレーズが続き、次の五つの項目が記されています。

1 命、安全・安心を大切にする三重。2 包容力、多様性、持続可能性を大切にする共生社会・三重。3 未来への希望、挑戦を大切にする三重。4 とこわか国体・とこわか大会成功に向けて。5 不祥事の根絶と財政健全化です。

そこで、今回は、このNEXT STEPみんなが大事にされる三重、みんなで創る「新時代の三重」についての質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初の1 命、安全・安心を大切にする三重についてです。防災・減災対策を新たなステージとして、3年間で総額約1000億円の政策パッケージ、

中小企業の防災対策支援、県立高校エアコン整備等が最初に記されています。平成31年度当初予算のポイントを見てみますと、災害に強い地域社会をつくるためにという項目の中で、頻発・激甚化する風水害・土砂災害や地震等からの被害を軽減するため、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に対応しつつ、ソフト、ハードの両面で一体的に取り組むとあり、防災・減災対策パッケージ総額として594億円と記され、防災・減災対策パッケージ事業一覧には、平成30年度2月補正予算も含めると総額約702億円と記されています。

その内容を見ますと、大きくソフト対策とハード対策に分かれ、具体的な取組としては次のように記されております。

ソフト対策としましては、まず1番目、風水害対策。市町による風水害対策の支援。伊勢湾台風60周年防災訓練の実施。農産物被害の軽減や養殖施設の減災対策。洪水対策・土砂災害対策・高潮対策。そして2番目、地震・津波対策として、市町による南海トラフ地震対策等の支援、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の実施、農業用ため池の耐震対策、3番目、災害時の体制強化、災害への備え等として、災害時の医療体制・医薬品供給体制の強化。地籍調査の推進。中小企業・小規模企業BCPの策定支援、観光防災の推進。災害時の外国人支援。停電への備え。県民への情報提供。そして4番目、次世代への継承と防災意識の醸成として「防災の日常化」の定着、防災ノート等を活用した学校における防災教育の推進というのが掲げられております。

続いて、ハード対策としまして、風水害対策。災害に強い森林づくり。治水対策・土砂災害対策・高潮対策。地震・津波対策として、緊急輸送道路、河川・海岸堤防・港湾施設、漁港施設等の耐震対策、農業用ため池の耐震対策、交通安全施設の整備、学校等における耐震対策、強靱な水道及び工業用水道の構築。そして猛暑対策として県立学校の空調対策。最後に防災情報の通信確保、コンビナートの強靱化支援であります。

6月補正予算では約160億円が計上され、トータル約862億円が計上されています。パッケージのサブタイトルには、観往知来、過去のことをしっかり

参考にし、将来を展望して見通しを立てること、とありますが、まず、この約1000億円の政策パッケージについて、どのような過去のことを参考にして、どのような将来を展望して、ここまで予算化してきたのか。また今後は、どのような施策に重点を置いていくのかについてお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 防災・減災対策パッケージについてどういう過去を参考にし、どういう将来を展望して取りまとめたのかなどについて答弁をいたします。

私が知事に就任した平成23年に、東日本大震災と紀伊半島大水害が発生しました。就任する直前に東日本大震災の被災地に赴いて東北の被害を目の当たりにしましたが、本県で同じような災害が起こった際の対応に向け、万全を期さなければならないという危機感と使命感を抱きました。

この二つの大規模災害が、今の私の防災・減災対策に力を傾ける原点となっています。

平成23年に経験した大規模災害を踏まえて、県の地域防災計画を抜本的に見直すとともに、災害対策本部を再編成し災害対応体制を強化しました。

また、それまでの取組の検証結果や近年の災害事例における課題等を踏まえて、新たに三重県防災・減災対策行動計画を策定しました。

事前対策としては、発災前から予測できる風水害である台風に対し、三重県版タイムラインを策定し、このタイムラインによって、先を見通しながら円滑な災害対応が可能になったと考えます。

発災後対策としては、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることが重要であることから、熊本地震等の課題も踏まえて、三重県広域受援計画を策定しました。

このように、どのような過去ということにおいては、平成23年の二つの大災害のみならず、その後に全国で生じたそれぞれの災害を当事者意識を持って捉え、1期目、2期目の8年間を通じて防災・減災対策の強化に向け全庁挙げて取り組んでまいりました。

近年、台風や記録的な豪雨によって、大規模風水害の発生が続いています。展望した将来として最大のものは南海トラフ地震であり、その30年以内の発生確率は70%から80%であることから、その切迫度は日を迫うごとに高まっています

また、本年は、伊勢湾台風から60年、昭和東南海地震から75年の節目の年であり、こうした遠い過去の災害の教訓と、近い過去の課題を未来に生かしていくとともに、今後発生が危惧される大規模災害を見通し、事前に備えるため、「観注知来」防災・減災対策パッケージを取りまとめました。

さらに、このパッケージでは、当初予算等で計上した事業に加え、新たに6月補正予算において、ソフト対策として災害時学校支援事業や森林情報基盤整備事業を追加するとともに、ハード対策として国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用して、緊急輸送道路機能確保事業や、ため池等整備事業を増額補正し、防災・減災対策を強化します。

平成から令和となり、災害が起こらない時代となることを願いますが、近い将来、発生が危惧される巨大地震に対し、近い将来、必ず来る災害として備えを万全にするとともに、風水害に対しても近年の発生状況を踏まえて、毎年いつも来る災害として年々備えを高めていく必要があります。

また、今後起こり得る大規模災害の被害が甚大であればあるほど、その後に続く復興の道のりは長く険しいものとなります。それを見越して、速やかに復興作業に着手できるよう、三重県復興指針を策定し、その日に備えています。

防災・減災対策に終わりはありません。今後とも、国や市町をはじめ、関係機関との連携を強化するとともに、自助、共助、公助の力を結集し、防災の日常化の定着を図ります。そして、災害に強い三重の実現に向け、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に的確に対応しつつ、ソフト、ハードの両面から防災・減災対策のさらなる深化を目指して、着実に取組を進めていきたいと考えています。

どういう分野に重点を置くのかということにおいては、午前中も少し答弁

しましたが、防災・減災対策は総合的にリスクをなるべく幅広くとって対応することですので、防災対策に終わりはありませんので、とにかく総合的にしっかり取り組むということですが、事前に備えておくこと、あるいは事前に訓練をしておくこと、事前に考えておくこと、事前にルールをつくっておくこと、事前にやっておくことで、その発災後の被害が軽減したり、復旧が早くなるということがあると思いますから、事前に様々なことに備える、例えばさっきの三重県復興指針とかもそうですけども、事前にいろんなことを考えるということは、全体の方向性として重要であるというふうに思っています。

あわせて、防災の日常化との関係においては、防災意識は高まっているものの、実際の避難行動に結びついていないとか、あるいは防災の意識が高まっているものの家具の固定化とか備蓄が進んでいないというような、意識が行動につながっていない部分がありますので、そういう部分を県民の皆さんと一緒に取り組んでいくということは重要であると考えています。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 事前にという立場の中で考えていただくということでございました。いろんなことを想定しながらしていくということは非常に大切でございますので、ぜひともそういうようなことを想定しながら進めていただければなというふうに思います。

ただ、その中で過去のことを参考にするということでございますが、私もちょうど昭和49年の災害のときには、自衛隊のゴムボートで迎えられたということがございました。当時、やはり一番びっくりしたのは量が浮いたということでございます。やはり経験を生かさないことには、卓上ではなかなか進められませんので、事前にという形の中でも過去の経験を生かしながら進めていただければなというふうに思います。

「命はひとつ。万全の備えを」という形の中の思いで進めていただければなというふうに思います。

そして金額的には、6月補正予算後では、ソフト対策が約26億7500万円、

ハード対策が835億8400万円となっておりますけれども、どちらかというとハード対策が中心で、県土整備部の緊急輸送道路機能確保事業、約122億円、河川事業約110億円、道路改築事業約111億円、道路維持修繕事業約130億円が中心のように思われます。

一方、ソフト対策では、県土整備部の砂防事業約5億8800万円、河川事業の約3億3600万円、農林水産部の団体営ため池等整備事業約4億4300万円が予算の多いものとなり、その中の砂防事業については、令和元年度中に土砂災害警戒区域等の指定に必要となる基礎調査の完了を目指すとなります。

三重県には、三重県土砂災害情報提供システムという非常に便利なシステムがあります。現在の指定状況がすぐに分かるようになっておりますけれども、このシステムで、土砂災害警戒区域マップを表示しましても、土砂災害警戒区域への指定がまだの土砂災害危険箇所につきましては反映されておられません。調査が終わっていないため、土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所の区域も全て安全であるかのように見えてしまいます。

このような状況の中、広島県とヤフーが共同開発によりヤフー天気・防災速報アプリを利用して、全国の土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所の掲載を進めるということを聞きました。こちらのほうは、土砂災害警戒区域の指定と公開データへの反映が完了するまでは、暫定対応として土砂災害危険箇所もあわせて表示するというもので、危険のおそれがある箇所を安全とは認識させないような工夫がされております。

そこで、三重県土砂災害情報提供システムもそのように変更できないものなのか、また、ヤフー天気・防災速報アプリとの連携を図ることはできないものなのかについてお伺いしたいと思います。

そして、河川事業につきましては、洪水浸水想定区域図の作成を進める、と記されておりますが、市町のハザードマップ作成のもととなるものであり、地域住民の不安解消のためにも重要度の高い作業で、県内38の水位周知河川から順次、洪水浸水想定区域図を作成するとのことですが、今後の方向とその見込みについてもあわせてお伺いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 三重県土砂災害情報提供システムと洪水浸水想定区域図についてお答えをいたします。

三重県では、市町による避難勧告等の発令や県民の避難行動を支援するために、三重県土砂災害情報提供システムを運用しています。このシステムでは、県の基礎調査に基づき指定した土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が表示される土砂災害警戒区域マップと、土砂災害発生の危険性が高い土地が表示される土砂災害危険箇所マップを見ることができます。

このシステムでは、凡例のチェックボックスを選択することにより、互いのマップを重ね合わせることができるようにはなっているものの、現在の初期設定では、土砂災害警戒区域マップ上で警戒区域等の未指定箇所は白地で表示されるため、安全と認識してしまうおそれがあります。議員の御指摘のとおりのございます。

そこで、土砂災害警戒区域マップの初期設定を変更して、チェックボックスにおいて特に何もしなくても土砂災害危険箇所を重ねて表示する形のシステムに変更を行いたいと考えております。

なお、現在開発が進められているヤフー天気・防災速報アプリにつきましては、県が公表しているデータを利用してヤフーが情報を提供するものであり、本県の変更後のシステムと同様の土砂災害警戒区域等の範囲が指定されるものと思われますが、今後もアプリの詳細な機能等につきまして、情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、洪水浸水想定区域図につきましては、県内にある水位周知河川38河川の洪水浸水想定区域図について、25河川につきまして指定及び告示が完了しております。

残りの13河川につきましても本年6月18日までに指定及び告示を行い、これによりまして38河川全てが完了する予定としております。

洪水浸水想定区域図は、住民の避難行動につながる有効なものであることから、今後も水位周知河川以外の洪水浸水想定区域図の作成を進めていくた

いと考えてございます。

以上です。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） それでは、ぜひとも県民から見て誤解のないような形でシステムのほうの変更をよろしくお願ひしたいと思います。

なお、先ほど三重県土砂災害情報提供システムの内容のことについてお伺いいたしましたが、そもそも県民の皆様が、いざその三重県土砂災害情報提供システムを見ようと思ひましても、三重県のホームページのトップページには掲載されておられません。その三重県のホームページのトップページのサイト内検索で、例えば土砂災害と入力しましても約4040件がヒットし、そのトップの項目をクリックしても、土砂災害（特別）警戒区域の指定状況の一覧表が出てくるだけで、その後の状況についてはわかりません。仮に三重県土砂災害情報提供システムとそこで入力しますと、それでも1440件が検索され、その最初の三重県、新しい三重県土砂災害情報提供システムを提供しますという項目をクリックしても、続いて説明文が出てくるだけで、なかなかそのシステムには到達できないというのが現在の状況です。

せっかくよい調査をして、その情報を提供していただいております、なかなか県民からはわからないのが現在の状況ということです。

また、先ほどお聞きしました洪水浸水想定区域図につきましても、三重県のホームページのトップページのサイト内検索をしますと、953件が検索され、例えば本年5月に公表されました棕川を検索してみますと、平成24年のものが検索されて、今年の令和元年度に相当するものにはなかなか到達しません。

そして、その中をよく調べてみますと、天白川水系他4河川というような項目の中に、今年、令和元年5月に公表されたものが含まれているというありさまです。

三重県のホームページのトップページには、例えば、三重とこわか国体とか三重テラスのようなバナーがありますが、防災情報を調べようと思ひます

と、危機管理・救急情報の防災みえ．j pから入ることになるのだと思いますが、逆に県民から見れば、この防災みえ．j pが何であるかわからないのが現状です。県民から見やすいホームページという観点から、防災情報の発信であったり、全体の構成についてはどうお考えなのか、防災情報の発信につきましては防災対策部のほうから、県全体のホームページのあり方につきましては、所管の戦略企画部のほうにお伺いしたいと思います。

○防災対策部長（日沖正人） 防災みえ．j pなどの防災情報についての県民の皆さんへの周知についてお答えいたします。

本県では、気象や台風、地震に関する防災情報を多様な手段で発信をして、県民の皆さんの避難行動の促進につなげていくこととしております。

このうち、防災みえ．j pでは、ホームページによる防災情報の提供とともに、メールで情報配信するサービスを行っており、平成30年度にはスマートフォンに対応したページを作成いたしました。また、広く利用者の拡大を図るため、平成29年度にはツイッター、平成30年度にはLINEといったSNSを用いた防災情報の提供を開始しております。

こうした情報発信について、利用者を拡大するために、それぞれのサービス内容の説明と、QRコード等を掲載したチラシを作成し、各種イベントや会議等で配布をするとともに、県有施設や携帯電話販売店等に配置しております。

また、三重県防災ガイドブックや防災ノートなどの冊子には、防災みえ．j pのホームページアドレスを掲載するなど、周知を図っているところであります。

毎年実施しております防災に関する県民意識調査におきましては、防災みえ．j pの認知度について、平成30年度は前年度から10.8ポイント増加しまして52.2%となりました。このように、PR活動の効果が見られると考えられるものの、認知度はまだまだ低い状況であると考えております。

今後も引き続き、防災みえ．j pをはじめ、ツイッターやLINE等、広く様々な手法で県民にとって魅力的でわかりやすい効果的な情報提供を行っ

ていくとともに、多くの方に活用をいただけるよう、周知を図ってまいります。

○戦略企画部長（福永和伸） ホームページに関してですが、まず県ホームページの構成等に関してですが、各都道府県とか民間企業のもの、そこから気づきも得まして、平成28年度に抜本的にホームページのリニューアルを行ったところです。このとき、県民の皆さんの目線に立たなければということで、それまで各部局がそれぞれで運用していたホームページのデザインを統一したり、スマートフォンやタブレットへの対応を図ったり、それから県民の皆さんの生活に合わせたカテゴリ構成、例えばくらし・環境とか防災・防犯とかそういうカテゴリの編成としたと、そういうことがありました。

このときに県民の皆さんに確認も行っておりまして、アンケートをしたところ、470名の利用者のうちの約8割の方からは、とても使いやすい、あるいは、まあまあ使いやすいとの一定の評価はいただいているところです。

ただ、このホームページというのは、日々多くの情報が更新されますので、継続的に改善をしていかなければならないということで、今も県民の皆さんの声を踏まえまして改善はしているところです。

御指摘のありました検索に関しては、検索の精度が高いということで、グーグルのエンジンを使用しているんですけれども、どうしても検索結果の上位には検索件数の多いものが来てしまって、最新情報が来ないというような課題がございますので、今後、他の自治体の優良事例等を調べまして、解決に向けての検討を進めていく予定としています。

今後もしばらくは、県民の皆さんの声に耳を傾けながら、各部局と調整を図りまして、トップページの掲載内容ですとかカテゴリの見直しを行いまして、県民の皆さんが情報を入手しやすくなるよう改善を図っていきたいと考えています。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 先ほどやっぱり検索の多い順から出てくるということでございました。先ほど例示させていただきました洪水浸水想定区域図は、当

然ながら古いものを皆さん検索していますので、検索すると古いのが出てきます。知っている者からすれば、これが古いものだというのがわかるんですが、知らない者からすると、それがやっぱり最新情報だというふうに映ってしまいますので、ぜひともその辺の検索のシステムにつきましても、同じような過去の検索の結果、議事録等が出てまいる場合は最新のところにいかに誘導できるかということも考えていただきながら、今後進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの言葉、これを借りますと、その立場になり、考えることという視点で、県民から見てわかりやすいホームページという視点で進めていただきたいなと思います。

一方、防災対策の強化についてですけれども、国土交通省は、平成27年の関東・東北豪雨を機に、災害を未然に防ぐ土木施設には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものという意識への変化を個々に促し、社会全体で常に洪水氾濫に備える、水防災意識社会の再構築を進めることを今後の防災・減災対策の柱として位置づけ、平成27年12月11日に水防災意識社会再構築ビジョンを策定しました。

平成28年8月には、台風第10号等の一連の台風によって、北海道・東北地方の中小河川等で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生したため、水防災意識社会の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させるため、大規模氾濫減災協議会制度の創設をはじめとする、水防法等の一部を改正する法律を平成29年6月19日に施行しています。

直轄管理河川のうち三重四川、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川に係る水防災意識社会再構築ビジョンを例に説明しますと、平成28年度に三重四川災害対応連絡会の規約を改訂し、取組方針を策定し、県管理河川については、平成28年度及び平成29年度に各圏域の水防協議会を設立し、取組方針を策定し、平成30年度に新たに直轄管理河川、県管理河川を統合した流域全体を協議する大規模氾濫減災協議会を設置しています。そして、大規模氾濫減災協議会

では、国、県、市町がそれぞれ策定するおおむね5年間の取組方針を生かし、両者の取組の中から重点項目などを設定して、協議会で協議、共有するとされています。

ちなみに、鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会の取組方針は、迅速かつ的確な避難行動の取組として、洪水浸水想定区域図の策定、公表を行い、直轄河川と四日市圏域の朝明川水系、三滝川、海蔵川水系は既に公表され、今後四日市圏域の天白川、鹿化川、そして鈴鹿・亀山圏域では、棕川、堀切川水系、中ノ川水系がこの5月に公表されました。

この中で、鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会の取組方針の河川管理者が実施するハード対策では、洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策として、堤防表のり余裕高部分の張りコンクリートの施工、堤防の天端舗装、堤防裏のりの保護が、国管理河川や一部の県管理河川で施工されております。ハード対策の風水害対策の中に、治水対策・土砂災害対策・高潮対策として河川堤防の整備が示されていますが、この中で危険管理型ハード対策については、県として今後どのように進めていくのでしょうか。

一方、土砂災害警戒区域の指定が進む中で、レッドゾーンに該当する地域の資産の価値、固定資産税のあり方も議論されています。人命優先で危険箇所を発表していくことは大切なことですが、指定をするだけでは資産価値が下がるだけで、その場所の活用ができないということにもなっていきます。こちらについては風水害対策の中に、治水対策・土砂災害対策・高潮対策として擁壁等の土砂災害防止施設の整備が示されていますが、中でも急傾斜地崩壊危険区域については、今後県としてどう進めるのかについてお伺いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 県管理河川における危機管理型ハード対策の取組と急傾斜地崩壊危険区域の対策についてお答えをいたします。

河川堤防の天端舗装や、裏のりの補強などといった危機管理型ハード対策は、堤防整備に時間がかかる区間において、今ある堤防から水があふれた場

合でも、堤防が壊れるまでの時間を少しでも引き延ばし、避難するための時間を確保する工夫として、堤防を粘り強い構造にするものです。

県管理河川では、流域全体の治水安全度の向上のため、河川断面を大きくするなどの抜本的な河川改修を優先して実施しております。

しかしながら、県としましては、危機管理型ハード対策の有効性は認識しており、過去に氾濫した事実のある二級河川朝明川において対策を実施しております。

また、今年度からは、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の予算を活用して、円滑な避難のための対策として、一級河川木津川、二級河川志登茂川においても、堤防の表のり、裏のりの張りコンクリートや、堤防天端の舗装を行うなどの危機管理型ハード対策を実施する予定としております。

今後も、重要水防区域等の危険度の高い区間や、緊急性の高い区間については、大規模氾濫減災協議会の取組に位置づけた上で、対策を講じていきたいと考えております。

次に、急傾斜地崩壊危険区域の対策につきましては、本県の急傾斜地崩壊対策事業における要対策箇所は約2400カ所にも上ることから、優先的に整備すべき箇所を選定して事業を推進していく必要がございます。

そのため、事業を実施する箇所については、自力で避難することが困難な人々が滞在する要配慮者利用施設や、避難先として使われる学校、公共施設等を保全する箇所を優先的に選定をしております。

一方でハード対策には、膨大な時間と費用が必要となるため、危険箇所の周知、警戒情報の発表、早めの避難行動につながる警戒避難体制の整備など市町と連携してソフト対策をあわせて進めていきたいと考えてございます。

以上です。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 堤防の天端対策につきましては、河川を守ることでもあります。堤防を守ることでもありますけれども、その中できれい

に整備されますと、そこを散歩するという意味での健康に対する増進にもなってまいりますので、ぜひとも順番にでも結構ですので進めていただければなというふうに思います。

なお、先ほどの急傾斜地崩壊対策事業のほうでございますが、そもそも急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域において、擁壁工やのり面工等の工事を行うもので、この急傾斜地崩壊危険区域の指定基準は、急傾斜地の傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上のもの、急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家5戸以上あるもの、または5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるものというふうになっています。

ここで、よく議論になりますのが、この旅館等の等に当たるところです。人が常駐するような事務所、あるいはショッピングセンター、コンビニ等については、その判断がそのような形でされていくのかどうかについてもお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（渡辺克己） 人が常駐するような事務所、ショッピングセンター、コンビニ等につきましては、一定の場所に継続して滞在し、執務、作業、集会等を行う場所であることから、指定対象に該当いたします。

指定に当たりましては、これらを踏まえ個別案件ごとの現地の地形であったり保全対象の状況を調査確認した上で判断していきたいと考えております。

急傾斜地の事業化につきましては、指定時の判断を踏まえつつ、先ほど申しましたような優先度も考慮した上で、事業の判断をしていきたいというふうに考えてございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） では、そういうような形の中で解釈していただいて、進めていただければなというふうに思います。

一方で、平成30年7月豪雨時に、2府4県で32カ所のため池決壊が発生しましたが、決壊した32カ所のため池のうち、29カ所が防災重点ため池に選定されていなかったことを受けて、防災重点ため池の選定基準が変わりました。

見直し前の選定の考え方は、下流に住宅や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあること。堤高10メートル以上であること。貯水量10万トン以上であることのいずれかに該当するものという考えで、平成27年9月に国が示し、都道府県が市町村と協議し選定しており、平成29年3月時点におきましては、全国で1万1362カ所が選定されていました。

新たな防災重点ため池の定義は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池とするものでありまして、選定基準としましては、ため池から100メートル未満の浸水区域内に、家屋、公共施設等があるもの。ため池から100メートル以上500メートル未満の浸水区域内に、家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1000立方メートル以上のもの。ため池から500メートル以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5000立方メートル以上のもの。上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等、位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から、都道府県または市町村が特に必要と認めるものというふうに変わっております。

先ほどのソフト対策の地震・津波対策の中に、農業用ため池の耐震対策として、国が行う防災重点ため池の再設定を踏まえて、指定するため池を見直すとともに、ため池ハザードマップの整備やマップを活用した防災訓練を促進とありますが、この国が行う防災重点ため池の再設定によって、ため池対策がどう変わっていくのか。新しいパッケージの中での方向性についても伺いたいと思います。

○農林水産部長（前田茂樹） ため池の防災・減災対策につきましては、これまでため池の堤防補強でありますとか地盤改良などのハード対策とあわせ、ため池ハザードマップの整備といったソフト対策の両面から防災重点ため池を中心に取り組んでまいったところでございます。

こうした中、平成30年7月豪雨等を踏まえ、国が防災重点ため池の選定基準の見直しを行いましたことから、市町とともに県内のため池を精査しましたところ、全体で県内では防災重点ため池は、これまでの544カ所から1647

カ所へと大幅に増加する見込みとなりました。

こうした状況を踏まえまして、ため池のハード対策というのは、やはり多額の費用と年数というのが必要になってまいりますので、県といたしましては、ため池ハザードマップの整備などのソフト対策が今後より一層重要になるというふうに考えておるところでございます。

このため、県では、堤防決壊のおそれがある際に住民が迅速かつ安全に避難できるよう、市町が取り組みますハザードマップの整備に対する助言でありますとか、あるいは技術的な支援などに取り組むこととしております。

また、このハザードマップは、地域住民の皆さんに対して危険区域や避難の必要性の認知度を高め、逃げる意識の向上を図る重要なツールであるということでございますので、市町と連携をしまして、このハザードマップの周知を図りますとともに、過去の災害を教訓とした自治会や集落単位でのマップを活用した防災訓練に積極的に取り組んでいただけるよう啓発活動を行っていきたいと考えております。

今後も引き続き、市町や関係団体と十分に連携を図りながら、ソフト、ハードの両面から総合的なため池対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） それでは、「命はひとつ。万全の備えを」という気持ちの中で取り組んでいただければなというふうに思います。

次に、リニア中央新幹線早期全線開業に向けてということでお伺いしたいと思います。

（現物を示す）この先ほどのビラによりますと、未来への希望、挑戦を大切にする三重の中に書いてございます。

知事のリニア中央新幹線への思いは、未来展望みえの会の政策集2019の中には、次のように書かれています。リニア中央新幹線について、遅くとも2023年から名古屋以西区間の環境アセスに取り組まれることを踏まえれば、

次の4年間は、三重県内の駅位置、ルートが確定する可能性の高い時期です。その早期確定や環境アセスメントの着手に向けて、関係府県、ＪＲ東海等との連携体制のもと強力に取り組むとともに、リニア事業への県民の機運醸成を図る啓発活動に取り組みます。あわせて、2027年に先行開業する東京―名古屋間事業の情報共有や、中部圏への波及効果を高める取組を東海３県１市が連携して進めます、です。

平成31年度当初予算のポイントには、三重・奈良・大阪ルート及び県内駅位置の早期確定や東京―大阪間の早期全線開業に向け、関係府県市、経済団体等と連携しながら、ＪＲ東海のリニア事業に協力するとともに、県内の機運醸成を図るとあります。

先日、ＪＲ東海の金子社長が初めて知事を訪れ、スムーズに工事が進められるよう県といろいろと情報共有していきたいという要請に対し、スムーズに事業が進むよう、私たちが準備できることをしっかりとしていきたいというふうに応じられたと伺っております。

しかしながら、平成30年５月の平成31年度国への提言・提案、平成30年11月の平成31年度予算の確保に向けた国への要望では、重点項目に入っていたものが今回一般項目へと後退し、令和元年５月の令和２年度国への提言・提案の内容は、平成30年11月の平成31年度予算の確保に向けた国への要望と一言一句変わっておりません。

そこで、本年、三重県としてリニア事業への県内の機運をどう醸成していくのか。ちょうどこの時間、東京では、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会が開催されている最中であると思いますが、ぜひともその場にも届くように意気込みを語っていただければというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） リニア中央新幹線早期全線開業に向けての取組と、改めでの意気込みということであります。

リニア中央新幹線の全線開業に向け、2023年ごろには、名古屋―大阪間における環境アセスメントの着手が予想されます。このことから、この４年間

は県内の駅位置、ルートが明らかになる可能性が高く、ＪＲ東海、関係自治体との連携、国への働きかけ、県民等の機運醸成に注力すべき重要な時期であると捉えています。

こうした中、本県では関係府県市等と連携して、リニア中央新幹線に関する取組を進めています。平成28年、2016年10月に立ち上げたリニア中央新幹線東海三県一市連絡会議では、2027年に先行開業するリニア名古屋駅の波及効果を高めるための方策の検討や、東京―名古屋間の取組における課題等の共有など、名古屋―大阪間の整備事業に生かす連携活動を行っています。

また、平成29年９月に立ち上げた、三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議では、三重・奈良・大阪ルート及び駅位置の早期確定や、一日も早い全線開業の実現に向け、ＪＲ東海や国等に対し働きかけを行っています。

昨年12月には、２回目となる建設促進大会を本県において開催し、出席されたＪＲ東海の金子社長から、環境アセスメントに向け、引き続き三府県と実務的な連携をとらせていただきたい、工事が極めて難しい新大阪駅について様々な検討を進めていく必要があるといった県の取組を後押しするコメントをいただきました。

さらに、本年５月９日、先ほど議員からも御紹介ありましたが、私の３期目就任を機にＪＲ東海の金子社長、宇野副社長、水野専務がそろって来庁され、まずは、東京から名古屋までの工事がスムーズに行えるよう、しっかりと取り組む、名古屋以西については、担当も強化し、県にも協力いただきながら対応したいと発言されるとともに、本県との連携を密にすることについて再確認したところであります。

ＪＲ東海とは、今後も意見交換を重ね、名古屋―大阪間の環境アセスメントの円滑な実施に必要な地域の情報について、的確に提供できるよう、積極的に協力していきたいと考えています。

また、新たな取組として、リニア中央新幹線の開業による時間短縮効果や、観光など様々な分野に及ぼす効果などについて、昨年度から本年度にかけ調査を実施しているところであります。その効果をわかりやすく県民の皆さん

にお示しすることで、全線開業に向けた県全体の機運醸成を図っていきたいと考えています。

今後は、これまで構築してきた関係府県市等との連携、協力体制を最大限活用するとともに、ＪＲ東海との連携をさらに密にし、県もしっかりと汗をかきながら、令和という新時代に県民の皆さんに夢と希望を持っていただけるよう、一日も早いリニア全線開業の実現に向け全力で取り組んでまいります。

今年の春の提言において一般項目になったことについては、特段他意はなく、今、ＪＲ東海や国、各県との関係においては一定スムーズに進んでいますので、このタイミングで何か国に新しく言うことが特になかったのも、そういう項目であったということではありますが、一方で今日行われる総会などにおいても、今、その未着工区間などにおいて、様々な動向もありますから、そういうことを踏まえながら早期全線開業に向けてしっかりとその都度、その都度、タイムリーに行動を起こしながら早期全線開業に向けてしっかり取り組んでいきたいと思います。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 2023年に向けて、この４年間が大切だと思いますので、ぜひとも次には、また重点項目に戻していただきますように、よろしくお願いします。

ちょうど昨年、一般質問させていただいたときに、スーパー・メガリージョン構想検討会について、中間報告の話をさせていただきました。そして、先月の５月20日、今度は最終とりまとめが発表されました。

その中には、次のように書かれております。スーパー・メガリージョンは、人口減少下にある我が国において、リニア中央新幹線による対流の活発化及びそれによる新たな価値の創造を図り、これから迎える本格的な知識集約型社会において、我が国全体の持続的な成長につなげていくコアとなるものである。そして、スーパー・メガリージョン構想は、いわゆる国土基盤の整備のみならず、各地域を健全で活力のある関係で結び、産業力を高める抜本的

なイノベーションを起こしていくことで、経済発展と社会的課題の解決を一体的に達成し、人口減少に打ちかつこれからの時代にふさわしい新たな成長の実現を目指すものである。

近年、我が国は、アジアの継続的な経済成長による相対的な地位の低下に加え、急激な人口減少、異次元の高齢化等の課題に直面している。また、第四次産業革命による資本集約型、労働集約型社会から知識集約型社会への転換や、SDGsによる価値観の転換により、独自性や多様性、クリエイティビティ等が強く求められる時代となってきた。

約半世紀前の東海道新幹線の開通は、当時の資本集約型、労働集約型社会において、製造業等を中心とした我が国の高度経済成長を加速させる一因となった。一方、リニア中央新幹線は、これから迎える本格的な知識集約型社会の時代において、フィジカル空間における多様な人の対流を活発化させる高速交通インフラとして不可欠な存在となり、サイバー空間におけるデジタル技術の革新とともに、我が国の国土全体に大きなインパクトとパラダイムシフトをもたらすものと考えられる。そして、そのインパクトは、東海道新幹線がそうであったように、事前に予測し難いものであるが、スーパー・メガリージョン構想検討会では、それをよりよい方向へ最大限引き出すことを目的に、広範に英知を集め、検討を進めた。

検討の結果、目指すべき方向性については、次のとおり整理した。

三大都市圏については、各都市圏が将来を見据えながら自らの個性を伸ばすことによって、魅力ある都市圏を形成するとともに、三大都市圏間の交流を活発化することによって、スーパー・メガリージョンの核となる、個性ある三大都市圏の一体化による巨大経済圏の創造を目指す。

三大都市圏の間に位置する中間駅周辺地域については、多様な人材が活発に行き交う知的対流拠点となることで、地域の強みを生かした新しい産業を創出していくとともに、大都市で働きながら自然豊かな地域で暮らすなど、新たなライフスタイルを提供していく地域となることによって、中間駅周辺地域から始まる新たな地方創生を目指す。

そして、全国各地において、圏域を越えた人的ネットワークを形成し、対流の原動力となる個性を結びつけるとともに、リニア駅を核とした高速交通ネットワークを形成することによって、スーパー・メガリージョンの効果の広域的拡大を目指す。

このように、本構想を契機として、種々の施策を実行していくことにより、時間と場所からの解放による新たな価値創造を図り、人口減少に打ちかつスーパー・メガリージョンを形成する、であります。

ちょうど知事の政策集にも、駅位置やルートの決定していく時期に合わせて、スーパー・メガリージョンにおける三重県の潜在力を発揮させるとともに、リニアを三重県としてどのように生かしていくのかという戦略等の策定について検討を行います、というふうに書いておりますけれども、この最終答申を受けて三重県として今後どう対応していくのかについてもお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 国のスーパー・メガリージョン構想検討会の最終とりまとめを受けての今後の検討などについて答弁したいと思います。

昨年9月、スーパー・メガリージョン構想検討会の中間とりまとめに関して、私の受けとめを長田議員からの質問において答弁をいたしました。

その際、中間とりまとめでは、リニア中央新幹線が地方創生に不可欠な基盤であることなど、私たち地方が様々な場で訴えてきた思いが受け入れられる形で将来の姿が描かれていたことから、国と地方が、国づくり、地域づくりをともに進めていく上での新たな一歩として期待していると申し上げました。

今回の最終とりまとめは、中間とりまとめをベースにし、かつ、本年1月開催の第17回検討会に提出した本県の意見等を踏まえ、リニア中央新幹線の整備効果を引き出すために各地で取り組むべきこと等を整理したものであり、人口減少に打ちかつスーパー・メガリージョンとも打ち出され、その期待を一層強くしたところであります。

最終とりまとめにもあるとおり、リニア中央新幹線の開通により中間駅周辺地域にもたらされるインパクトは爆発的なものになると考えられます。本県に関しても、例えば、航空宇宙産業クラスター内における連携や、高等教育機関や研究機関等との連携強化などにより、我が県の産業の集積力を一層高めることや、日本の文化聖地として世界に誇る文化、伝統、歴史、自然、食等の魅力を生かした国内外との交流等の一層の促進などが期待されるところです。

リニア中央新幹線の開業に向けて、本県が有するポテンシャルを最大限發揮するためには、中間駅周辺をはじめとする県内各地の地域づくりや広域交通ネットワークの形成に必要な取組を、より確度を高めて進めていくことが求められます。このため、さきの知事選挙における政策集に戦略等の策定の検討を掲げ、今後も動き続ける時代の潮流を読み、県民の皆様はもとより、国内外の人々にとって、本県が魅力ある地域であり続けるよう、あらゆる努力をしていくとの決意を示しました。

最終とりまとめでは、国や地方自治体、経済界等が、引き続きアイデアを出し合いながら連携、協力し、積極的に取り組んでいくことが求められています。本県としましては、これらの動きについて、引き続き情報収集に努めながら、中間駅位置等が決定されていく時期に合わせ、まさに最終とりまとめにあるような中間駅周辺地域から始まる新たな地方創生に、三重県にとってなるように、戦略等の検討をしっかりと行っていきたいと考えています。

政策集に書いてある検討につきましては、現在、担当部などにおいて工程表をつくっておりまして、それでスケジュールをしっかりと見きわめながら進めていきたいというふうに考えています。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） では、ぜひとも工程表をつくっていただきまして、一步一步前のほうに進んでいただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に財政の健全化についてお伺いしたいと思います。

令和元年度6月補正予算によりますと、財政健全化の取組の中で、臨時財

政対策債等を除く県債の令和元年度末残高見込みが7683億円となり、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画で示された7684億円を下回る見込みであるというふうに記されています。臨時財政対策債等を含めると、総額では1兆4022億円となり、県債管理基金への積立不足が100億円あることから、これが本年度中に積み立てられると1兆3922億円となり、総額としても平成30年を下回ることになります。

このようによく建設地方債等が減少してくる中で、公共施設やインフラの更新にかかるトータルコストを最小限していくことを含めて、財政の健全化に向けてどのように県政の財政運営を進めていくのか。

また、県債管理基金の積み立て不足が令和元年度当初予算編成時で134億円から100億円へと減少しましたがけれども、このような積み立て不足につきまして、どういうふうに解消していくのかについて、財政全般につきましてお答えいただきたいと思います。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、公共施設やインフラの更新を含みました財政健全化に向けた取組について御答弁をさせていただきたいと思います。

これまで持続可能な行財政運営を目指しまして、公債費あるいは総人件費の抑制など財政健全化の取組を進めてきました結果、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画に掲げます県債残高、あるいは三重県財政の健全化に向けた集中取組に掲げます経常収支適正度の目標を達成するなど、成果が着実にあらわれてきているところでございます。

しかしながら、引き続き公債費等は高水準にあることや社会保障関係費、これが増加することが見込まれることに加えて、これまでにやむを得ず計上を見送っております県債管理基金への積立金100億円を後年度に積み立てる必要があることなどから、財政健全化の取組はまだ道半ばであると認識しております。

こうした中にありまして、長寿命化あるいは維持管理コスト削減の視点を持って、県有施設の維持管理を適切に行っていく必要があるため、原則全て

の公共施設、インフラ施設につきまして、個別施設ごとの長寿命化計画の策定を進めているところでございます。

現在、インフラ施設に関しましては、ほぼ全ての計画策定を終了しております。公共施設につきましても令和2年度末までに全ての計画策定を終了する予定でございます。策定しました個別施設計画に基づきまして、中長期的な財政負担の軽減、平準化を図りながら、各施設の長寿命化を着実に進めていきたいと考えております。

また、長寿命化に向けた改修を行う場合と規模縮小、統廃合に向けた建てかえを行う場合のコスト比較あるいは今後の利用需要、県民サービスの向上あるいは効率性の観点など、各施設が最適な配置と規模になるよう検討を行いながら公共施設やインフラ施設の改修、更新を進めていきたいと考えております。

今後とも効果が着実にあらわれている財政健全化の取組を手を緩めることなくしっかりと進めていくことによりまして、現時点における見込み以上に歳出構造を改善させていき、真に必要な投資には適切な対応が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

また、県債管理基金への積み立てにつきましては、平成30年度の最終補正予算におきまして34億円を積み立てましたように、県民生活への影響を十分考慮させていただいた上で、歳入歳出の状況を見ながら可能な限り積み立てを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 134億円から34億円足して100億円になったということですが、まだ100億円不足しております。ぜひともそちらのほうの不足もないような形の中で進めていただきたいと思います。

ただ、先ほど申し上げた長期的に見て今したほうがいいのか、それとも長寿命化したほうが全体的に安くなるのか、そのことも見据えながら今後の財政運営を進めていただければなというふうに思います。

それでは、最後に交通安全対策についてお伺いしたいと思います。午前中、稲垣議員から川崎市のことでございましたが、私の場合はどちらかという和大津市の視点から質問をさせていただきたいなと思います。

日本では、どちらかという歩行者の安全対策が弱い国であるというふうに言われています。そんな中でハード対策としての歩道の安全対策についてお伺いしたいと思います。

よくPTAの交通安全対策要望等で、ガードパイプの歩道への設置というものがあります。三重県の場合、新規の道路で歩道が設置される場合であっても、車道と歩道の分離には縁石使用が多く、ガードレールあるいはガードパイプ使用が少ないように思われます。

PTA要望等では、特に通学路については、安全性も考えてガードレール、ガードパイプに最初からしたほうが好ましいと思いますけれども、こちらにつきましては県土整備部のほうに方向性をお伺いしたいと思います。

また、道路の線形につきましても、新規道路の場合、法定速度ぎりぎりの設計であったり、平面の線形は考えていても立体的な観点がなく、交差点において勾配がある場合、上り勾配からの車両は交差点の横断歩道が直前まで見えなかったりすることもあります。工事中にわかっても、なかなか修正できないというふうに聞きますけれども、コンサルタント等への発注の段階で、そのような3D的な観点の発注ができないものかについても、あわせてお伺いしたいというふうに思います。

一方で歩道の設置につきましては、通学路交通安全プログラムによって通学路に優先的に設置がされておるというふうに聞いております。

ところが、こちらにつきましては、小・中学校が中心で、高等学校という視点はありません。それに加えて、高齢者という視点も入っていないのが実情です。5月30日に教育委員会から、登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保についてという依頼が発せられましたけれども、こちらの中でも、どちらかといいますと、地元のボランティア等に頼ることが中心で、なかなか主体性が確保できていないように思われます。

ちょうど教育委員会には、通学路安全対策アドバイザーというものが配置されておりますし、以前には三重県警に、見守りを中心としたチャイルドガーディアンというような制度があったと思います。そのような観点から、そのような安全性という観点にたけた人材を活用したような制度を新設することはできないのか、通学路交通安全プログラムのかかわり方も含めて伺いしたいと思います。

それとともに、最後、警察本部に伺いたいと思いますが、生活道路や通学路における歩行者などの安全な通行を確保するために移動式オービスが今年度から導入されましたと聞いております。この安全確保という点からであれば、取り締まりも大切ですが、本来、子どもや高齢者の事故を未然に防ぐことが目的ということであるので、違反を取り締まるというよりは、事前に取り締まり場所を広報して抑止するのも一つの方法ではないかと思われませんが、交通安全対策としての公開取り締まりについてどうお考えなのか、以上３点、よろしくお願いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 歩道の安全対策と交差点の設計についてお答えをいたします。

道路を設計する際の車道と歩道を分離する構造につきましては、道路を設計する際の基準を示しました道路構造令において、縁石等の工作物または植樹帯を設置することとされており、三重県におきましては、路面排水機能も兼ね備えた縁石を設置することを基本としております。

また、急カーブ区間など車両の逸脱により歩道の歩行者に危害を与えるおそれのある区間につきましては、ガードパイプ等の防護柵を設置することとしております。

今般の津江市での交通事故も踏まえまして、交差点部以外の区間につきましても危険と判断される箇所につきましては、車道と歩道の分離にガードパイプの設置を検討してまいりたいと考えてございます。

次に、交差点の設計につきましても、道路構造令に基づき設計を行ってお

り、交差するそれぞれの道路の勾配や見通しを考慮しながら適切な設計に努めておるところでございます。

しかし、現地の地形状況や道路の利用状況などによりまして道路構造に制限を受ける箇所につきましては、交差する道路の管理者や県警察と協議の上、注意喚起を促す路面標示や看板の設置などの補完する対策も検討しながら、安全な交差点の設計に努めてまいりたいと考えております。

なお、3D技術につきましては、道路概略設計における地元へのルート説明などに利用している事例や、建設現場においてICTを活用した掘削、盛土工事における自動化施工などでの利用がございしますが、交差点の詳細設計におきましては、現時点では一般的には普及されていないという状況でございます。

以上でございます。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 私のほうからは、通学路の交通安全対策の取組について、行政の主体的なかわりが必要ではないかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

登下校時における子どもたちの交通安全確保については、交差点での横断の見守りなど、保護者や自治会、学校安全ボランティア等の皆さんの協力を得ながら、取り組んでいるところです。

このように、地域の皆さんの力をお借りすることに加え、学校の安全対策がより効果的なものになるよう、昨年度は、県立学校を拠点に、近隣の小・中学校、市教育委員会、警察で危険箇所などを確実に情報共有する仕組みの構築や、警察OB2名の方をアドバイザーとして委嘱し、児童・生徒に対する交通安全指導を行いました。今年度は、高校生が近隣の小・中学校に出向き、自分たちで作成した安全マップを活用しながら危険箇所の共有や、交通ルール・交通マナーについて学ぶなどの取組を進めています。

こうした中、大津市において、園外活動中の園児等が巻き込まれる痛ましい事故があり、改めて、子どもたちの交通安全確保に取り組む必要があると

の思いを深くしたところでございます。

このため、学校と警察が通学路における危険箇所や登下校の状況を共有することで、交通安全、防犯の両面でさらなる見守り体制の強化を図っていきます。

一方で、子どもたちが自分自身で身を守るということも大切です。子どもたちに行う交通安全教室の内容を見直し、例えば、実際の通学路にある交差点を想定したイラストを活用し、子どもたち自身に日ごろの横断を振り返らせることで、交差点に潜む危険を考えさせるなど、より実践的な内容となるよう、全ての小・中学校の教員を対象とした研修を実施します。

現在、国においても、大津市や川崎市での事故等を受けて、子どもたちの安全確保に向けた今後の対策について取りまとめていくというふうに聞いております。こうした国の動向にも注視しながら新たに事業施策等が実施される場合には積極的に活用したいと考えております。

また、高等学校における通学経路の危険箇所の改善については、これまで各学校が自治会等と連携して道路管理者に道路改善の要望などを行ってきましたが、今後は、市町が所管している通学路交通安全プログラムに高校も参加できるように市町等教育長会議などで働きかけていきたいと考えております。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） いわゆる移動オービスによる公開取り締まりについてお答えをいたします。

この可搬式速度違反自動取締装置、いわゆる移動オービスにつきましては、御指摘のとおり、歩行者等の安全を確保する目的で生活道路、通学路などにおいて、走行速度の高い車両に対して効果的に取り締まろうというものでありまして、来月中旬をめどに運用を始めたいと考えております。

お尋ねの公開取り締まりにつきましては、県警ホームページやツイッターのほか、ヤフーカーナビアプリを活用して行うことを予定しております。

公開する情報につきましては、取り締まり時間帯や場所、路線などを想定

していますが、取り締まり場所については、特定できない程度の情報にとどめることで、取り締まりエリア全体の速度抑制効果を高めることも考えております。

以上でございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。

最後に、この知事の最後のところに、みんなが知恵を出し、力を発揮し、汗をかきながら、一緒に三重を創っていこうと書いてあります。ぜひとも4年間、頑張っていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 36番 村林 聡議員。

〔36番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○36番（村林 聡） こんにちは。度会郡選出、自民党会派の村林聡です。自民党会派を代表して質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず大きな1番目の項目としまして、地域からの人口流出に立ち向かうというように置かせていただきました。この地域からの人口流出という言葉を使わせてもらいましたのは、先日の知事提案説明の中にあった言葉だったからです。これまでどちらかというと、三重県内に定着してもらうというような三重県一本一くくりというような表現が多かったんですけれども、県内ではなく、地域からの、というように置いていただいたことに私は大きな意味を感じて使わせていただきました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

では、（1）仕事創出のあり方と次期行動計画という項目に入ります。

これまで私は若者が地域に残ることができないのは仕事がないからだ、仕事をつくってほしい、働く場こそが一番の課題であると訴えまして、質問をし、この議会で取り組んでまいりました。しかし、この選挙を通じていろいろな方々のお話をお伺いする中で何か違うなと、これだけではないなと感じることが多々ありました。

といいますのは、これまで仕事がないと言われてきた三重県の南部地域でも人手不足が起きているということです。ということは、仕事は何もないから、食べていけないから若者が出ていくというわけでもないことを意味しています。例えば、有効求人倍率が現在1.73倍だということを、この間の議案聴取会でも説明を受けたところですけども、例えば仮にですけども、1700個の仕事があつて、それに対して1000人の職を求める方々がおつたとして、じゃ、ばちっと1000人が就職して1000人がその地域に定住できているのかというと多分そうならないんじゃないのかなという感触があるわけです。似たようなお話を石田議員が前にされておられて、同じ倍率でもどれぐらいの仕事が絶対数として出ているのかなというような話をされておられたのを、私の中のイメージで南部地域に当てはめると、こういう感じかなと思ったんですけども、こういうようなことには、かなり根本的な価値観、職業観の問題が含まれていると考えます。

そこでお伺いします。先日の知事提案説明において、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）を策定し、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の次期戦略としても位置づけ、一体的に取り組んでいくということでありましたが、仕事の創出に加えて価値観、職業観の問題があるということを次期計画に盛り込んでいただけるのか御所見をお聞かせください。御答弁をよろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 人口の社会減に関連して、次期の行動計画や、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係について答弁したいと思います。

人口の社会減対策については、未来を紡ぐ私たちが今まさに取り組まなければならない課題として、現行の三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、学ぶ、働く、暮らすの三つのライフシーンごとに、施策横断的に取り組んでまいりました。

しかしながら、転出超過数が2年続けて4000人を超えるなど、厳しい状況が続いており、特に、その多くを占める15歳から29歳の若者の進学、就職に

伴う転出超過に歯どめをかけていくことが、社会減対策として重要であると認識しています。

これまで、有識者や若者の声を聴取し、その方策を検討してきましたが、検討を重ねる中で、今の若者は、大学・短大の進学先を決める際、専攻したい学問分野を重視していること、就職を決める際は、やりがいや働きやすさ、給料を重視するとともに、教職員のほか、保護者の意見を参考に行っていること、また、地域への愛着が高いほど、将来的に地域に住みたい、戻りたい意向が高いこと、そのほか、都会への憧れを感じていることなどが見えてきています。

こうしたことを踏まえ、本年度は三重県経営方針（案）の注力する柱の一つに、若者の県内定着につなげるために、を掲げ、働く場づくり、ひとづくり、きっかけづくりの三つの観点から、若者の県内定着に向けた取組を強力に進めていくこととしています。

例えば、働く場づくりでは、若者が魅力を感じる働きやすい農林水産業の実現に向けて、ICT等の活用によるスマート化を促進するとともに、若者、子育て世代にとって魅力ある働く場づくりや、地域が求める産業人材の育成を総合的に進めていきます。

ひとづくりでは、高校生が住民や職業人とかわりながら、地域の課題について考えるキャリア教育や、小・中学生が地域に古くから伝わる技術や伝統を体験する郷土教育に取り組むなど、地域への愛着心と誇りを育んでいきます。

また、きっかけづくりでは、U・Iターン就職を加速させるため、Webを活用した県内企業のインターンシップ情報の発信等に取り組むとともに、就職先を選択するに当たり、影響力が強い保護者への働きかけを行うなど、学生への情報発信の多様化を図っていきます。

さらに、中長期的な視点からは、働く場づくりとして、人工知能やIoT、自動運転技術といった新たな技術革新を活用し、イノベーションを生み出す地域産業の振興や、時間や距離の制約を克服した多様な働き方の実現、ひと

づくりとして、県内高等教育機関のより一層の魅力向上や学びの選択肢の拡大、郷土愛や地域へのアイデンティティーの醸成、きっかけづくりとして、移住、定住につながる県外在住の若者とのつながりの構築などを課題として捉えていますので、次期の三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の検討に生かしていきたいと考えております。

若者の転出入の要因については、さきに触れました、若者個人の意識のほかに、就業環境や社会的な背景など、様々な要素が関連しており、解決には、個々の課題への対応療法ではなく、一体となって切れ目のない取組を実行していく必要があります。このため、次期総合戦略を策定するに当たっては、多岐の分野にわたる個々の取組を有機的かつ効果的に結びつけ、相乗効果が発揮されるよう、同じく最終年度を迎え、策定を進めている、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）との一体化を図っていきます。

本県が他県との差別化を図りながら、自立的かつ持続的に発展していくためには、次代を担う若者の力が必要です。

若者が地域の核となり、柔軟な発想で、新たな価値を創出し、それが地域の活性化につながるよう、引き続き、若者の県内定着をはじめ、社会減対策について施策を総動員し、危機感を持って取り組んでいきます。

そういう価値観みたいなことが大事だということを戦略に盛り込めないかという議員の御提案ですが、価値観を何か押しつけるというのは難しいものの、地域とのかかわり、またその地域の中で活躍することを将来選んでいってもらような職業観を育んでいくというようなことについては、それだけで若者の定着を図れるということではないと思いますけれども、大事な視点だと思っておりますので、教育分野のことなのか、高等教育機関のことなのか、どういう取組にどういうふうに盛り込むかはこれから検討したいと思いますが、大事な視点としてしっかり持っておきたいと思います。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。私がただいま提案させていただいた価値観や職業観の問題について、大事な視点であり、しっかり

持っていきたいというふうに答えていただきました。感謝申し上げます。どうぞよろしくお願いします。

価値観を押しつけるのは難しいというお話も同時にあったんですけども、私も価値観を押しつけるつもりはないんですが、一方で、地元で活躍するよりも東京や大都市の一流企業で活躍するとか世界で活躍するということと序列があって、そっちのほう为上だというような、価値観のほうがむしろ強く押しつけられておるようなところがあると思うので、負けずに両方の選択肢を平等に見れるような価値観を醸成していただけるような取組をぜひともよろしくお願いします。

そして、かなり多岐にわたって丁寧に答弁していただきましたキャリア教育や郷土教育、インターンシップなど地元のよさをしっかりと伝えていただくこととか、本人だけではなく保護者への働きかけも今後はしていただけることとか、時間や距離を克服した働く場、まさに最新の技術を利用してということだろうと思うんですけども、こうしたことにも言及いただきました。ぜひとも、大変期待できる御答弁だったと思いますので、どうか今後ともよろしくお願いしますと要望いたしまして、次の（２）の項目へ移りたいと思います。ありがとうございます。

続いて同じ大きな１番の地域からの人口流出に立ち向かうの中の（２）として、県内定着に向けた職業観を育むキャリア教育と置かせていただきました。

この質問は一つ目の質問と大もとでつながっていると考えています。底のほう、底流には同じ意識、価値観の問題があると思うのです。今も少し申し上げましたけれども、偏差値の高い大学へ行って、一流企業に就職して、そこでデスクワーク、オフィスワークをするのが例えば一番よい、ほかの地域で活躍するというようなのはそれより下というような、ともするとこういう序列的な価値観を保護者も含めてついつい持ってしまうのではないかと、そういう心配なんです。

本来、職業に上下とか貴賤とかそういうものはなくて、社会の中での役割

の違いでしかないはずなんです。ですから、そういう、知事も持っていただけというような価値観をしっかりと持っていただきたいと思っておるわけなんですけれども、そこでお伺いします。

県内定着に向けた職業観を育むキャリア教育について、これまでどのように取り組み、今後どのように進めていくおつもりか、国の高校普通科の見直しの動きも踏まえてお聞かせください。御答弁よろしく願いいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 県内定着に向けた職業観を育むキャリア教育について、これまでどのように取り組んできたか、今後どのように取り組んでいくかという点についての御質問でございます。

県教育委員会では、子どもたちに、社会に参画しようとする意欲や望ましい勤労観、職業観を育み、将来、社会的、職業的に自立できる力を身につけられるよう、キャリア教育を推進しているところです。また、キャリア教育を進めるに当たっては、地域産業の魅力や地域の特色を理解した上で、自らの進路を選択できるようにすることも重要であると考えております。

そのため、平成26年3月に作成した三重県版高等学校キャリア教育モデルプログラムに基づき、各高等学校で、地域や子どもたちの実態に応じた全体計画を策定し、組織的、系統的にキャリア教育に取り組んでいるところです。

例えば、就職希望者の多い高等学校では、生徒の地元企業への理解を深めるために、複数の企業を学校に招いて人事担当者等から直接話を聞く、合同進路説明会や地元企業と連携した商品開発などを行っています。

進学希望者の多い高等学校においても、地元の大学や行政機関等と連携し、生徒が地域の活性化方策などについて考え、市民や市長などに提案する取組を行っている学校もあります。

このような取組を進めた結果、三重にも魅力的な仕事があることがわかった、県外の大学に進学しても、将来は三重県で活躍したいとの感想を持った生徒がいるなど、生徒の職業観や地域理解、地域への参画意欲の醸成につなげることができていると考えております。

また、県立高等学校活性化計画に基づき、地域と一体となった活性化に取り組んでいる南伊勢高等学校南勢校舎では、生徒が、南伊勢町の特産品の仕入れ交渉から、パッケージデザイン、販売までを体験するなどのソーシャル・ビジネス・プロジェクトに取り組んでいます。

今年度は、このような取組を発展させて、県内9校10校舎を実践パイロット校として指定し、高校生が地域の課題や特色ある産業を題材に、地域の方々や職業人等とかわりながら、自分たちに何ができるのかを主体的に考えて行動する、地域課題解決型キャリア教育を進めています。

地域課題の解決等を通じて体験と実践を伴った探究的な学びを重視するこうした取組は、現在、国で議論されている、高等学校普通科の新しいあり方の一つと合致するものと考えています。

今後も、子どもたちが地域への愛着や誇りを高め、将来にわたる志を持てるよう、キャリア教育を推進していきたいと考えております。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

今の御答弁の中では地域課題解決型、そして探求的な学びというのがキーワードで、国の方向とも合致していると。この志を持てるような方向で学んでいってもらうというのはすばらしいことだと思います。どうぞよろしくお願いします。

本当の意味での想像力を個々人が発揮できるような、できるものを引き出すというような取組をぜひともしていただきたいと思います。生徒をふるい分けて、できないレッテルを張っていくというような、そういう教育はやめてほしいと思います。

また、就職ばかりではなく、ベンチャーであるとか、業を起こすというような発想や力が今後、地域には必要とされているようにも感じています。地域に残って活躍できる職業観、あるいはたとえ県外などへ出たとしても、地元とつながっているという世界観、こうしたものをぜひとも育てていただけるように大事に取り組んでいていただきたいと要望いたします。

どうぞよろしくお願いします。

大きな1番を閉じさせていただきまして、大きな2番の防災対策についての項目へ移ります。

(1) 指定緊急避難場所の点検というふうに置かせていただきました。いわゆる一次避難場所と言われているものについての質問です。

津波対策として東日本大震災以来、例えばこれまで10メートルの高台へ避難するということだったところを、20メートルに見直すなど、そういった取組は一定進んできているということで、大変ありがたく思っておるんです。

しかし、その高台まで行く避難経路が手すりもないような急な坂道で、お年寄りにはとても上れないというような声を聞きました。また、避難した先の高台の多くがただの野原なんです。暑さとか寒さとか雨とか風とかちょっと防げるような場所じゃないんですね。そして、多くの場合は草が生えとるわけです。頑張って取り組んでおるところは、出合いで草刈りをしてくださっておるわけですが、草を刈れば当然鹿は来ますよね。鹿が来ればマダニがおる。そこに避難するということは、マダニに刺されて命にかかわる病気にかかるというようなことで、津波が引くまで半日とか1日とか、そうした野原に避難して本当に大丈夫なのかと、お年寄りが体調を崩さないか、災害関連死なんていう言葉もありますけれども、そうした心配があるのではないかというふうに感じてしまうわけです。

ちなみに、私は海のそばに住んでいるんですけれども、最寄りの20メートルの高台に避難訓練で行ったときにマダニに食われました。具体的に言いますと、20メートルの高台に向けて、出合いで頑張って階段をつくって、ロープを張って手すり、手で伝えるようにしたりしたんですけれども、今やなかなかそこへ訓練でも行くということ自体がちょっと危ないというようなことになっておるというような状態もございます。

そこでお伺いします。今後、発生が危惧されている南海トラフや雨の多い出水期へ向けて、市や町とともに指定緊急避難場所の点検、見直し、確認を

するべきと考えますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁をよろしく願いいたします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 指定緊急避難場所について、その点検や見直しが必要ではないかということに対しての御答弁を申し上げます。

指定緊急避難場所は、災害対策基本法に基づき、災害から命を守るために緊急的に避難する場所や施設として、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、津波など異常な現象の種類ごとに、管理条件、立地条件、構造要件など政令で定める基準に適合しているかを踏まえ、市町が指定をしております。

県内では平成31年4月現在で3704カ所が指定されており、市町が指定緊急避難場所を指定したときには、都道府県に通知するとともに公示することとされております。

指定制度が平成26年4月1日に施行されて4年以上が経過したことから、平成31年1月24日付で、国から指定緊急避難場所について、収容人数や安全性、管理の状況などの適切性について適時の見直しを行うよう通知があり、各市町に見直しを依頼しているところであります。

指定緊急避難場所においては、例えば、地域で実施する避難訓練の結果や土砂災害警戒区域の指定状況などを踏まえ、市町だけでなく、地域住民と一緒に点検を行い、必要に応じて見直しを検討していただきたいと考えております。

県内においても、自主防災組織が指定緊急避難場所の定期的な点検を行っている地域もあることから、県としては、このような先進事例を紹介するなど水平展開を図ることや、県の防災技術指導員が、各市町や自治会等からの依頼に応じて、防災訓練の際などに指定緊急避難場所や避難所への経路の危険箇所を確認するなどの指導、助言も行っているところであります。

今後とも市町と連携して、指定緊急避難場所の見直しや点検に向けた取組を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） はい、御答弁ありがとうございます。

今の御答弁によりますと、国のほうで災害の種類ごとに政令で基準が定められていて、市町が指定してということですね。現在、見直しの通知が国から来ていて、市町へその見直しの要請をしているところだと。県の防災技術指導員なんかとともに、市や町と連携しながら見直しを進めようと考えてくださっていると、そういう御答弁だったと思います。どうかよろしく願いしたいと思います。

ただ、今、申し上げたように、どこかではややハード的な、コンクリートを張るとか何らか雨風をしのぐような多分、自助努力というか、共助というか、出会いとか自主防災だけでは済まない部分も、点検した結果ですけれども、どこかでは、出てくるのではないかと思いますので、そういうときには、ぜひ市や町と御相談いただいて、国のほうへ要望するとか、何らかの知恵を一緒に出していただけると大変ありがたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、（２）応急仮設住宅の考え方という項目に入ります。

この項目については、早速聞かせていただきます。まず、御答弁をいただきたいと思います。県として応急仮設住宅の必要戸数をどれだけと見積もっておられるのか、そしてその準備はどれだけ整ってきているのか、充足数をお聞かせください。御答弁をよろしく願いいたします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 応急仮設住宅の必要個数の考え方と確保に向けた取組の状況ということで、答弁をさせていただきます。

災害時には、被災者の一時的な生活の安定を図る上で、住まいの確保が重要な課題となっております。この対策として、県では、市町からの要望に速やかに対応するため、公営住宅や民間賃貸住宅を活用する借上型の応急仮設住宅の提供に加え、市町が確保する用地に建設型の応急仮設住宅を建設する体制を整備する必要があると考えています。

この対策のうち、南海トラフ地震による被害に対応する建設型の応急仮設住宅の必要戸数については、県が平成26年3月に公表しました地震被害想定調査に基づき算定をしております。

その算定に当たりましては、地震の規模を過去に起こった最大クラスのものとして想定した上で、市町別に地震、津波による倒壊、流出、焼失による家屋の全壊、半壊を推計して被災世帯数を算出をしまして、その数値に発災後1カ月から2年の間における居住先の意向を尋ねるアンケートでの仮設住宅への入居を希望する世帯の割合を乗じて算定をしております。

この想定によりますと、必要となる建設型応急仮設住宅は、1万3725世帯となりまして、確保に向けた取組を推進しているところであります。

速やかに建設型の仮設住宅を供与するために、県内市町に対し、建設候補地の確保を求めているとして、毎年度、住宅建設候補地の状況を集計しております。平成30年12月末現在で県内543カ所、約329万平米の用地が確保されており、約3万2900戸の建設が可能となっています。

また、市町担当者会議を毎年開催しまして、昨年度は平成30年7月豪雨や東日本大震災における建設型応急仮設住宅の供与事例について情報提供をしております。さらに、一般社団法人プレハブ建築協会や一般社団法人全国木造建設事業協会などと協定を締結し、発災時に必要となる応急仮設住宅の円滑な建設に向けて取組を進めているところであります。

県としましては、東日本大震災以降、過去最大クラスの被害想定に基づき、まずは建設型応急仮設住宅の必要戸数の確保に取り組んできたところです。

また、民間賃貸住宅を活用した借上型の応急仮設住宅の確保に向けても、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会や、公益社団法人全日本不動産協会三重県本部などと協定を締結しており、借上型応急仮設住宅の想定空き戸数を考慮すると、必要となる戸数の一定数を確保できているものと考えております。

ちなみに、数値的なものを申し上げますと、過去最大で応急仮設住宅、建設型、借上型を合わせて約2万3000戸が必要となっておるという想定です。

れども、建設型が先ほど申しあげました3万2900戸、それから借上型が、これにつきましては平成30年の住宅土地統計調査結果に基づきますと、県内の賃貸用空き戸数、その時点で約4万3000戸ということで、合わせますと7万5000戸余りで、一定数が確保できているものと考えております。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） はい、御答弁いただきました。

事前に意見交換したときには、この借上型の部分を含めた数ということとはちょっと話に出てなかったと思うんですが、1年半前の私、総括質疑で指摘した部分があるんですが、その部分について今、聞かせてもらおうと、残念ながら変わっていないと思うんです。

それはどの部分かと言いますと、先ほどアンケート調査を実施して、その場に再建を希望しているという回答をした方を必要戸数から除外しているということですよ。事前の意見交換でもそう伺っていますし、今の御答弁でもそうだったと思うんです。発災後、1カ月から2年の間の意向調査をしたということでもありますけれども、当然、発災後から2年の間に職人さんは不足するでしょうし、資材も不足しますよね。たとえ、その場で再建を希望していたとしても、その方々が再建できるまで相当数の時間がかかるはずです。ですから、再建を希望している方をそのまま応急仮設住宅の必要戸数から差し引いてしまうと、ちょっと計算がおかしい、合わないと思うんです。

例えば、事前にいただいた資料によると、私の住んでおる南伊勢町では、過去最大クラスの津波が来たという場合の必要な戸数が677戸で足りるということになっています。恐らく南伊勢町に住んでいる人がこの話を聞いたらびっくりすると思うんですね。1万2000人からいるところで、20メートルからの津波が来てかなり浸水するはずなのに677戸で足りると。

なので、ちょっと積算の部分が少しおかしいように感じますので、ここはもう一度、1年半前にも申しあげましたが、見直すように強く要望させていただきますと思います。

全体としてこの防災対策について感じたのは、被災者の視点がちょっと足りないんじゃないのかなというふうに感じた部分がありますので、もう一度、一つ一つ被災者の視点で見直す必要があると指摘しますので、どうかよろしくお願いいたします。

では、大きな2番の防災対策についてを閉じさせていただきまして、大きな3番、道路冠水対策についての質問に入ります。

知事提案説明に、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に的確に対応し、道路冠水対策などを進めるとしてもらってあります。気候変動により豪雨が増えています。それによる冠水が発生していて、今後も増えるだろうと予測できます。度会町では、人が亡くなるという事例が起きてしまいました。知事は先ほど午前中の議論でも触れていただいておりますけれども、そういう残念な事例が起きてしまいました。

そこでお伺いします。道路冠水対策の現状と今後の取組についてお聞かせください。御答弁をよろしくお願いいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 県管理道路の冠水対策につきまして、現状と今後の取組についてお答えをいたします。

道路の冠水対策は、ゲリラ豪雨等による一時的な冠水や集中豪雨に伴う河川の水位上昇により発生する内水の氾濫など、様々な原因によって発生しています。

県管理道路の冠水対策としましては、県ホームページによる冠水危険箇所の周知や現地への看板設置による注意喚起等、ソフト対策を中心に実施をしております。

また、冠水の危険性の高いアンダーパス部は、定期的にポンプ設備等の点検を実施するとともに、台風等による豪雨が予想される際には、道路パトロールによる巡視や施設の事前確認等を行っています。

さらに、道路の冠水が発生し、通行が困難となった場合には、通行どめの措置として、バリケード等での封鎖を行うほか、ホームページ等により通行

ども情報を提供しておるところでございます。

ハード対策としましては、冠水被害の軽減を図るため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用し、排水機能の向上や注意喚起を図るため、アンダーパス部においては、排水ポンプや道路情報板の設置や既存施設も含めた停電対策を実施しておるところでございます。アンダーパス部以外では排水用側溝の改修等を実施しております。

道路の冠水は、その発生要因を踏まえ、ソフト対策とハード対策の両面で対応する必要があると考えております。

さらに、道路事業だけでなく、河川事業や内水対策事業等を含めた面的な視点での検討も必要と考えておるところでございます。

しかし、抜本的な対策には時間を要するため、今後も、冠水被害の軽減に向けて、現地の排水機能の向上を図るとともに、冠水危険箇所のさらなる把握と注意喚起に努めていきたいと考えております。

また、冠水発生時におきましては、速やかな通行どめ措置に加え、ホームページやカーナビ情報等により、道路利用者への情報提供を実施してまいります。

以上です。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。ソフト面、ハード面両方から対策を進めていただくという、そういう御答弁だったと思います。

ただし、ハード面については抜本的に対策するには時間がかかるのだというお話でありました。

しかし、市や町によっては代替のきかない幹線道路、いわば命の道を県道が担っているところもあるでしょう。そこが大雨のたびに寸断されるようでは、強靱な国土とは言えないわけです。よくそういうような市や町とも相談して、道路冠水を計画的に解消していただきますよう、よろしくお願いします。知事の提案説明にもあるとおり、国土強靱化の3か年計画の中で、ぜひとも少しでも進めていただきますよう、よろしくお願いします。要望といた

します。ありがとうございます。

では、続けて大きな4番へ入ります。ラジオ放送の受信障害地域への対応についてというように置かせていただきました。

最低限、NHKのAMラジオについては全国あまねく、県内あまねく受信できるべきだと考えています。農林水産業の作業中に聞きたいという声も私のもとには寄せられておりますし、何より災害時には乾電池で動くラジオが最後のとりで、最後の情報源となるということが間違いないと思うんですね。スマホでは、やはりバッテリーが持ちませんので。

10年前に私はこの問題を取り上げまして質問したときには、AM放送の設備を新たに設置するとすると、国際的な調整が必要で難しいということでした。AMの電波は外国、海外までも飛ぶのだそうです。

しかし、平成26年からは国がワイドFM、FM補完放送を進めてきております。

そこでお伺いします。国はワイドFM、FM補完放送による受信障害対策を進める方向と見受けられますが、ラジオの受信障害地域に対して、県はどのような対応が可能かお聞かせください。よろしくお願いいたします。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（大西宏弥） それでは、ラジオの受信障害地域に対して県としてどのような対応が可能かということにお答えをさせていただきたいと思っております。

議員からも御紹介がございましたが、ワイドFM、FM補完放送は、AM放送局の放送エリアにおける受信障害を解消するために、山や建物等の障害物に強く、また音がクリアなFM放送の周波数を利用して、AM放送の番組を放送するものです。近県でもNHKラジオなど放送事業者がこの技術により、受信障害の解消を図っているところでございます。

このように、受信障害の対策につきましては、放送事業者が担っており、ワイドFMの活用などにより、受信環境の改善を行っています。また、こうしたラジオの受信障害対策などの放送政策につきましては、総務省が一元的

に所管しているところでございます。

県といたしましては、住民の皆さんなどからAMラジオ放送の受信が困難であると、そういう御意見をいただきました場合には、地元の市町に対して情報提供していくとともに、総務省東海総合通信局に対しまして、地域の状況を伝えてまいりたいと思っています。

また、放送事業者に対して市町が受信環境の改善に向けた要望を行う際には、東海総合通信局から市町に適切な助言がなされるよう、県としても働きかけを行い、地域の声が届くよう努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。国、総務省と市や町の間に入って汗をかいていただけると、そういう御答弁だったと理解いたします。どうかよろしくお願いします。

また、情報提供もしていただけるということでしたので、ぜひ全国的に見たときのうまくいった事例についても、情報提供をお願いしたいと思います。

私が聞いたのは、高山の放送が入らなくて困っている奥飛騨で、FM補完放送をすることができたという事例があるそうです。ぜひともよろしくお願いします。

それでは、大きな5番、豊かな海再生へ向けての項目へ入りたいと思います。

（1）環境行政の積極的役割についてと置かせていただきました。

きれいで豊かな海ということで、きれいなだけではなく豊かな海でなければならないということを国や、そして県としても打ち出していることはありがたく感謝しております。評価しております。環境生活部が規制部局であるということは理解していますが、豊かな海は規制だけでは実現できません。

そこでお伺いします。環境生活部には、規制だけでなく豊かな海実現のた

めには何が必要なのか、理想の環境とはどういうものなのかお示しいただきたいと考えますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁よろしく願いいたします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 豊かな海の実現に向けての取組につきまして答弁させていただきます。

伊勢湾におきましては、昭和54年に水質総量削減制度が導入され、平成29年6月には、第8次水質総量削減計画を策定し、流入する汚濁負荷の削減のほか、新たに、きれいで豊かな海という観点を取り入れ、総合的な水環境対策に取り組んでいるところでございます。

伊勢湾に流入する汚濁負荷量につきましては、制度導入当初に比べますと半分程度となっております。河川のBOD、生物化学的酸素要求量の環境基準達成率は90%以上まで改善しております。その一方で、COD、化学的酸素要求量の環境基準達成率はいまだ40%から60%で推移しております。また、夏場を中心として、海底付近の海水中の酸素の量が極端に少なくなる貧酸素水塊が近年も広範囲に発生しております。

このことから、引き続き、伊勢湾の水環境改善の取組を進める必要があると考えているところでございます。

この貧酸素水塊は、大量に発生した植物プランクトンなどの死骸が海底に堆積、分解されることにより、海底の溶存酸素量が極端に低くなることで、生態系や漁業に大きな被害をもたらしています。

国土交通省と東海3県1市等で構成しております伊勢湾再生推進会議の報告書などによりますと、貧酸素水塊の解消には、この植物プランクトンを捕食するマイワシや二枚貝類等の復活、そしてこうした生物の生息場となる藻場、干潟の保全、再生、創出が有効であるというふうにされております。

伊勢湾や五ヶ所湾等海域環境の目標としては、COD、窒素等の環境基準の達成状況が重要な指標になりますが、豊かな海の再生に向けましては、生物多様性の確保が必要であると考えております。貧酸素水塊の発生により生

物が生息しにくい環境になっているなどの問題にも着目していく必要があると考えております。

今後は引き続き、陸域からの汚濁負荷量を適正管理していきますが、それだけではなく各種調査、研究を進め、幅広く知見の蓄積を図るとともに、必要に応じて、この生物多様性の確保に資する新たな指標を設けることなどを国に働きかけるほか、藻場、干潟の保全、再生など関係部と連携した総合的な水環境改善対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。想像していたよりも踏み込んだ御答弁をいただきました。ありがとうございます。

まず、窒素、リンとかの問題もありますけれども、豊かな海ということならば、生物多様性の確保こそが重要であるという認識をお示しいただきました。そして、そのためには藻場、干潟が重要なんだという、藻場、干潟の重要性についておっしゃっていただきました。また、幅広く科学的知見を蓄積することが重要であるというデータの重要性についても触れていただきました。

そして、さらにもう一步踏み込んだ部分として、私が以前から理想の水質について内部の数値でよいから目標を持ってほしいということを申し上げておったんですけれども、豊かな海のための新たな指標を持つように国へ働きかけるといっておっしゃっていただきました。ぜひとも県のほうでも検討いただきたいと要望させていただきますが、かなり踏み込んだ御答弁いただきましたこと、感謝申し上げます。

ちなみに今朝、鳥羽市選出の野村議員から情報を提供していただきました。何でも兵庫県は県として窒素濃度に下限を設けたそうです。濃度が低くなり過ぎることにストップをかけるという、全国初の基準を設けたそうです。こうした事例も研究していただきたいと要望させていただきます。いずれにしても、踏み込んだ御答弁いただきましたので、感謝申し上げ、ぜひとも今後とも引き続き議論させていただきたいと思いますので、よろしく

お願いいたします。ありがとうございました。

では、続きまして（２）漁場環境変化への対応についての項目に入ります。今のところの環境生活部との議論をもとに、農林水産部に３点お伺いしたいと思います。

一つ目はノリ、黒ノリの対策についてです。色落ちなどで伊勢湾内は大変厳しい状況にあると聞いていますので、研究開発をお願いしたいのですけれども、現状はどのような様子でしょうかというものです。

二つ目は藻場、干潟についてです。先ほどの議論でもその重要性が確認されましたが、補正予算後の藻場、干潟再生にかかる予算は十分に確保できる見通しなのでしょうかというものです。

そして、三つ目は海域のデータ収集についてです。先ほどの議論でも科学的見地の集積の重要性が確認されましたけれども、海で何か異変が起きたときに何が原因かわかるように、ふだんからデータ収集をしっかりと行っていたきたいのですが、いかがでしょうかというものです。

以上、３点について御答弁をよろしくお願いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、漁場環境変化への対応について順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、ノリの色落ちの関係でございますけれども、ノリの色落ちの発生につきましては、海水中の窒素量の低下というのが関係していることが、これまでの研究結果から確認をされておるところでございます。

また、養殖漁場におきましては、窒素などの栄養塩を吸収する植物プランクトンの発生が、窒素量の低下要因の一つであるというふうに考えられています。

このため、県水産研究所では、漁場に発生した植物プランクトンを捕食し、栄養塩を海水中に排出する二枚貝の養殖等を組み合わせ、ノリ色落ち対策技術の開発に取り組みますとともに、今年度からは、窒素やリンが少ない環境下でも、色調や生育に優れた新たなノリ品種の開発に着手しておるところ

でございます。

次に、藻場、干潟でございますが、藻場、干潟は、水質浄化機能や多くの生物の産卵、育成場といった生物多様性の維持機能など、漁場環境の維持、再生に重要な役割を担っております。

このため、県では、鳥羽・志摩海域や熊野灘海域でのアラメ、カジメなどの海藻が生えるためのコンクリート製ブロックの設置でありますとか、伊勢湾海域でのアサリなどの育成場となる干潟の造成を進めておるところでございます。今年度予算として、6月補正も含め、前年度並みのおよそ5億8000万円を計上しているところです。

さらに、海域での水質データの収集でございますが、こちらにつきましては、漁場環境の現状や変動状況を把握いたしますとともに、適正な養殖管理などを行う上で大変重要であると考えてございます。

このことから、現在、県水産研究所が、調査船あさまによる伊勢湾、熊野灘での定点観測や、英虞湾での定期的な観測により、水温や塩分、酸素量等のデータを収集し、ホームページ等で公表をしているところでございます。

そのほか、五ヶ所湾をはじめとする他の沿岸域におきましても、市町や漁協等と連携しながら水質観測を実施しています。

また、今年度からICTを活用した真珠養殖技術の開発に向け、英虞湾内に自動観測ブイを設置し、リアルタイムで水温等の測定とインターネット上での情報提供を行い、データを収集し、さらに活用を図ることといたしております。

今後もしばらく、新たなノリ品種の開発など色落ち対策に有効なノリ養殖技術の開発、水質浄化機能や生物多様性の維持などに重要な藻場、干潟の再生を進めますとともに、科学的知見からの対策の検討に必要となります海域でのデータ収集を進めることで、漁場環境の変化への対応に適切に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

ノリの品種の開発は進めていただけるとのことですし、ただ藻場、干潟については前年度並みの予算ということで、過去10年で公共事業最大規模というお話を聞いておる中では寂しいのかなと。ぜひとも今後とも予算確保の御努力をいただきたいと要望します。

そして、データ収集ですけれども、五ヶ所湾でも収集いただいておりますというお話ではありましたが、実は私のもとに五ヶ所湾で何かおかしいことが起きているという声が多数寄せられております。真珠、アオサ、ヒジキなどどれも悪いと。真珠については英虞湾と同じ貝を使っているのに五ヶ所湾だけ巻きが悪く一人負けになっているとか、こういう何かがおかしいんですけども何かわからないという声があるので、ぜひとも収集したデータの提供でありますとか、しっかり取り組んでいただきたいと要望いたします。

また、環境生活部、農林水産部両方へ要望いたしますけれども、大雨の後の濁り水ですね。これは災害という認識をぜひとも持っていただきたいと要望します。江戸時代は、こうした濁りも災害と認識されていたと聞いたことがあります。土砂だから、化学物質ではないからと見過ごしていいものではありません。真珠やアオサに悪い影響があると漁師さんが語ってくれましたし、極端な例を言えば養殖している魚のえらに泥が詰まって大量へい死してしまったようなことも起きると聞いております。ぜひとも御検討いただきたいと要望いたします。

続きまして、大きな6番へ入ります。漁業者の円滑な事業継承についてということで置かせていただきました。漁業者の高齢化が大変進んでいます。70歳になろうとも80歳になろうとも元気で漁業を営んでほしいと願っていますが、永遠というわけにはいきません。漁業を廃業するときに、船や網を処分する費用というのは高く大きな負担なのだと聞いています。農林水産部は、これから農業や漁業を新しく始めようとする方々に、廃業される方の農具や漁具を一式引き継いでもらうという居抜ききの事業に取り組むつもりであると説明をされておられました。

そこでお伺いします。今後の取組である農業者、漁業者の施設や設備をそのまま利用する居抜きの物件をあっせんする体制づくりが円滑な事業継承となり、廃業時の負担軽減につながることを期待しますが、御所見はいかがでしょう。よろしくお願いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、漁業者の高齢化等に伴います円滑な事業継承に向けた取組について御答弁をさせていただきます。

高齢化等によりまして、漁業者の皆さんが廃業を余儀なくされる際に不要となる漁船や漁具、養殖施設などの処分が負担となるケースが見受けられます。

一方で、新規に漁業を始める場合や、漁業者が規模拡大をする際には、漁船や漁具、養殖施設の購入などに係る費用負担が大きな課題となっております。

県では、こうした漁船や漁具、養殖施設などの経営資源を必要とする漁業者にマッチングする、いわゆる居抜きの仕組みづくりを進めていく必要があると考えておるところでございます。

このため、今年度から水産業経営資源移譲円滑化事業に取り組んでいきたいというふうに考えておりまして、具体的には、廃業した、あるいは廃業しようとしている漁業者の皆さんの漁船や漁具、養殖施設といった経営資源を居抜き物件として捉え、漁協等を通じて移譲可能な物件の実態を調査、把握することとしております。

また、こうした物件を円滑に移譲していくために、漁協等において、廃業しようとする漁業者の皆さんや物件を必要とする漁業者の皆さんからの相談やマッチングを行う窓口を開設するなど、居抜きの仕組みの構築を進めてまいります。

今後は、構築した居抜きの仕組みを着実に運用するとともに、その効果を検証し、現場の実情に応じた円滑な事業継承につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

この居抜きの実業だけで全て解決するというわけでは当然ないだろうと思うんですけども、今、御答弁いただいた中では、マッチングのデータベースをつくると。実態を調査、把握して、そしたら前提情報を県が持つということですので、それが恐らくこれからの後継者問題でありますとか、そういうことは非常に大きな意味を持つてくるのかなと期待いたしますので、どうぞよろしくお願いします。御答弁ありがとうございました。

では、最後の大きな7番の項目へ入ります。看護師確保対策についてというように置かせていただきました。

地域からの人口流出に立ち向かい、いつまでも住める地域を実現するためには医療の充実は欠かすことができません。依然として、この三重県において看護師が不足しているということに異論はないはずです。中長期的には若い人たちに看護師を目指してもらえる、看護師を志してもらえる環境づくりが重要でありましょう。

一方で、短期的には資格を持ちながら、医療の現場を離れてしまっている、いわゆる潜在看護師の復職支援が重要です。

こうした復職支援などの事業をより効果的にするためにも、退職時にできるだけ届出、登録をしてもらうことが必要です。

そこでお伺いします。若い人たちに看護師を目指してもらえる環境づくりや退職時の届出制度の徹底など、県として看護師確保対策に今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。御答弁をよろしくお願いいたします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 看護師確保対策についてお答えをいたします。

本県では、看護師確保対策監を設置するなど、確保対策に取り組んできたところでございまして、就業看護師数につきましては、平成26年の1万4910人から平成28年には1万6259人と1349人増加しており、年々増加傾向にござ

います。

しかしながら、人口10万人当たりの看護師数につきましては、全国平均を下回っておりまして、全国順位も34位であることなど、依然として喫緊の課題となっております。

このため、本県では、人材確保対策、定着促進対策、資質向上対策などの対策を体系的に整理をいたしまして、総合的に取り組んでおるところであります。

まず、人材確保対策につきましては、看護師等修学資金貸与制度の活用や看護師等養成所の運営支援などの取組により、看護学生の県内就業の促進を図っております。

その結果、平成30年度における県内の看護師等養成校卒業生の県内就業率は、77.7%と前年度を2.9ポイント上回り、過去5年間では最高となっております。

こうした状況を一層加速させ、また次世代の人材育成を図るため、高校生を対象とした1日看護体験を実施いたしますとともに、今年度からは新たに中学生や高校生等を対象とした、みえ地域医療メディカルスクールを開催いたします。看護の魅力伝えることといたしております。

あわせて、潜在看護師の復職支援の取組を進めるため、三重県ナースセンターにおきまして、無料職業紹介事業を行っております。

平成27年10月からは、離職時の届出が努力義務となったことから、登録を促進するため、平成27年12月に、四日市サテライトを設置をいたしまして、離職者の復職に向けた相談体制の強化を図りました結果、就職者数は年々増加傾向にあります。

離職時の届出は、本人だけでなく、医療機関における代行登録も可能ですことから、県内医療機関に対しまして届出制度のさらなる周知を図っていきたいと考えております。

次に、定着促進対策につきましては、看護職員が子育てと仕事の両立ができるよう、病院内保育所の運営に係る補助を行いますとともに、医療機関に

対する相談支援やアドバイザー派遣に取り組んでおります。

加えまして、三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関に対する相談支援を行いますとともに、女性が働きやすい医療機関認証制度によりまして、勤務環境改善の取組を支援しております。

こうした取組により、本県の看護職員の離職率は、例えば新人看護職員においては4.4%となるなど、全国平均の7.5%より低い水準となっております。

さらに資質向上対策につきましては、がんや認知症などの専門領域における高い臨床能力を備えた看護職員やプライマリー・ケアエキスパートナースの養成を行っておりまして、南伊勢病院の看護師の3名の方々も昨年度、第1回の認証を取得いただいたところでございます。

今後も、これらの取組を進めますとともに、三重県看護職員確保対策検討会におきまして検証を行い、一層の充実に取り組んでまいります。

以上であります。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。様々な取組をしていただいているということがわかりました。

しかし、今のいただいた御答弁の中で一番恐らく肝になるだろうというのが退職時の届出の部分で、医療機関による代行届出も可能であると感じました。ここが恐らく最も重要なところで、ここの周知徹底をしっかりとさせていただいて、届出の比率をしっかりと上げていただくことがナースセンターで様々な復職支援をしていただいております事業をさらに効果的にすることだと思いますので、ここをしっかりと取り組んでいただきたい、そのようにお願いいたします。

今、次の質問の（２）看護師が働きやすい環境づくりの部分も、少し踏み込んで定着の部分も御答弁いただいたようには感じたんですけども、（２）として置かせていただいておりますので改めて申し上げますと、先ほどの御答弁の中で離職率は4.4%と、かなり以前に比べると低くすることができたという御答弁でありましたけれども、ぜひとも定着や離職防止のためには勤

務環境の改善を今後とも行っていただきたいと思いますというわけです。

そこでお伺いします。県では、平成27年から女性が働きやすい医療機関認証制度を実施しているわけですが、看護師が働きやすい環境づくりに向けて今後どのように取り組んでいくのかをお聞かせください。重複があれば簡単に結構です。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 女性が働きやすい医療機関認証制度についてお答えをいたします。

本県では、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりを進めるために、平成27年度に全国で初めて、県による公的な認証制度であります、女性が働きやすい医療機関認証制度を創設いたしました。

認証医療機関は、設立発足の初年度は、五つの医療機関でありましたが、取組を進めました結果、昨年度までに、15の医療機関に拡大をしております。

認証制度の周知につきましては、三重県医療勤務環境改善支援センターが開催するセミナーにおきまして、認証制度の説明を行いますとともに、県内医療機関にパンフレットを配布するなどの啓発も行っております。

さらに、今年度は、県医師会と共同で県内医療機関を対象とした説明会を行い周知を図っていくことといたしております。

今後も、三重県医療勤務環境改善支援センターと連携をいたしまして、認証医療機関の拡大を図っていきたいと考えております。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。ぜひとも今後、規模の小さい医療機関への拡大も、難しいとは思いますが、お願いしたいと思います。

そして、その三重県医療勤務環境改善支援センターで、そういう認証の仕組みを持ってやっていただいているということなんですけれども、事前の意見交換で聞くとところによりますと、経営者や管理者、人事担当者向けの取組がこれまで多かったということです。これからはぜひとも現場を巻き込んで展開していただきたいと、現場を巻き込んで展開していくことが

鍵となるのではないかと感じます。ぜひとも規模の小さい医療機関に広げるためにも、現場と一体となって進めてほしいと要望させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後の項目の（３）特別支援学校の看護職員についてというように置きました。三重県においては、医療的ケアが必要な生徒のために、看護資格を持つ方々に特別支援学校の職員として働いていただいております。医師がいない中で、というのが病院勤務との大きな違いであり、現場の看護職員にとって、責任を重く感じる仕事であると聞いております。

そこでお伺いします。特別支援学校の看護職員について、県として行っている取組や看護資格を持つ貴重な人材としての処遇も含めた現在の状況についてお聞かせください。御答弁をよろしくお願いいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 特別支援学校の看護職員について、学校に定着するための支援などについての御質問でございます。

特別支援学校において医療的ケアの必要な児童・生徒が、身体的にも安定した状態を保ち、安心して教育活動に参加できるよう、看護師資格を有する職員を配置しています。これらの職員には、主治医の指示書に基づく痰の吸引、経管栄養、導尿、インスリン注射等を行っていただいています。また、教員への指導、助言や、児童・生徒の健康状態の維持、改善を図るための自立活動の指導等、重要な業務を担っていただいております。

今年度は、９校に１７名の看護師資格を有する職員を臨時的任用の常勤講師または非常勤職員として配置しています。任用期間は１年で、翌年度も任用する場合は、改めて任用を行っています。年度途中の離職状況については、平成２８年度は１名、平成２９年度は２名、平成３０年度は２名ありまして、いずれも家庭の都合等によるものでございました。

離職には至っていないものの、看護師資格を有する職員が業務を遂行するに当たっては、指示を仰ぐ医師が学校にいないことが大きな不安要因であるとお聞きをしております。

このため、県教育委員会では、定着に向けた支援として、安全・安心に医療的ケアを実施できるよう、医療的ケア実施マニュアルを作成し、活用いただいているところです。

加えて、学校の要請に応じ、指導医や指導看護師を派遣し、助言等を行うとともに、看護師資格を有する職員の情報交換会や医療的ケアに関する専門性の向上を図るための研修会を実施しています。

今後も、引き続き、このような取組を進めるとともに、看護師資格を有する職員が事情により学校現場を離れる場合には、近隣他校での任用紹介、ナースセンターへの届出制度や、同センターで実施している再就業に向けた復帰支援研修会などの情報を提供していきたいと考えております。

〔36番 村林 聡議員登壇〕

○36番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。様々な事業でフォローしていただいておりますということがわかりました。

しかし、処遇、立場としては期限つきで、1年ごとの更新であるというお話であります。こういう処遇ですと、なかなかお給料についても上限があって、一生の仕事として捉えるのは厳しいのではないかなと感じる次第です。

でありますので、そうであるならば、せめて人材の循環、流動性を確保すべきではないかと思うわけです。看護資格を持つ貴重な人材職員でありますから、例えば特別支援学校には夜勤がないわけで、子育てや介護などの事情で病院勤めができない方に来てもらう。そして、退職するときはお話がありましたけれど、離職届を徹底する。さらに学校からも、先ほど届出の代行の話がありましたけれども、学校からもできれば代行していただきたいと思えます。そして、また事情が許せば病院へ復職してもらう。こういう人材の流動性を確保するというのが重要なのではないかと感じました。ぜひとも制度上の限界があったとしても、できる限り報いていただきたいとお願いを申し上げまして、この項目を閉じさせていただきます。

以上で私の予定しておりました質問が全て終わりました、時間もちょうどまいっておりますので、円滑な進行に御協力いただきました執行部の皆様に

感謝を申し上げまして、質問を終結させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休

憩

○副議長（北川裕之） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 52 分休憩

午後 4 時 5 分開議

開

議

○議長（中嶋年規） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

疑

○議長（中嶋年規） 日程第 2、議案第 3 号から議案第 20 号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。12 番 田中智也議員。

〔12 番 田中智也議員登壇・拍手〕

○12 番（田中智也） 皆さん、こんにちは。大変、長丁場の議会でございますので、お疲れのところだと思いますけれども、議長のお許しをいただきましたので、質疑をさせていただきたいと思います。

質疑の前に、先般 5 月 27 日の議会運営委員会で、質疑に関してその趣旨を再度徹底してはどうかということでございまして、質疑について文書をいただきまして、賛否または修正等の態度決定が可能となるような不明な点について、提出者、執行部の説明や意見をただすためのものであると。したがって、自己の意見を述べることはできないとされているということで、この場合の自己の意見というのは、賛否に関する自己の意見ということでありまし

て、私も今からさせていただく中において、質疑の体裁の上から必要とされる、自分はこういうふうを考えるけれどもどうですか、というようなことにさせていただきますので、御容赦をいただければと思います。

さて、議案第6号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案ということであります。

会計年度任用職員というのは、2017年に地方公務員法と地方自治法が改正をされ、2020年4月、令和2年度から自治体の非正規の職員が会計年度任用職員となると伺っております。全国的な地方自治体、地方公共団体の職場では、任期の定めのない正規の職員の数というのは年々減ってきてます。1994年がピークらしくて328万人、これがピークで、ピークアウトして減少を続けていて、2006年から2016年のこの10年間でいきますと、26万人減っているそうです。行財政改革をしていかなければならない、財政を健全化していくという流れもあって、私もこの当時、県の職員でありましたので、このことについては十分承知をしているところであります。

一方で、この10年間で26万人減ったんですけど、この10年間で非正規の職員というのは21万人増えているという状況であります。2016年時点では64万人と伺っておりますけれども、当三重県で現在の状況は、この非正規の職員の数というのはどうなっているか、まずはお伺いしたいと思います。

○総務部長（紀平 勉） それでは、非常勤職員の人数につきまして、答弁をさせていただきます。

教育委員会及び警察本部を除きます三重県の業務補助職員の人数と統計調査員を除く嘱託職員の人数の合計は、平成29年度現在で延べ1500人という状況でございます。

今回の会計年度任用職員の制度の創設によりまして、そのほとんどが会計年度任用職員へ移行するということを予定いたしております。

以上でございます。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） 1500人ということでありまして、任期の定めのない正規

の職員というのは、4500人かそれぐらいだったかなと記憶しておるんですけども、それに対して1500人の非正規の職員が今回の会計年度任用職員になるということであります。

総務省の地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会、ちょっと長い研究会ですけども、ここの報告によると、常勤と非常勤の概念については、常勤の職は本格的業務であり、典型的には組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務などが想定されるというふうにあります。

正規の職員が先ほど申し上げたとおりの総務省の研究会における報告だとすれば、それを裏返してみると、それ以外の部分、県民さんの暮らしとか命にかかわる直接的な業務の大半が、この会計年度任用職員に任せることが可能ということも言いかえられるわけでありまして、そういう点からすると、現在の三重県においても県庁の仕事の中で、この臨時や非常勤の職員、すなわち令和2年度からは会計年度任用職員となられる方たちの存在というのは非常に大きくて、必要不可欠だというふうに認識をしているところであります。

そんな中で今回上程された議案について、もう少し報酬について日額とか時間額または月額で定めるとか、公務のため旅行したときはその費用を弁償するとか、旅費ですね、期末手当を支給するということがざっくりわかっているんですけど、その他の詳細などについても教えていただけることがあれば御答弁いただきたいと思います。

○総務部長（紀平 勉） 今回の制度の改正の中身につきまして、少々長くなるかわかりませんが、丁寧に説明をさせていただきたいと思います。

地方公務員の臨時・非常勤職員につきましては、先ほど議員御指摘のとおり、多様化する行政需要に対応するために、全国的にも総数が増加しております。また、様々な分野で御活躍されておりまして、地方行政の重要な担い手となっております。

これら臨時・非常勤職員につきましては、適正な任用とか勤務条件を確保することが求められておりますけども、各自治体で運用それぞれがばらばら

であったということから、今回、国におきまして、地方公務員法及び地方自治法の改正が行われ、統一的な見解が示されたということでございます。

その改正法の内容といたしましては、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度、これを創設いたしまして、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行ない、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものでございます。また、あわせまして、会計年度任用職員につきまして、期末手当の支給を可能とするものでございます。

これによりまして、従来、地方公共団体によりまして、任用とか勤務条件、様々な取り扱いであった状況でありましたのが、国におきまして統一的な取り扱いが整備をされたということでございます。

こうした改正を踏まえまして、三重県が今回出している条例案では、会計年度任用職員の報酬、これの上限額あるいは一定の要件を満たす対象者の方々に期末手当の支給を行うことなどの規定を定めております。

また、会計年度任用職員の報酬につきましては、総務省通知によりまして、常勤職員の属する職務の級の初号給の給与月額を基礎として、職務の内容、責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきなど示されており、今後これらの考え方に沿いまして、常勤職員の給料表をもとに、常勤職員との均衡を図りながら報酬を設定してまいりたいと考えております。

地方公務員法及び地方自治法の改正につきましては、令和2年4月1日から施行されるところでございますので、より一層の人材確保にもつながりますよう、法改正の趣旨を十分踏まえながら、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） 御答弁いただきまして、ありがとうございました。上限額を決めたり、期末手当を支給できることを今回の条例で定めると。

お伺いしていると、詳細についてはこれからだというふうに理解をいたしました。

そんな中でもやっぱり同一価値労働、同一賃金という考え方、これがやっぱり私は原則だというふうに思っていますので、それぞれの職務、業務に応じた形で、正規職員の方の給料としっかりと見定めてもらいながら、制度設計をしていただきたいなと思うところであります。

繰り返しになりますけれども、現状の公務職場、地方公共団体の中では、国もそうかもわかりませんが、これら臨時や非常勤職員の存在というのは必要不可欠な存在というふうに思ってますし、ただ今回の制度改革が、先ほど知事も代表質問に答えて答弁の中で、総額人件費をやはり抑制していくというのは財政健全化の中で必要なことだと。抑制していくというか、限りがあるというおっしゃり方をしましたけれども、そうやってきて、ただ制度上、期末手当を支給できるとなってくると、やはり財源がどこから、じゃ、出すんだということにもなりかねませんし、非常に今回の制度改革を契機に、労働条件が低位で、国全体でもありますけれども、平準化していかないかちょっと心配をしておるところであります。

人材確保に資するようなものをというふうに、総務部長答弁いただきました。ぜひともそういう観点で、この新制度に向けて詳細の設計をしていただければというふうに意見を申し述べて、質疑を終了とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 5番 石垣智矢議員。

〔5番 石垣智矢議員登壇・拍手〕

○5番（石垣智矢） 自由民主党県議団のいなべ市・員弁郡選挙区選出でございます石垣智矢でございます。まさか5月にバッジをつけてから、この6月に議案質疑という大役をいただくとは思ってもおりませんでした。改めて議長並びに会派の皆様方に感謝申し上げたいと思います。元気に質疑をさせていただきますので、答弁のほうも元気に返していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは時間もございませんので、早速、質疑に入らせていただきます。

まず一つ目は通告書に従いまして、議案第3号に関する質疑、広げようダイバーシティみえ推進事業についてお伺いをいたします。

近年、ダイバーシティという言葉をよく耳にするようになりまして、その考え方も国内の民間企業などでも多く採用されております。ダイバーシティとは性別、国籍、年齢などの一人ひとりが持つ様々な違いを受けとめ、多様な発想や価値を生かすことを意味する言葉であります。

この考え方におきましては、国の推し示す誰もが輝く一億総活躍社会の実現の中にも、女性や男性、そして若者やお年寄り、障がいなどのある方、誰もが活躍し生きがいを感じることでできる社会づくりという形で記載もされておりますけれども、我が三重県においても平成29年12月にダイバーシティ社会推進の決意、考え方を示す「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」が策定をされました。この方針に基づき、様々な取組が行われておりますけれども、昨年度には津市においてダイバーシティ社会実現に向けてのワークショップが開催をされております。

そこで御質問をさせていただきたいと思います。ワークショップのどのような結果や内容を受けて、今年度555万円の新事業の取組に至ったのかを教えてくださいたいというのが一つと、もう一つがダイバーシティ社会の実現というのは、かなり長期的に目標を立てて進めていかなければならない事業だというふうに思っておりますが、長期的な目標の中で今年度の555万円の新事業が一体どのような役割を持っているのか、この2点についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○環境生活部長（井戸畑真之） それでは、ダイバーシティみえ推進事業の取組につきまして御答弁申し上げます。

先ほど議員から御紹介ございましたように、平成29年12月に「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定いたしまして、ダイバーシティ社会の実現を目指し取組を進めております。

ダイバーシティ社会の実現のためには、地域社会全体での息の長い取組が

重要でございまして、この推進方針の中でも、ダイバーシティの考え方の浸透を図る段階、そして県民の皆さんの行動につなげる発展の段階、そして県民の皆さんの行動が拡大していく段階の三つのステージを位置づけておりまして、今年度は昨年度に続き浸透の段階に当たります。

県民の皆さんのダイバーシティという言葉の認知度はまだ低いというのが現状でございまして、ダイバーシティ社会の推進に当たり、県民の皆さんの行動につなげていくためには、まずダイバーシティに対する理解や共感を促していくことが重要であると考えております。

このため、昨年度はダイバーシティに関連する様々なテーマを設定し、ダイバーシティを自分事、あるいは地域事として考えてもらうワークショップを津市内で開催しました。参加いただいたほとんどの方から、新たな気づきや意識の変化があったとの声をいただいたところでございます。

こうしたことから、今年度は、津市内だけではなくて、会場を県内各地に広げ、引き続きワークショップを開催したいと考えております。

また今年度、新たに高等教育機関と連携した講座も開催するなど、ダイバーシティの考えを県内にさらに広げていきたいと考えております。

次年度以降は、引き続きダイバーシティの考え方の浸透を図りつつ、行動の見える化や、あるいは実施に移すきっかけづくりなど、発展というステージにも入っていききたいと考えております。ダイバーシティ社会の実現に向け、次の展開につなげるため重要な下地づくりとして、今年度も浸透の取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔５番 石垣智矢議員登壇〕

○５番（石垣智矢） 御答弁をいただきました。私も大分と時間が押し迫っております、なかなか早口になってしまって申しわけなかったんですけども、先ほど答弁をいただきますと、今かなり認知度が低いので、まず県民の皆さんに理解や共感をしていただく、浸透を図る段階だというふうにお伺いをしました。

今回は、このダイバーシティの推進事業ということで、若い世代に注目を当てて、いろんな方々に周知をしていくというような段階だとお聞きしておるんですけども、この若い世代に焦点を当ててどのように若い世代に拡大をさせていくのか、ダイバーシティというのを理解していただくために、この若い世代、皆様方に啓発をしていく方法を少し具体的に教えていただければと思います。

○環境生活部長（井戸畑真之） 若い世代の皆さんは、ダイバーシティについて学ぶ機会があれば、理解や共感是比较的早いのではないかと考えており、啓発におきましては関心の有無にかかわらず、学びの機会が得られるといった参加のハードルを下げるような工夫が重要であると考えております。また、若者への啓発は、例えば参加した若者からSNSなどを通じて発信するなど、その情報発信力にも期待しておるところでございます。

こうしたことから今年度は、複数の県内高等教育機関におきまして、ダイバーシティをテーマとする学生向けの授業や公開講座を開催いたします。また、教育機関のノウハウを生かし、学生だけではなくて、企業やあるいは行政等でも活用できる啓発教材を大学の協力で作成したいと考えております。こうした高等教育機関との連携を通じまして、学生をはじめとした若い世代に対して、ダイバーシティの浸透を図っていこうと考えております。

以上でございます。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 県内高等教育機関とともに啓発活動をしていくということでございました。また、参加のハードルを下げて、若い方々により参加していただけるような、そんな仕組みづくりもされるということで、ぜひとも御期待をしたいなと思うんですけども、ここでもう一つ質問なんですけれども、多様性の社会を推進していくということであれば、例えば女性の活躍であったり、高齢者の生きがいであったり、また障がいを持つ方々が地域に入っていけるようになって、いろいろな分野に目を向けることができると思うんですけども、今年度はなぜ若い世代へというお考えになったのか教え

てください。

○環境生活部長（井戸畑真之） ダイバーシティといいますのは、先ほどお話しございましたように、障がい者であったり外国人であったり高齢者であったり、いろんな方々だと考えております。

ですので、ワークショップのテーマにつきましては、例えば外国人との共生であったりとか、例えばSDGsのことを考えてみようとか、まだテーマはこれから考えますけれども、こういった多様性というものを、ダイバーシティというものをテーマにしたワークショップを通じて、まずは若い人たちにそういうものがどういうものなのかということを実感していただくということが今回の趣旨でございます。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 答弁をいただきました。ぜひともいろいろな内容に目を向けていただいて若い世代からスタートさせていただくと、そういう事業であっていただくということで、ぜひとも期待をさせていただきたいと思います。

また、このダイバーシティの全国的な調査の結果を見ますと、非常に基本計画の策定や条例の制定までは進むんですけども、なかなか多様な意見を持つ住民の方々が、施策参画まではいかないというような調査データも出ておりますので、ぜひともさらなる周知を呼びかけていただけるような、そんな計画を私からも申し添えて、一つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、二つ目に入らせていただきます。二つ目は、LGBT等理解促進事業についてお聞きをいたします。

この事業は多様な性的指向、性自認に関する社会の理解を県民の方々に深めていただく今年度から始まる新事業であります。本年2月、多様なSOGI、これはソギとかソジと言われることもあります、についての理解を深め、適切な行動につなげるための職員向けのガイドラインが策定をされております。セクシャルマイノリティについての基本的な認識や行動例を掲載するも

ので、都道府県の中では作成は初めてということで、非常に三重県は先進的に取り組む決意というのが見られると思うんですが、このLGBT等理解促進事業、180万円上がっておりますけれども、県民に広く理解をされるためにどのような仕掛けを用いて今年度されるのか、ぜひともお話を聞きたいと思います。

○生活環境部長（井戸畑真之）　LGBT等理解促進の取組につきまして御答弁申し上げます。

県では、性的指向、性自認に関しまして、県民の皆さんの間に正しい理解が広がるよう、これまでも県民人権講座のテーマとするなど、啓発、教育などに取り組んできたところでございます。

今年度は、特に若者に主眼を置いた新規事業を考えております。

具体的には、多様な性的指向、性自認に関して、若者と一緒に学ぶということを通じて、県民の皆さんの理解促進を図ることを目的としたイベントを実施いたします。

加えて、企業や児童養護施設向けのターゲット別研修を実施したいと考えております。

まず企業向けでございますが、当事者である若者も含めて安心して就労できる環境づくりが課題となっておりまして、企業の人事・採用担当者の方を対象に研修を実施します。

次に、児童養護施設向けでございますけれども、子どもたちが集団生活を送る児童養護施設等でも、当事者である子ども、若者が安心して生活できる環境づくりが重要でございまして、日々の生活で密接にかかわる施設の職員の方を対象とした研究を実施するものでございます。

こうした様々な啓発を通じまして、県民の皆さんの性的指向、性自認に関する理解促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢）　お答えをいただきました。ぜひ若い方々を中心に、いろ

んな方々を巻き込みながら、この理解促進の事業を進めていただきたいというふうにも思いますし、一番これを忘れてはならないのは、やはり当事者の方々の思いというのをまず尊重していただくことが一番なのかなというふうに思っております。現在、悩まれている方々もたくさんいらっしゃいますので、ぜひともその方々に寄り添った事業であるということを申し添えさせていただいて、私の今回の議案質疑とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。議案質疑をさせていただきたいと思います。お疲れのところですけども、最後でございます。石垣議員のように元気になれますかどうか、頑張りたいと思います。

それでは、議案第6号及び議案第8号に関してということで、二つに関連をさせていただき質疑をいたします。

先ほど、議案第6号については田中議員のほうから質疑がありましたので、そのことも踏まえた上でお聞きをしたいと思います。

どちらも臨時採用をしている皆さんを新しく会計年度任用職員という制度に移行するためのものであります。議案第6号では総務部長に概要説明をしていただきました。概要は同じことだと思いますけれども、議案第8号教育委員会のほうで、公立学校の臨時教職員の方の今後の移行について、まずは御質問したいと思います。

三重県の公立学校においては、臨時教員の率が全国でも大変高いと言われておりますけれども、多くの正規採用でない臨時の教員の方に本当にお力をいただきながら日々の学校運営がなされていると思います。学校現場ではもちろん教員だけではなくて、教員以外の職で臨時で働いてみえる方もおりますけれども、今回この会計年度任用職員として、フルタイム、パートタイムという別もあることになっていきますけれども、それが今、臨時で働いてみえる方が、どのような対象の方がそういったものに振り当てられるのかという

こと、まずそれをお聞きしたいことと、今回、先ほどの田中議員の質問の中でも運用面において同一価値労働、同一賃金の名のもとに今回このことが基本として出てきているわけですが、期末手当やそれから処遇改善、様々あります。地域手当というのも、これも、わあ、すごいな私はこの条例の中で見て思ったわけですが、こういったことが実際はどのように運用されるか、総務部では、まだ今、進行形であるということで決定はされていないということですが、今、教育委員会ではどのような形に運用されていく方向なのかということをお聞きをしたいと思います。協議して決めるとか、教育委員会が定めるとか、規則で定めるという文言になっておりますけれども、そのところの扱いをお聞きいたします。

○教育長（廣田恵子） 公立学校等における会計年度任用職員の対象と運用についての御質問でございます。

公立学校職員のうち、法改正に伴い会計年度任用職員に移行する職としては、担当教科の授業を行う非常勤講師や事務職員の補助等を行う業務補助職員等を予定しておりまして、約2600人になると見込んでおります。

法改正や、先ほど総務部長の説明にもございましたが、総務省の通知により、報酬については教育職員の専門性を踏まえ、職務の内容や責任、職務遂行上、必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきとされておりまして、期末手当については任期や勤務時間が一定の基準を満たす場合に支給できるようになりました。

このため、県教育委員会としましては、法改正の趣旨や総務省の通知を踏まえ、非常勤職員の現在の任用の実情も十分に考慮しながら、適切な勤務条件となるように取り組んでいきたいと考えております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 説明をいただきまして、2600名の方が今パート、それからフルタイム、言われなかったけど、話によると全てパートの会計年度任用職員に振り分けられるというふうに伺っているんですけども、特に授業時間の非常勤講師がたくさんいらっしゃる、多いんだと思います。その中の

大半を占めております。

学校という現場は、ほかの職種では、日給という形で月決めの日数とかなんですけども、授業時間においては週における授業時間数という契約に今までもなっておりまして、現実的には、例えば週6時間とか週12時間あったら大変多い、現実的には各学校の定数の先生方の中、そこで賄い切れない授業時間を持つことになるので、たくさん一つの学校で、ある教科で出てくるということはなかなか想像できないので、6時間であるとか多くても12時間だったら、二つの学校を掛け持ちされるような実態があると思うんですね。

そういう実態も十分に考えた上でというお話がありましたけれども、そういう実態もきちんと見ていただいた上で、1時限、2時限、3時限で必ずまとまって授業ができるとかじゃなくて、ばらばらにも学校運営上なるということもありますし、このところが本当に問題なところで、今までもあったけれども、これが会計年度任用職員で解決されるかという、このことだけでは解決はされないと思うんです。附帯決議の中には労働条件の処遇の改善とかあるんですけど、先ほど田中議員も言われましたけれども、雇用とそれから人材確保ということで、本当に時間、授業の先生方をお願いするのが難しい、本当に困難なんですよ。

そういう中で端的に言えば、単純に時間だけでいくと、フルタイムにはほど遠い時間数で制度上は働いてみえる方がこの制度に移行する中で、働いていただく方をお願いするに当たって、十分に有効に、それが機能するようなことも附帯決議にもありますので、していただきたいと思います。

今、お伺いするにつけ、どちらについてもまだ詳細は、出すことができるという手当で、それをどのように出すかを今、考えられているということなんですが、それがわからなくては、私はこのことに関して可否の判断をすることは難しいというふうに今、感じております。

委員会等でも審査がされるわけですけども、大枠はわかりますよと。でも、具体的なことがわからなければ、それこそ本当にどうなっていくのということですので、そのところを例えばこんな話があります。先ほども財政

のところの中で、決まった中で、国からは要望してても今のところ、まだこのためにおりてくるという話はできていないので、じゃ、中で何とかしよう。そうすると、例えば今まで決まっていた時間給を操作して、そうして手当は出すからねというような形に、そんな話が進んでいくんだったら、これは問題だな、そのことも含めて私たちは審査をしていかないといけないと思うんですが、例えばそんなことはあり得るんですか、絶対ないんですか、わからないんですか。今後。

○教育長（廣田恵子） 現在、先ほども答弁させていただいた内容と重複はするんですけども、総務省の通知をきちんと踏まえながら、こういったことに定める報酬等で、新たに支給されることになる期末手当とかそういうこと、そして実情も踏まえてですので、それを今、本当に考えている最中でございますので、不利益が生じることがないように適切に任用とか勤務条件を考えていきたいと、そんなふうに今、考えている最中でございますというのが答えでございます。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 教育委員会、今、一生懸命考えてもらって、よりよいようにというふうだとは思いますが、では、ちょっと総務部にも議案第6号ということで伺いたいと思います。

今、業務補助職員とかで臨時で働いてみえる方が1カ月の仕事の日数が18日であるとか何日であるとかという決まりがあると思うんですが、例えばさっき財政的な面でいろいろ苦心をされると思うんです。捻出のためにね。その日数を抑えるような形で、例えば手当分を捻出するようなことがあるかもしれない、あつてはいけない、まだわからない、検討していただいていると思いますが、いかがでしょうか。同じことです。

○総務部長（紀平 勉） 財源についての御質問ですので、お答えさせていただきます。

これは新たな制度でございますので、今の地方財政計画の中には、この財源は組み込まれておりません。来年4月1日から新しく制度が開始しますの

で、そのところは国のほうは制度改正の影響額の調査を行って、地方財政計画のほうにも入れるように検討したいということで、今、検討が進められております。

それから、あと全国知事会のほうでも、こういった議員御心配の点がありますので、しっかりと財源を確保するようにということで、政府のほうにも要望していただいているところでございます。

県の考え方でございますけれども、これは来年4月1日から施行されて、スタートしますけども、新たな会計年度任用職員制度が円滑にスタートできますように、財源についてはしっかり確保していきたいと考えております。

以上です。

〔21番 山本里香議員登壇〕

〇21番（山本里香） ありがとうございます。まだまだ大変な作業がこれから待っていて、そのことを今この時点でこの条例を審査するのは大変難しいなという感をいたしました。委員会でどのように審議されるかということです。

不利益にならないようにということで、今、お話があったことは本当に心強いことなんですけれども、制度の転換というときに、いろいろな意味で短期的な部分と長期的な部分と、短期的というは今、臨時で働いてみえる方が次へ移行するに当たってどうか、不利益が生じないかということで、多分、皆さん委員会でも話になると思います。

それだけではなくて、この制度が長期的にどういうことが起こってくるのかという将来に向かって、公的労働が今までは、この制度ができるまでは各自治体でばらばらな臨時職員の雇用の仕方であった、待遇であったのを、それでは問題があるからと一つの制度の中に持っていくわけですが、公務労働というのは本来、今までは正規職員で教育についても、それから庁舎現場においてもされていくというのが基本だったので、今までそういうことまで整理されてこなかった。けれども、これが今回こういうことになって、任期の定めのない常勤的な、必ず要る仕事をこういう形の会計年度任用職員でお願いするというのが仕事の細切れや、それから外部に委託するような

ことにつながっていかないかということは心配をしています。

特に教育現場は、このごろスマートであるとかスリムであるとかということがよく言われますけれども、スマートやスリムよりも泥臭い、それこそ大変、現実的な部分でございますので、十分にこれからよい制度設計に、運用設計にさせていただくことと、詳細なところまでやっぱり委員会での審査をお願いしまして、この場を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（中嶋年規） 以上で、議案第3号から議案第20号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号から議案第20号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
9	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例案
17	財産の取得について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
1 6	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）内宮幹線（第2工区）管渠工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件 名
1 4	三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
3	令和元年度三重県一般会計補正予算（第2号）
4	令和元年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
5	令和元年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
6	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案
7	三重県森林環境譲与税基金条例案
8	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案
1 0	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
1 1	三重県県税条例等の一部を改正する条例案
1 2	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案
1 3	公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

1 5	土木関係建設事業に対する市町の負担について
1 8	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
1 9	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案
2 0	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案

○議長（中嶋年規） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。明7日から9日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、明7日から9日までは休会とすることに決定いたしました。

6月10日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（中嶋年規） 本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。
午後4時41分散会